

となりて苔のむす迄といふ歌をとりしなれどさざれ石
とは小まかな石なり小まかな石が動かぬといふわけも
なし又「俱に死なうと約束してあの寺町を出ぬ先きは
わたし獨りが死ぬ覺悟」そんなに死にたがる學問を兩
親がさせるので兎角情死が多いのだらうなどと追々改
めるといふことだがこれは至極結構な思ひつきでござ
る丸で止めることはできませんから。

三錢の日當

此頃朝鮮人の長崎にて日雇稼をなす者數多あり三錢も
やると日本人が五十錢も貰つた程喜び働く故かういふ
奴を追使ふこそよけれと高島炭鑛にて評議中（東京曙
新聞 一三、四、一三）

一日三錢の手間賃は嘘のやうだけれど、私の家に明治
十九年の母の日記がある、金廿一錢向山うなひ賃三日分
仲藏へとあり。雇主の方で喰べれば一日三錢でも相當だ
つたのである。しかし「奴」はひどい。

醜體

一昨日は大風なれば土曜日故か墨陀の遊客は恰も蟻
の甘きに集へる如く雜沓いうべうもあらず其中に一際
目立ちしは茶筌髻に紫縮緬の被布を召たるはいづれ貴
顯の後室様と見受け奉る御方がいづれにて召上られ玉
ひしや十分の御酩酊にて足元もしどろもどろ堤上を歩
ませ乍ら往來の男にしなだれかかり抱き付き恰も是梅
若の母が物狂と一斑の醜體なれば女中や家扶は弱り切
りやうやう抱きすくめ人力車を雇ひ來て深川扇橋の方
へひかせ行きしはいづれの御方様にや御名は聞洩しは
べりぬ（一三、四、一二、曙）

「御後室」なら待たせておく俵位はあらうし、これは假
裝臭い。これが一年たつと

世の中は三日見ぬ間に櫻哉と昨今は墨堤の櫻花は最早
残りなく散りうせていつしか新緑と變せしが本年の花

見客は例年に比すれば至つて少なかりしは米價の騰貴
と焼出されの多きが一大原因をなせしには相違なけれ
ども又一には餘寒の強きと花を見んと思ひ立つ好天氣
は一日も無く舊冬よりかけて今年位暴風の多きことは
あらざれば是等が障礙をなしたるにて花の盛りころは
毎年吾妻橋と枕橋と二ヶ所は雜沓の中を馬車歩挽車が
危きほど輾る故數名の巡查が派出所して通行人の注意を
なし來りしが本年はそんな雜沓は絶えて無くまた例年
竹屋の渡を越ゆる者は一日に平均八百人前後なりしが
これも今年は三百人に過ぎずまた酒狂人等が物争ひを
なし或は堤の花を折りなどして巡查の厄介となり警察
へ拘引されるは花見の名物の如くなりしが本年は價の
高くなりし故正覺坊先生も我慢せしと見えて此類も稀
なりすでに日本橋の辨徳（料理屋）は或人の別荘を借
りうけて開業せしが丸損となりたりと之にて他の料理
店の不景氣も推して知るべきなれども八百松、植半、
柏屋杯は種のいい上等髯客が來る故さのみ雜沓はせず
といへども實入はよかりしとまた上野公園地の花も博
覽會へぞろ／＼出かけし割には眞の花見通は至つて少

これだけ變つてゐる。どちらも前世紀の記事になつた
のだ。

嫁に行くのはいや

牛込赤城下町十六番地東京府士族山崎直綱長女おみつ
（十五年）は老ての後の一人娘にて掌中の珠と愛み氣
隨氣儘に育てしかば横の物を堅にもせぬ我儘者なるが
最早聲をも迎へる年齢ゆゑ諸所へ聲の周旋を頼み置し
に幸ひ良縁の申込ありければ父母は大に喜びおみつに
此由を語りしにおみつは其儘家を逃出し日本橋區濱町
邊に住む伯母の許へ行き聲を取るは望なければ今迄の
如く物見して暮すやう兩親に勸めてくれとの事に伯母
も驚き懇々説諭を加へたるを憂き事にや思ひけん投身

醜體―嫁に行くのはいや―戀わづらひ

せんと心を決し又々爰を逸出して小網町邊より大川端
さして駈行きしは一昨夜一時頃の事なれば巡行の巡查
が怪しと認め拘引して取調べしに前件の始末ゆゑ父を
呼出して引渡されたり(一四、四、一三、曙)

今のモダンガールなら珍らしくないが。

戀わづらひ

青山穩田邊に住はるる華族某君の令聞は明治九年頃よ
り病ひに罹り人に面を合せるも心苦しとて只一間にの
み引籠られ何症ともつかずうつうつとのみせらるる故
良醫ときく時は遠近を厭はず取替へ引替へて診察をさ
せ服薬もなをざりならねどもいかなることか更に薬の
効もあらざれば醫師も追々手を引く位の程なれば某君
も深く打案じられて自ら病室に至りて病の様子などを
聞かれると只涙のみ滲ぎてわらはの病根は一朝一夕に
は申難しさを御心につけられ醫藥は勿論加持祈禱に
御心を盡さるるは勿體なし只此儘に打棄られ生死を天

に任せ玉へと語らるるのみなれば某君は凡そ病ひは心
より生ずるとかきけば心弱き事をいはず保養に心を盡
されよまた外に望などありてこれが心に掛り病ひにな
るといふこともあらば包まず語り玉へ何なりとも望を
果さすべしと最もねんごろに言はるゝとますます胸ぐ
るしき有様なれば其後は却てあしかりなんとて只だ家
令等に命じ看護に心盡させらるれど増々病は重るのみ
ゆゑこは尋常の病にあるべからずと心利きたる下婢に
申し付けて其病根を捜らせけるに豈はからんや當時四
谷桐座へ出勤せし市川團之介と云ふ伊夫を一度覽らる
ると忽ち戀風に誘はれて更に忘れかねられたれども身
分柄といひ殊に夫もある身故胸に堪へて身をつゝし
辛抱して居れば居る程彼の團之介の傍が眼先にさへぎ
り片時も忘るゝ暇なく只あこがれて居らるゝうち團之
介は同座を脱して大阪へ行きたるゆゑ一層思ひに迫り
終に六年越の長病に罹り居らるゝとことがわかりけ
れば某君はあまりの事にあきれかへりしばし打案じて
居られけるが其性お氣輕と見えてチト不都合の事には
あれど人命には換へ難し其團之介とやら人を當地へ呼

寄せ其演劇を見せなば忽ち全快なすべしと金を持たし
團之介を呼寄せんとて家扶を出立させられしに團之介
は同地の金主が放し難きよしを言張るので迎に行きし
家扶は空しく歸京せしかば妻君は粹な夫の計らひに戀
したふ團之介が今にも當地へ来るならんと心待ちに氣
もいさみ全快の小口に至りしも前の報をきくとまたも
病は一層重りしと聞くが今時戀煩ひをする者はあるま
じと思ひしにさすがは華族だけに頗る古風にやられた
り(一四、二、一六、曙)

「箱根権現のざりの仇討」に、道助がお嬢様に惚れられ
てせうことなしにうんといふ條を讀んだ時、私は十三だ
つた。ひどく道助の果報を羨んだものである。そしてこ
んなお嬢様がまた有るだらうかと思つた。矢はり有るこ
とは有つたのだ、これを見ると。

妾

民法が改正されようとした時「妾」をどうしようかと

いふことは多少問題になつた。
曙に出た久津見息忠の論は、危機一髪といふところま
で行つてゐる。

曩ニ我政府ノ刑法ヲ制定セラル、ニ當リテヤ妾ヲ親等
ノ中ニ入ル可キヤ否ヤノ議頗ル紛論ヲ惹起シタリトハ
當時專ラ世人ノ風聞セシ所ナリ爾來刑法ノ頒布アルニ
際シ余輩ハ其果シテ如何ニ決着シタルカラ看視スルニ
燦然タル法文ハ醜穢ナル妾ノ字ヲ斷然削除シ賤視スベ
キ卑妾ヲ以テ更ニ親等ノ中ニ列セズ法律上ニ保護セズ
夫ノ妾ヲ二等親ニ列スルガ如キ奇怪ノ律面ヲ存セザル
ハ誠ニ我政府ガ時勢ノ進歩ト條理ノ發達トヲ斟酌シタ
ル改正ナルヲ稱讚ナシタリキ而シテ今ヤ亦我政府ハ民
法ヲ制定セラル、ニ當リ刑法ニ斷然削除シタル妾ハ勿
論民法ニ依然殘存シ民法上蓄妾ヲ明許スルガ如キ表裏
ノ愚案ハアラザルベシト雖モ輿論ハ果シテ蓄妾ヲ民法
上ニ許容シ戸籍ニ明載スルヲ欲スルヤ否ヤハ一ハ當局
者ノ參考トナリ一ハ人民ノ注意ヲ促スガ故ニ余輩ハ之
ヲ輿論ニ問ハント欲スルナリ

古昔未開ノ世ニ當リテハ一夫衆妻ノ俗固ヨリ多ク又怪ムニ足ラザルモノナリ我邦天子ノ后妃ヲ國語ニ「きさき」ト稱シ二后並立セシ事申葉ニ至ルマデ概ネ然リ漢土黃帝ハ衆妻ニシテ娥皇女英ハ姉妹一夫ノ帝舜ニ奉事セリ歐洲上古ノ風俗印度 埃及ノ古俗ハ皆一夫衆妻ニシテ亞刺比亞 土耳其ハ今尙ホ其遺俗アリ中古ニ至リテ漸ク文化ノ進ムヤ羅馬ノ時世始メテ妾ノ名起リ妻ト區別ヲ正スニ至ルト云フ支那ハ周代ヨリ妻妾ノ區別ヲ明カニセルガ如シ周禮ニ所謂聘則爲妻奔則爲妾トハ即チ其區分ヲ明カニシタルモノナリ亦タ大載禮婚妾ト謂ハズシテ買妾ト云フハ妾ヲ賤ムノ言辭ナリ抑モ妻者齊也夫ト齊ク匹適スルモノニシテ妾ハ雇人婢僕ニ均シキハ多言ヲ要サズシテ人ノ善ク知ル所ナリ蓋シ大寶令ニ妾ヲ以テ妻ト併セテ二等親ニ列セシハ上古衆妻ノ遺俗ニシテ而モ新律綱領ノ因襲スルモノナリト雖モ時勢ノ變遷ト條理ノ進歩トニ從ヒ妾ヲ親等ニ加ヘザルハ固ヨリ至當ノ法制ナリトセバ爾來制定スル所ノ民法ニ於テ其人事ニ關セル法則中ニ妾ナル文字ヲ冠セル人物ヲ作出シ其分限ヲ定ムルガ如キハ勿論不可ナリト云ハザル

ベカラズ況ンヤ方今文明諸國ト對立交際セントスル我國ノ如キハ宜シク文明ノ制度タル一夫一婦ノ正當ナル配偶ヲ定メ而シテ洋人ガ常ニ賤ム事「コンキバイン」ト同類ノ蓄妾ノ濱俗ヲ改良スルハ頗ル我國交際上得策トナルベシト思ハシムルヲヤ亦況ンヤ刑法既ニ重婚ノ犯罪ヲ罰スルノ條アレバ蓄妾ハ則チコノ罪實ト一般ナリト云ハザルベカラザルヲヤ
或人ハ論ジテ曰ク妾ヲ聘スルハ子孫ヲ絶サザランガ爲メノミ抑モ皇統連綿タルハ御皇孫ノ絶ヘザルガ故ナリ御皇孫絶ヘザルハ妃嬪ノ御皇子ノ誕生アルニ由ル人民ト雖モ亦タ然リ一妻ノ能ク子孫ヲ嗣續スルニ足ルモノナクンバスナハチ妾ニ由ルベシ今妾ヲ捨テ、ハ勢ヒ至尊ヲシテ妃嬪ヲ絶セ玉フニ至ラザルヲ得ズ果シテ然ラバ人民ニ其子孫ヲ絶タシメントシ皇室ニハ御皇統ヲ危クシ奉リ我國臣民ノ本分タル萬世一系ノ皇統ヲ奉戴スルノ理義ニ背キタル議ナレバ我々臣民ノ本分トシテ論議スベカラザル次第ナリト夫レ然リ豈ソレ然ランヤ今日既ニ妾ヲ以テ刑法上親屬ニ列セザル已上ハ民法上之レヲ待ツニ家族ニ編入シ戸籍ニ明載スベカラズ雇人婢

僕ト同一ナラシムルト雖モ派テ至尊ニ論及スベカラズ何トナレバ妃嬪ハ皇族ニアラズ臣民タルガ故ナリ況ンヤ天子ニ妃嬪夫人アリ妃ハ三品嬪ハ四品夫人ハ五品ナレバ古來ノ制タルヲヤ而シテ今現ニ 今上ニ御皇子女御誕生アラセラル、モ(皆ナ妃嬪ノ庶出ニ係ハル)締盟各國ノ帝王トハ吉凶相報ズルノ友誼アルニモ關セズコノ御報通ノナキヲ見レバ則チ御庶出ヲ忌憚セラル、ナルベクシテ妃嬪ハ聖慮ニモ憚シトシ玉ハザルヤ以テ知ルベキノミ果シテ然ラバ今日妾ヲ廢スルモ何ゾ至尊ニ及ブノ理アルベキ且ツ又子孫ノ繁榮ヲ欲スルモ賤妾ノ生子ヲ以テ唯々子孫ノ蕃殖スルノミヲ之レ好スガ如キハ德義上ニ社會上ニ政事上ニ取リテ頗ル得策良計ニアラズ夫レ子孫ハ唯ダ繁榮タルヲ欲スルニ非ラズシテ良子弟ノ出ヅルヲ欲スルニアラズヤ抑モ良子弟出ヅルハ良母ニ由ルハ普通ノ條理ニシテ賤妾ハ良母トナルノ資格ニ乏シキハ亦普通ノ條理ナレバ豈唯ダ子孫ノ蕃殖ノミヲ欲シテ子孫ヲ教育スルニ足ラザル賤妾ニ由ルベケンヤ況ンヤ蓄妾ノ目的ハ子孫ヲ欲スルニアラズシテ買色淫役ノミニ傾向スルハ今日ノ常狀ナルヲヤ一時ノ

妾—伊之の女郎買—差配人の怒

買色タリ淫業ノ使役タル妾婦ハ教育モナク品行モ良カラズ唯ダ僅ニ容色アルノミコノ娼妓ト相去ル誠ニ半歩ナル賤妾ヲ以テ子孫ヲ得ントスルハ子孫ノ蕃殖ノミヲ欲シテ子孫ノ幸榮ヲ計ラザルハ禽獸ト何ゾ撰バン蓄妾ノ醜俗ハ以テ公然法律ニ明許ス可カラザルヤ如斯世論ハ果シテ如何トナスヤ(曙新聞第四百八十九號)

こんな時代もあつたのだ。

伊之の女郎買

淺草區淺草町二十四番地富士米造の長男伊之助と同町十七番地の髷屋の伴河村德造の兩人はまだ乳の香も失せぬ十二三歳の少年ながら中々ませた性と見えて米造がときに徳さんお前まだ女郎買をしたことはないか己は買ったことはないが他の伯父さん達が女郎買ほど面白くはないといふから買に行つて見ようぢやないかといふから行つて見ようとう算段したか二人で一圓足らずの錢を拵へて一昨日の夕暮千住南組貸座敷加

賀見新右衛門(相模屋)方の肆先へ小腰を曲めてモシこ
ちらで女郎を賣ては下さりませうかといふ故コイツは
變つた客だと妓夫は二階へ案内して臺の物を出す段に
なると團子がよいの饅頭が喰たいのと散々食ひ荒しい
よ／＼お床入となり米造はお福徳造はお歌といふいづ
れも四十島田の母に等しき年倍の娼妓に引かれ各々閨
中に入り床の上へ乗せられると徳造はベソをかきしく
り／＼泣出すのでお歌は笑ひながら何が悲しくてお泣
だと背中を撫でずかすとお前が死んだお母アによく似
てゐるので生てゐる中抱かれて寝たことを思ひ出した
といよ／＼泣きたてる故流石の古狐も困じ果てはて明
日は赤の飯に魚添へてはまさかいふまいがお寢よお
寢よとすかしなだめてやつとのことで寢かしつけると
また米造は相方のお福が廻しへ行きたる跡すや／＼寢
入り込みしが母に添寝の夢でも見しにや夜半につい目
を覺しお母さんしつこ／＼と呼立れど来る人もなき故
戸惑ひせしと見え二階の欄干よりシャア／＼と垂れる
と下の座敷には或客がお千代とささめ言の最中頭の上
からしたたか小便を浴びお千代もまた無理算段の晴着

へ垂れかけられたので涙ぐんで怒り出したを妓夫や遣
手が駈けつけて子供のことだからとなだめても中々き
き入れず最よりの警察署へ訴へ出しかば二少年は拘引
され取調の上小便の罰金十五錢お千代の衣類償金四十
錢を申つけられ意外の散財となりたれば揚代金の七十
錢と合せると持合せが不足なしたれば兩人の親共を呼
出され此始末を達しられたれば親父等は金を差出して
警察で泣いてゐる少年を負ひて立去りたりと登樓して
錢なく馬に乗るは往々見る所なれど親爺の背中へおぶ
さり去るは是を以て始とす嫖客も亦種類多し(一四、
五、一四、囉)

これは稀有の記事である。十二三歳の子供が登樓して
も警察ではさつとうしなかつた一つだけでも。

差配人の怒

京橋區瀧山町一番地差配人山崎國藏が此日ごろフット門
口を開て見ると何物の仕業か兎の死したるを捨てあり

ければ其儘塵溜の中へ投込みたるに折ふし衛生掛りの
巡查が見てこれ人の健康を害するものなるに差配人が
此様なことをするとは甚だ不注意なりと厳しく呵責を
加へられしかば餘儀なく斃畜取捨場へ持行きたるが長
屋の者一同聞込みて店賃の催促するばかりが能ではナ
イあんな粗相をする差配人があるものかと口きたなく
言ひ囃しければいつか差配人の耳に入り憤然と怒りヨ
シヨシ此返報はいづれ仕てやらんとつまらぬ事に心を
かけると先ごろ長屋の野口幸吉の飼猫が死んだるが
此幸吉夫婦は猫を愛すること我子の如く猫は推して言
ふときは、翁公が新柳の猫を愛すると同一一般なりければ
悲歎の涙に暮れて猫の死骸を一室に臥し逆屏風を立廻
し經机にはお定りの一本櫛に枕團子を備へ長屋一同を
招待して精進もの、馳走をなし夫よりお長屋の御交際
とてその夜の通夜に百萬遍を頼まれ一同の者は互に顔
を見合せて馬鹿馬鹿しいと呷くものありしが到底これ
もお長屋の御交際と人々は笑ひを忍んで百萬遍を稱へ
線香の烟の眼にしみて涙のいづるを愁傷の餘りに出た
るに擬し南無阿彌陀佛の聲は夜嵐の檐を打つ音と共に

差配人の怒—ゆでられ坊主—こしらへ記事

淋しく漸く其夜を明し一同は呆れて歸りしが夫婦の者
は夫より埋葬のことに氣を揉み出し菩提所に埋むれば
烏や犬の餌食にならん一そのことに庭内へ葬り塚を築
き永代保存せんとて土中へ埋め一本の卒塔婆を建立せ
しが差配人は忽ち此事を聞出し己を笑つたる意趣返し
は此時なり時失ふべからずと野口方へ至り衛生係巡查
の假聲を遣ひ土中へ埋めるは人の健康を害すと談じ掛
けたるが野口夫婦は愛猫の事ゆゑ飽まで差配人に抵抗
してたとひ借地にても地代を拂つて借りて居るうちは
我が地所にて所有權われにありとて角だちたる争論に
およびたる末此義を其筋へ裁判願ひに出でたりしが土
中を深く掘りて埋めし上は別に不都合なしと申渡され
原告差配人の言分立たず被告野口の勝公事となりたれ
ばいさみ進んで我家にかへり一字の堂宇を建立する勢
にて昨十九日は亡猫の初七日に當りたりとてあんかけ
豆腐に茶碗を捧らへ長屋中へ配りたりと聞くに付ても
己の家へは持て来ぬアイツ忌々しい奴だと差配人大に
怒り兎を引合に出して猫を土中に埋めたることに付て
孰れが是が非かと京橋の警察官へ曲直裁判を願出たり

といふが世間には随ぶん閑人もあるものかな（曙一六〇）

こんな事を書く方がよほど閑人だ。

ゆてられ坊主

日課既に畢りぬさらば一と風呂浴て終日勤學の勞を休むべしと西京智恩院山内なる淨土宗學校の生徒兼田順戒古田戒雲の兩人は去月二十六日の夜連れ立つて校内の湯に入り首きりは入りてア、いい湯だ上品蓮臺の快樂も湯上りの心地好きに如かず無垢清淨の法身を現ずるは手裏一條の手巾にありしかし些と温くなつた南無佛七寶瑤地の靈泉をたゞへて比丘らが所願を満たしめ玉へコレサコレサ湯を頼む頼むと呼立てしに釜番の者は心得たりと湯玉の上る如き沸湯をしたゞかに湯口より注ぎ込みたれば兩人は堪るべきやキャツキャと云ひて飛上りたれども底深き風呂に首つ丈けつかり居たる事なれば俄には這出ることも成り難く焦熱の苦しみを助

けて呉れ助けて呉れと騒ぐ間に體は赤黒く爛れ上りて只見る二頭の湯煮鮪を現はしたり此騒動を聞付て馳集りし人々は驚きて早速に助け出し其まゝ釣臺に昇き乗せて病院へ送りたるがまづ命には別條もあるまじとのこと（一〇、一一、一〇、新聞集誌）

ゆてられたのが坊さんだから笑はせる。ちよん番の爺さんではやれやれといふだけだし、若い別嬪だと氣の毒だと思ふし、子供だと可哀さうだし……

こしらへ記事

アメリカに新聞記事製造の上手な記者が居た。ある時ゆうべ動物園のをりがこはれて、猛獸が市中に飛出したために、市の老若男女の上を下へと騒動した光景を、一頁全面にでかい活字を埋めて發表し、最後のところへ、「こんな事になつたら大變だ」と書いた。一般の讀者は新聞を擴げるなり、大きな見出しに仰天して、最後の行に氣が附かず、かなり大きな衝動を受けたといふ咄を原出

讓二君から聞いた。けれど、五十年前、すでに日本の新聞に其れが試みられてゐた。

箱根から東にお化が出ぬとは舊幕時代に江戸子が鼻を高くして繁華熱鬧の都會たるを示す諺なり今や文明開化の御世にすれば箱根の東西は言ふも愚長崎より函館までお化の咄も無き程なるはこれ全く文明開化の光りにぞあらめと思の外日本第二の都會なる我大阪府下にも最とも怪しき事ありつると語る人ありその始末如何にと打聞くに去ぬる二日の曉天過ぎ處は木綿橋西詰を少し南へ入る辰巳屋の邊に忽ち數十人の人音して何事なりやと思ふ折柄一度にとつと響きし音の凄じさ地球もゆるぐばかりなりスハ大變と近傍の家々には膽を冷さぬ者ぞなき殊には往來の通り合せたる人々は魂も天外に飛び響きし方を打見ればコハ如何に猛獸數頭一時に地中より湧き出たりしかばみな色を失つて逃げ走る此騒動に裏口へ驅出すもあり人の家へ案内なく逃げ込むもあり屋根へ登る者もあれば戸を鎖すもありお

こしらへ記事

三六三

三はすりこ木を持って漬置場に立籠るは彼川柳に所謂物置で下女澤庵をひねつてると云ふ洒落にも非ずお家さんは結び掛け居たる髦を握つて二階へ驅上るは何ぞ周公旦の眞似をする積りならんや只々コワサ畏しさに上を下へと立騒ぐ中にも兎角コワイ物見度が人情恐る恐る戸を細目にあけてのぞき見るもありこわく近寄る人もあり如何なるものぞと臂を凝せば斑毛炳蔚まがぶ方なき一箇の猛虎が鋸の如き牙を露はし錨の如き爪を出し平生ですら我は百獸の王なるにまして今年は寅年なれば獅子でも象でも來て見よがしと云はぬばかりの顔色なり汝如何に怒るとも我は角にして鱗あり水にも入れば空も飛ぶ大きな目玉に隣若んでも我腕前に叶ふまじと横たはりたは大龍なるが戰に手を負しにや左の角は半ごろより缺けてぞありけるその傍に居眠りして寒い中は我肉も人にもてはやさるれども徐々暖になれば賣れ高も少なければ我々の命も今年十月頃まで保つか知らんと黒白色の大半は平氣で居眠りをしたり一犬虚を吠て萬犬實を傳ふとか暫しが程に四方より老若男女打集ひ雲霞の如く群り立たる人を右に左に押分け和

唐内もどき清正も跣足で驅出す一人の壯士我其虎を生捕らんと進み寄れば弘法大師も何のその守敏僧都も屈伏すべし我ぞ其龍を鐵鉢の中へ封じ込め多くの人に舌を卷かせんと一人の坊さんは東の方より近寄り見れば龍も虎もみな張貫細工にて南都の博覽會へ出品する者なるが途中にて如何したりけん長持の底の割れて墜ちたるにぞありける呼々文明の御世なればコソ眞の龍虎に紛らはしき細工の出来る者かなとみなく漸く安心其中に姉さんサヨナラと糠袋手拭を下げた南の藝子さんは家へ歸つて手水をつかはんとするとき學校の太鼓はドンドンドンオヤモウ十時デスカホンマニアホラシヤノウ(新聞集誌一三六)

泉州日根郡犬鳴山の麓なる小石村に去月中旬より何とも知れぬ猛獸が毎夜出で、村内の小狗猫などを喰殺し又老人小兒なども度々逐掛けらるゝことが誰云ふことなく此獸虎だといふ評判たかく虎に出られたら此村の人種も盡きるだらう是は虎退治の本家本元肥後の熊本清正公へ代参立てずばなるまいイヤ夫よりも國姓爺

打てば此に少くひるみたるを得たりと踏込みて三つ四つ撲り附け頻りに人を呼立てたれば兼て危急あらば救ふべしと遠巻したる人々が走せ來り遂に敵き伏せて生取りたるを見れば年經る山猫にて劍の如き牙は上下に生ちがひ其勢の凄じきこと謂ふべくもあらず四足を縛りて重量をはかりたるに六貫七百目ありと云ふ夫より人々は彌二平の功を賞め相談の上にて彌二平を出品主にして大阪の博物館へ差出さんといふ評議中の由(東京日日新聞二七七二)

はじめの書方は、檻から虎が飛出したやうな勢ひだ。だが、半のあたりから怪しい筆つきになつて來て、第一大きな活字でおどかすといふ戦法を知らなかつたから、どんな間拔な讀者でもしまひまで讀まずに、これはと氣がついてしまふ。

事實、張子の龍や虎があゝの邊で往來へころげ出して騒いだのであらう。猫を虎に仕立てた愛嬌は愛嬌として受取れるが、これから思ひつきたいたづらかと思ふのは、

こしらへ記事一和尙怒る

の祭りをするが宜からうなど種々評議をしたる中に三福彌二平と云へる獵師ありて虎にもせよ獅々にもあれ體ありて目に見ゆる程の獸ならば我が銃先にて仕留ぬと云ふことはあるまじ併しこれは命懸けなり若し仕損じてやられたら我妻子へ一町五段の田地を與へて一生安樂に養つて下され夫が合點ならば今こゝで印紙貼用の證書を渡されよと思ひ入つて云ひ出でしに一座の人々も大いに喜び異議なく承知して其如くに計らひたれば彌二平は其夜十分に身仕度し妻子にも別れの盃して十二時頃家を出でて彼が出る道筋の藪蔭に待かけたるに果して山の小笹原を戦がせて出て來るものあり降り積る雪明りに透し見ればいかさま黄毛黒斑眼の光り閃々として錦繪に見た虎豹の形にそのまゝなれば爰ぞと鐵砲とり直し狙ひ定めてドゥと切て放せしにいかに狂ひしか脊をかすりて丸は遙かに飛び去りたり猛獸は不意を打たれて怒り猛り牙を嚙鳴らして彌二平を目にかけ飛掛るに此方もはや此までなり逃ぐとも逃がさじと覺悟を極め鐵砲を逆に取りて平生の技倆はこゝなりと彼がかげんとする時遣り違はして腰の支ひをハタと

深山大澤龍蛇を生ずるの譬へにて大阪府下攝津國能勢郡は千山萬壑して京都府下に連續する土地なれど人跡稀なる方も多くありといふ先頃より同山中に奇怪なる鳥の顯はれて全身の大きさ小牛の如く双の翼を張る時は然ながら天を掩ふばかりにして實に恐ろしき怪鳥なりとの風聞高かりしが此ほどの事とか大和十津川の獵師三次といへるが一人の同業と此山へ分入りし折夫れかあらぬか蓋の峰に一種の怪鳥を認めしよりよき獲物ござんなれと互ひに狙ひを定めて切つて放せし矢玉は僅に逸れて打損せしにコハ失策たり殘念と三次が再び玉込をする間もなくかの奇鳥は忽地翼を伸して飛び來り突然背中へ掴みつきしに此方も今は一生懸命兼て負傷を防ぐ爲にと着てみたところの綿入衣物を帯切解て手早に脱捨て身を縮めれば怪物は衣類ばかりを引掴み虚空遙に飛去りしにぞ三次は元より連の男も此勢ひに辟易して跡追かける氣力もなく命からしく逃延しとの噂は早くもバツと立て聞く人々も舌を捲き怖ぢ恐るること大かたならぬを同郡内の獵師が傳へ聞て捨置れしと頓て同業を呼集へさる獲物をば他の者に萬一捕られ

もしたらんには土地の人の名折なり打洩ししが我等の幸ひ是より直に尋入り實性見届け打果さんといへば争でか否むべき何れも頼に同意して思ひくゝに支度を整へ手馴の銃に二つ玉肩に荷うて山又山と足に任せて探り入しに果して彼方の大木に空打眺めて悠然と柵りゐるは是までも見聞きもせざる怪物にて眼の光いとすどく如何にも變化と見えしよりスハといひつゝ獵師等は筒先揃へて打出す響は山谷に反響わたりその恐ろしさいふばかりなく殊に煙は四方に漲り恰も暗夜の如くなりしに頼て一朶の雲が舞下るよと思ふ間もなく大地にダウと地響して落たる物のありしかば扱は首尾よく仕留しかと一同喜び勇み立て煙の晴るゝを待兼つ近寄見れば思ひきや幾年月を経しとも知らぬ馬廻にてありしかば追の獵師も打驚きしがまだ死切らぬ苦痛の態にたまじな事をする時は却て害を受んも知れずと其儘暫く見てゐる内全く死絶たりければ辛うじて山路を自が居村へ持歸りしが其身の長は六尺三寸足の長さも同じ程にて量目は凡そ十六貫の上を越したる馬廻なりしは近頃怪有なる獲物なりしとかの地の人より報知のまゝ

(明治一四、六、一二、東京繪入新聞)

巨大なる蜂が三次の背中へ囓りついてゐる繪を入れてゐる。熊蜂は蜂の中では大きい、たかだか小指くらゐの大きさしか持たない。巢は年々積み重ねて、白ぐらゐにはなる。三次はその熊蜂の巢を打つたのではあるまいか。

しかし、熊蜂の騒ぎをこれだけに吹いて新聞社へ投書したのは、犬鳴山の山ねこを捏ち上げた男と同一人物であらう。同じ大阪府下なのが臭い。採録した新聞も悪い。世間一般から一時新聞記事は十中八九はつくり事だと思はれてしまつたのも、罪はこんな物を載せた失策から來てゐる。

和尚怒る

千葉縣安房國安房郡江戸村に眞淨院とて禪宗の貧しき寺ありけるが此頃檀家の中で二里も隔たりし佐野村の百姓本橋奎左衛門同紋三郎同久兵衛の三人が如何なる

都合ありてか轉宗したしと言ひ込むを住持の老和尚聞くと等しく沸蝸の如く眞赤になり今更離檀など言語道斷なり各方は長年の檀家でありながら愚僧が法燈を繼ぎしよりは只の一度も新葬なく年中塔婆の一本位では先祖の位牌を守る布施にも足りず必定是は各方が同村の千葉院と謀りし仕業ならんいで、彼に掛合ひて目に物見せんと如意を逆手に押握り惡鬼の如き面相を現はし本橋一家を惡しざまに罵り彼三人を引連れて直に千葉院へ押行かんと言ふ袂をまくり上げ突立上るを漸くに押宥め頼に兪忽の罪を詫びソコ、其場を逃歸りしが此儘にも捨置れぬ故千葉院の住僧浦上隆海にも語り眞淨院の檀家へも相談すると誰も和尚が滅法界の不理窟に驚かぬはなく却て三家の言葉に同意して村中の者が中に入り宗旨を轉ずるも菩提所を替ゆるも今日は自主自由の己が隨意住持の知つたことかほと嚴しく説伏せられ各轉宗したれば和尚は憤怒に堪へ兼ね去月廿二日の誰彼頃寺男を急に呼びて庭の片隅へ穴を掘らせ袈裟も法衣も脱ぎ替へて暫く持佛の前に念じ靜かに念珠を繰りながら彼の穴の中に坐り今此穴で入定

和尚怒る―デスマスク―日本の建築

する故念佛の聲の終るを待ち汝早く土をかけ足もて上を踏みつけよと言はれて寺男は驚けど嚴しきいひつけを呑みもされぬ馬鹿正直頼みに任せて形の如くになし終り直ぐ其由を隣家に告しかば聞く人毎に仰天しコハ大變と直ぐ掘起したれど和尚は苦み死に早や息絶えたるを醫者呼び種々手を盡したるかひありて息吹返し此頃漸く此世の人と定まりし(新聞集誌一三六)

檀家が一軒でも減ると、御布施の減る上、本山からは罰を喰はされる。

明治十一年九月廿三日の朝野に、青森縣下鱒港の菊谷與右衛門、元來眞宗の檀徒だが、不圖日蓮宗に凝つて、轉宗しようとする、願行寺が承知しない。信仰書が無くては承認書が出せぬといふから、書いて出しても曖昧のことをいつてきかぬ。與右衛門はよし、それならと青森縣廳へ出ようとする前日になつて、漸く坊主が承認したとあり。村中に轉宗されて見ると、和尚のヤケるのも尤である。

デスマスク

石膏型塑像は寫眞及び油繪に因りてその像を作ることなれば此度故顧問木戸君が等身の像は美術教師が此方を以て作り出來上りの上は之を上野に設けらるゝと云ふ定て同所の博物館なるべし又大鳥圭介君の未亡人の像は未だ收殮ならざる前に石膏泥を以て其面に冒して範と爲し造りし故分毫も生身に差はず出來になると申尊なり(新聞集誌一三八)

デスマスクの初めであらう。旦那に先だつて死んだ奥さんを未亡人はをかしい。

日本の建築

日本建築の家屋其精良なるものは毎に園庭の美觀を設けて室内も亦甚だ清麗なり故に其室に入りて結構の精密を覺え人心をして暢快ならしむる者は大に歐洲の建

築に超越せり然れども毎回火災の厄難を醸成して之を永久に保存すべくは立るは實に一大難事なりとす故に其火を畏るべき部分を改良し其障子紙片を用ふるが如きは硝子板を用ひて之に代へ而して硝子板の透明にして日光の射入を禦く能はざるは其功用紙に及ばざるを以て之を磨して陰晴になすべし斯の如く火災を消滅すべき準備をなし然る後始めて良好に至るべし抑も建築の精妙を極めたる寺院堂塔の美觀は西京府下の東本願寺西六條智恩院東福寺宇治黄檗山平等院及び尾州名古屋の書院等盡く驚く可きの築造にして都て人工の美術を示したり日本に於て斯の如き經營の奇觀あるは倫敦に於て未だ之を聞かず何となれば從來倫敦に輸入する所の建築寫眞は偏に其外形を寫して内部の美觀を具へず余初めて此結構の美觀にして格天井及び柱梁檼木の彫刻彩色の類盡く緻密馴雅なるは大に驚歎の念を起せり願はくば斯の如き内部模様を寫眞にし或は之を模寫して倫敦建築家の知學を求めんと欲す而して奈良東大寺南北圓堂の如きは古代建築の規模を示し其他宇治平等院なる鳳凰堂の莊嚴は既に七百年前に於て精巧

を極め其格天井に螺鈿を嵌入したる等以て當代の美觀を追想するに足れり此類の遺跡は深く保護を加へて之を永遠に傳へんことを欲するなりと是英人某氏の説、右殿堂の中智恩院西六條及び東福寺山門内の彫刻彩色は同氏ことごとく之を寫眞にし又畫工に托して其景色を寫さしめたり中外物價新報抄略(新聞集誌一四三)

神佛混淆令の破壊時代を受けて、かうした論文を読むことは十日の菊のうらみが有る。

マイクロホンの説明

近頃新發明の多きは米國に若くはなしと思はるゝは先月發兌の亞米利加新聞に近頃「マイクロフォン」云ふ機械の發明ありて此器械の用は譬へば顯微鏡の能く細小の物を巨大に見せる様に如何なる幽かな音でも明瞭に聞へ地を匍ふ蟻の足音でも又は蚱蟬の眠權論や河童の胡瓜論蚤仲間呑度話しから虱の演說會でも聞へる

かどうだか知らないが小さな聲で話す耳語も大な聲に聽へる器械ださうですが先には藏聲器だの傳話器等の發明もありましたがまた今度はこの重寶な器械の發明ありこう追々發明が盛んになるに付ては屹度發音せずとも腹の中の紙採り寫眞も出來る様になりませう。(新聞集誌二二二)

腹の中の紙採寫眞は記者の豫言の通り發明されてX光線となりその寫眞まで電送する世の中となつた。

漢方醫の憤り

堺縣下に區務取締を勤むる某はこの時節にも冬至に屠蘇を喫ひ引戸駕で病家を廻る漢方先生なるが近來洋法の日に増し開らくるより風藥にも葛根桂枝を飲む者なく金匱傷寒論は二束三文の反古紙となり行を深く恨み一日慨然として同業の漢醫十餘名を集め抑々我國の醫業は遠く淵源を唐朝より傳へて代々朝廷の和氣、丹波の兩家をもて典藥となさせ給ひしより後はその流國中

に廣がりて古方後生の二派と分れひとしく濟世救民の道を竭して足らざる所なきに近年洋醫等ほしいまゝに其術を弄し我々が所傳を蔑にし人民もまた彼輩にたぶらかされて漢醫を有るか無かに取扱ふは如何にも残念なる次第ならずやいでや是より同志のものども申合せて匾倉を祖述し張華を顯彰してひたすら古遺の良法を研究せば怎でか新まいの西洋醫に負くべきぞと席を叩いて談じたればこの座に連りたる先生は皆此儀に同じ鼠尾鬚の病家に募りて金若干を出させ堺港に私立漢方大病院を建てんと其筋へ出願するとして騒ぎ居る由此連中が志や善し其事や我未だこれを知らず(新聞集誌八六)

「舊幕時代は江戸中に一萬二千人ありし醫者が、當時では二千人に足らぬ人數、ソレさへ多く手明で、何か商法でもと考ふる者が多いといふおなじ年の一月廿四日の朝野にあり。亡び行く者は亡びる。なほ新聞集誌百三十二號に左の一條あり、

現今全國にて醫を業とする者官私を合して六萬五千餘人あり其内開業免狀を得し者五百四人にて東京府下のみにても五十人餘なるが或人の説に醫術開業の本免狀は勿論假免狀も無く規則の出来る前より奉職し來れる者ありといふが是は恐らく傳聞の謬りなるべし若し右様の人ありて免職する後醫を業とせんには更に試験を受け免狀を得ざれば直に開業も出來ざるならんさすれば前後不都合の話なりと

奉職云々が分らぬけれど、六萬五千人もある醫師の中で開業免狀を持つてゐる者が只の五百四人しか無かつたのだから、病氣が治つたらからだを任せる事といつたやうな條件を女患者に持出す醫師もあつたのである。

馬の目

イヤ／＼新聞屋の恐ろしきものは禁罰々々我が日本ばかりではなく外國にも禁罰はあります近頃佛國に於て出版になりたる一小冊子の表紙に今大統領マクマホン

氏が馬上に跨りたる畫像あるを見て同國「ボログス」新聞紙は之に評言を下し大統領の乗りたる馬は眼光爛爛として正しく明かなりと記載したるを佛國政府は大統領を誹謗したりと見做し罰金「五百フランク」(我國ニテハ一フランクハ十九錢三厘餘)を申付られたる由なるが馬の目は明かなりとのみ記載すれば言はずとも自然大統領の目は昧しとなるかは知らざれども馬が明かなる目を以てをるなら明かなりと言つたとてよさそうなものだに(新聞集誌八〇)

西洋にもこんな話があるのかと思ふと吹出さずにはゐられぬ。

めくらに負ぶさる

神田松下町の裏屋に住みて晝の間は萬世橋の租稅局出張所の横に出で、辻講釋をする五十餘りの男あり幼なき頃痛風を病みて夫れが爲に跛と成り杖が無ければ一ト足も動けぬ程なるが去る十七日の黒門町の火事は近

所と云ひ殊に大風なれば瞬く間に松下町へ燃え移りて一面の火焰となりしをこの男は戸を開けて驚愕りし壁を傳ひて隣の按摩の家へ驅け込み(ではない)引きこみ早く起ぬか火事は町内だぞと大聲に知らせると按摩は心得たりと手早く帯引きしめ手さぐりに杖を尋ねんとせしがフト心附跛公おれに負さつて遁げる方角を教へなせエ其様すれば二人共助かるだらうとの詞に跛足は成程妙計と脊中にしつかと取付き兩腕をまはして揺り上サア那方だと云ふと跛足は脊中の上で其處を眞直にソレ曲るのだソレ右だと針路を示して難なく其場を逃げ延びたりと君子曰く盲目と跛と兩つながら其能くする所を得たるかな(新聞集誌一四〇)

足長島の男が手長島の男を肩車して、無性に長い足を利用して魚の泳いでゐる處へ突立つと、手長は無性に長い手を水の中へ突込んで魚をつかまへる。たしかそんな咄だつけ。

黒田清隆夫人の枉死

黒田参議（清隆伯）が酒氣に乗じて夫人を斬つたのは明治十一年の事と見える。新聞集誌五十三號に参議黒田君の夫人の病死の件は前日既に掲載せしが其臨終の容體に付て燭影斧聲の説を唱へ世間往々之を信する者ある様子なるが決してさる事にあらざる確證を得たれば一言して其惑を解かんとす抑も夫人の病は所謂肺病勞咳の症にて昨年中より次第に憔悴して四體糸の如く瘦せ衰へたるが此病の癖として死に抵る迄精神の慥なる者なれば外見は同様ながらも春來忽暖か忽寒き氣候に漸く感觸して皮勞の増たるは最初より治療を託せられたる池田謙齋戸塚元海の兩國手も盡く心配ありたり然るに彼日君は既に登衙の時刻にも及び朝衣を着換へて將に出んとするに臨み夫人も常の如く其前に跪き去ばと一言を俯して拜せらるる機に一聲の咳嗽と共に夥しく紅血を吐かれ其儘事切たれば君は固より左右に侍せし女中達も一同愕然として奈何とも爲すべからず當惑されしを知らざる者は其吐紅の跡を見てかかる不經の説を爲せし者と思はれたり予一面の識もなき君の爲に故意に此回護の説を爲すに非ざれど其實無くて冤枉を受けるは如何にも氣の毒に思ひ因て煩絮を厭はず此に喋々せり

疑似のあと、おほひ難きを見る。

村規約

朝野の區務論の中に、愛知縣十八區々長竹本長次郎の各村用係に與へた論達が擧げてある。

聖恩萬分ノ一ニ答ヘ奉ルベキノ秋ニ當リ、手拭被ト稱シ手踊ト稱シ村民一時俳優營業ト稱スル者は是レ皆名ノミ其實ハ祭禮狂言ナル也云々

静岡縣十二大區二十五小區の民會議案といふに、

爰ニ御嶽ト稱スル一ノ講中テアリ該講タルヤ神佛混浴ニシテ愚夫愚婦ヲ迷ハスコト甚シ可禁可制モノ也第一神ト佛トヲ總合シテ兩部ヲ用フルコト第二病者アレバ神ニ伺フナドト唱ヘ護摩ヲ焚キ御座ヲ立ルト云ヒ或ハ九死一生ノ病人ニ寒暑ノ別ナク之ニ水行サセ又ハ神ノ告ナリトテ無暗ニ藥ノ差圖ヲシ陳舊無効ノ物ヲ用ヒサセ貴重ナル人命ヲ損フコト尠カラズ其人民開化ノ障碍タル學ゲテ數ヘ難シ今日ヨリ我町内人民ハ一切右講中タルヲ禁ズル事但御嶽神社則國常立ノ命ヲ信仰スルハ各自ノ隨意タルベシ講中結社ハ一切之ヲ廢スベキ事

維新の革命が如何に全國の人心を揺り動かして、一にも文明、二にも開化、あひ競ひて舊慣舊習を破るに努力したかは分るではないか。

造化機論

造化機論といへば、凡そ今四十四五歳以上の人達で一

庚辛日待初風雛花火手踊等ノ舊弊ヲ廢スル案

各村庚辛日待ト唱ヘ村落ノ者集合シテ酒食ヲ貪リ舊弊ヲ脱セズ夫レガ爲ニ御祝日御祭日ノ何者タルヲ了知セズソノ集合ノ場ニシテ或ハ博奕ヲナシ然ラザルモ夜ヲ更メ明日ノ家業ヲ怠リ或ハ其場ヨリ見附濱松等ノ妓樓ニ走リ父兄ノ心ヲ煩ハス類往々有之又男子ノ生ルル時ハ初風ト唱ヘテ該家ヨリ酒食ヲ出シ風ヲ揚ゲ又女子生ルル時ハ同斷雛ヲ飾リ酒食スル等又神佛ノ祭禮開帳ニ事ヨセ煙花ヲ揚ゲ手踊ヲ爲シ奢侈ニ長ジ分限ヲモ忘レ之ガ爲ニ身貧苦ニ迫リ民家第一ノ公租ヲ明ケ隣家組合ノ厄介トナル者往々少カラズ依テ各村議員用係十戸一名ノ順ニ於テ能ク注意シ庚辛日待初風雛花火手踊等一切相廢シ可申事但庚辛ハ作リ神故百姓ノ廢スベカラザル者ト心得タル族モ有ル向ナレドモ決シテ然ラズ作物ハ銘々勤惰ニ在リテ神ニ在ラズ一村各家收穫ノ同ジカラザルヲ以テモ知ルベキ也併シ信心ヲ止メヨト云フニハアラズ自分限リニ致シ宜シカラシ

御嶽講ヲ廢スル案

村規約—造化機論

度は手に取らぬ者は無いであらう。性に關する何等の知識をも與へられなかつた少年少女は、彼書一たび出でてはじめて其構造を知り其作用を知つたのである。父兄は眞赤になつて之を焚毀し之を絶滅せんと試みたであらう。道學者は誨淫の書出づと慨したことであらう。發賣禁止に價するかどうかは知らぬけれど、梅ごよみから受ける衝動の十分の一にも及ばぬはたしかであらう。

造化機論には避妊の一章を缺いてゐた、

曩ニ造化機論ノ譯者ガ全篇ヲ抄譯スルニ當リテ頗ル用意セシ者アルヲ覺ユ何トナレバ其言固ヨリ閨房ノ密事ニ干渉セザルヲ得ズ士君子或ハ是等中薄ノ言ヲ口ニシ難キ場合アリサレバ譯者ノ言ハント欲シテ言ヒ盡サズ取ルニ少クシテ捨ルニ過シコト誠ニ多シ頃日原書ヲ繙ク者アリ原著ノ大主眼ハ避妊ノ一篇ニ在リテ譯者ガ此篇ヲ擲捨シテ世人ニ示サザリシヲ知り咎責スル所アリ是ニ於テ譯者再ビ原書中ヨリ避妊ノ一篇ヲ抄シテ余輩ニ投與シ之ヲ新聞紙上ニ掲載センコトヲ求ム則チ詳細

ニ避妊ノ實ヲ記セシ者ニシテ世人ヲ利スルコト尠カラズ唯如何セン其事陰陽ニ性ニ關スルガ爲ニ如何程文字ヲ修飾シ粗野ノ語氣ヲ減殺セント欲スルモ到底掩蔽覆遮スルコト能ハズ父子兄弟ノ間或ハ展開互觀スルノ難カルノ場合ナキニアラズ仍テ之ヲ掲グルヲ止メントセシカド避妊篇果シテ空言ナラシメズンバ世人ヲ利スルノ大ナル實ニ意外ナルベシト信ズルヲ以テ又之ヲ紙尾ニ附スルコトニ決セリモト此篇ハ單ニ避妊ノ一事ニ止ルヲ以テ決シテ淫猥人ヲ誤ルノ文字ニハアラズ讀者之ヲ諒セヨ今某氏ノ草セシ譯造化機論遺譯ヲ左ニ掲グ

讀造化機論遺譯

人類ノ日ニ開明ノ域ニ上進到達セント欲スルノ大要ハ唯人力ヲシテ天地自然ノ力ニ勝タシムルニ在リ人力ニシテ遂ニ天地ノ力ヲ拒遮スル能ハザランニハ人類ノ不幸蓋シ是ヨリ大ナルハナシ今吾人ノ以テ安處シ以テ逸樂スル所以ノ者ハ豈他アランヤ唯能ク天地自然ノ力ニ抗抵スルヲ以テノ故ノミ吾人ガ家屋ヲ構造シテ濕露ヲ避ケ沍寒ヲ防グノ術アルハ風雨ノ力ニ勝タンガ爲ナラズヤ炎威身ニ迫レバ支體ヲ纏フニ葛

衣ヲ以テシ凜寒膚ヲ侵セバ被ルニ裘氈ヲ以テスルハ豈亦タ天地寒暑ノ力ニ勝タンガ爲ナラズヤ人類智力ノ發達シテ日ニ月ニ前進ノ勢アルヲ欲スル者ハ唯天地自然ノ力ニ抗敵シテ吾人ノ所欲ヲ自由ニ得ンガ爲メハ、既ニ風雨ノ力ニ勝テ以テ吾人ノ所欲ヲ得既ニ寒暑ノ力ニ敵シテ以テ吾人ノ所欲ヲ得、吾人ハ應ニ一層ノ憤激ヲ以テ自餘ノ所欲ヲ遂グルノ自由ヲ求メザル可ラズ

一步三尺日ニ五十里ノ遠キニ遊バント欲スレバ山川梁澤ノアル有テ天地ノ力吾人ノ遠遊ヲ禁ズ然ルニ今ヤ鐵線ニ緣テ日ニ數百里ヲ走ルノ運車アリ暴風逆潮時有テ船舶駛行ノ便ヲ妨ゲ天地ノ力既ニ吾人ノ遠航ヲ禁ズ然ルニ今ヤ堅艦汽船能ク風潮ノ順逆ヲ問ハズシテ日ニ百里ヲ走ルベシ苟モ此等ノ類ヲ求メバ蓋シ枚擧ニ遑アラザラン然リ而シテ其ノ人類ヲ利スル所以ノ者ハ唯天地自然ノ力ニ抗敵シテ吾人ノ所欲ヲ自由ニ得セシムルノ一事ニ外ナラザルノミ
彼ノ高遠壯大ナル風雨寒暑山川梁澤ニ至テハ若ク吾人ノ智力ヲ以テ吾人ノ所欲ヲ自由ニ遂ゲ得ルノ今日

ニ在リナガラ吾人ノ身體吾人ノ室家ノ如キ至近至微ノ事ニ至テハ却テ十分ニ吾人ノ所欲ヲ遂グルヲ得ズ胤子ノ多キヲ求テ却テ少キ者アリ胤子ノ少キヲ欲シテ却テ其多キニ苦シム者無キニアラズ豈不自由ノ甚キニアラズヤ然ルニ今ヤ胤子多少ノ所欲ハ將ニ此篇ニ因テ其ノ自由ヲ得ルニ至ラントス人類ノ智力ガ獨リ彼ノ高遠壯大ノ事物ニ及ブノミナラズ至近至微ノ事ニ達スル者亦タ觀ルベシ而テ胤子ノ多少一ニ各人ノ所欲ニ違ハザルニ至ラバ社會ノ幸福亦タ大ナラズヤ

且ツ此篇ニ因テ大ニ利益ヲ受クベキ者ハ社會下等ノ人民ニアル可キヲ信ズルナリ人口繁殖ノ過度ナルハ邦國ノ不利ニシテ早婚ノ弊風ガ下等人民ニ甚シキハ論者ノ常ニ嘆嗟スル所ナラズヤ極貧ノ人民ガ窶窶ニ墮落スルノ所以ヲ推窮スルニ其ノ始ヤ必ズ家口ノ許多ナルニ根セザルナシ夫婦二口僅ニ其ノ口ヲ糊スルノ生計ニシテ其ノ胤子ヲ得ル極メテ過多ナランニハ焉ゾ夫婦親子一家ヲ擧テ貧窶ノ苦界ニ墮落セザルヲ得ンヤ多子ヲ欲セザルハ貧民ニシテ之ヲ避クルハ術

ナク、其ノ遂ニ不良ノ行アルニ至ルモ是亦タ必至ノ勢避ク可ラザル者ナリ而テ今避孕ノ法アラバ貧民多子ノ患ヲ薄クスルニ足ランカ

然レドモ人或ハ云ハン妊孕ノ一事ハ以テ子女醜行ノ幾分ヲ禁防スルニ足レリ而テ今此等避妊ノ方術アラバ社會ノ子女嘗テ警悞スル所ナク品行壞類ニ歸スルノ憂無キヲ保セズト其ノ言理アルニ似タレドモ子女ノ品行ヲ保持スルノ道豈唯獨リ妊孕ノミナランヤ況ンヤ醜行ノ子女未ダ必シモ妊孕セサルオヤ且ツ避孕ノ法ガ品行ヲ緩縦ナラシムルノ害ハ貧民多子ヲ避クルハ大利ヲ以テ之ヲ償テ餘有ルオヤ此ノ篇ヲ譯シテ世ニ公ニストモ何ノ不可カコレアラン(郵便報知一四六六)

片輪を集む

京都の白河通知恩院北へ入る處に西洋の友禪染を初めた木村源七といふ人、盲と手ん坊の外は京中の男女の片輪といふ片輪を養つて見たいと妙な心願を起し我家

れど五六年以前よりこれといふ職業もなさて日を送りしかば次第に身代も傾き衣食も心の儘ならざるより常に何かな骨の折れぬことにて好き金儲せんと工夫を凝せしが風と一策を案じつき日ごとに早朝より家を出で東京市中を歩いて印紙を貼用せでは賣買を許されぬ煙草などの類を少しづつ買求め其品に印紙の無き時は直に其筋へ訴へ出で罰金の半額を頂戴して漸く活計を立てしが果は段々とこの術に長じ今年の二月ごろなりとか横濱港の商人多賀吉兵衛より渡邊源助へ賣渡したる生糸の代價四千百圓の證書に印紙を貼らざりしを訴へて其半額をしてやり中村伊兵衛より島田新助へ石油を賣渡せし證書或は深川の武藤周平より伏島長造へ金五百圓を預けし證書等いづれも印紙なきを見出して密告したるにより此頃は其半額にてなか／＼豊に暮し近所の者が罰金身上的半額商賣と云へど何某は少しも構はず世の中が文明になると種々の御規則が出来るから世渡の仕方もまだいくらかもあるとズツと濟して今でも目をキョロつかして無印紙の證書を捜し廻るは道徳の上より見たならば何を何とか評すべきやしかし貼用せぬ者

罰金屋―北小路殿―圖に乗つて仕損じる

の後に一棟の長屋を建てて片輪長屋と名づけ無貨にて貸すと来るは／＼啞聲鼻缺ちんばびつこに至るまで我も我もと押しかけたり源七は食事より療治の手當蒲團まで不足なく取りまかなへ夫相應の職業を授け其中にてふさはしき縁を見つけてはみざりは啞に合せ疊には鼻かけを寄せて行く行くは一世帯を持たせんと計り居る由(新聞集誌一二九)

悲田院のやうなものだらうけれど、手んぼとめくらだけ除いたのはなぜだか。

罰金屋

夜更けに、盛場の人の散つたあとを蚤捕眼で遺し物を捜しあるくしようばいに地見といふのがある。一晚一圓五十錢や二圓の拾物があるといふ。今はやりたくても出来ぬ營業に罰金屋がある。

兩國若松町とやらに住する山本何某は今年四十二年な

も悪い(新聞集誌一四二)

私の方では、鶏を放し飼にしておいてはならぬといふのがある、けれど何處の家でもおつばなして置かぬ處はない。墓地は人家から五十間以上隔てなくてはならぬといふのもある。けれど墓地のちぎ傍へ家を建てて平氣で居る人がある。盗電をするなどいふ。これは當り前だけれど、十六燭の電燈は十燭にしか光らないから、二十燭の球をくつつけぬとおほりが出来ぬ。鑑札なしで魚を捕るな免狀なしで醫師はやるなどいつても、やる者は平氣でやる。お巡りさんは十ヶ村に一人の割にしか居ぬから一々警察令違反者を捜して歩けない。罰金屋があれば「禁ズレバ止ミ令スレバ行ハル」であらうけれど。

北小路殿

お妾を二等親から四等親に落とすのは可哀相だとか、それが至當だとか、やかましく言はれた時代のこと、手當はどれ位貰つてゐたかと調べたけれど、左の一篇しか

見當らぬ。

下谷小島町南の小路とか北の小路とかに住み玉ふ或やんごとなきお方は昔の貧苦に引替へて維新の後はお暮しも向も豊かになりしかば急に奢侈の心彌増し珍膳美味にも飽きし折柄不圖同町の東京府士族鈴木要三が娘よき(二十三)を見染め頻りに戀慕ひ人を頼て屢々言ひ入れ去る六年の九月頃支度金若干を興へて漸く愛妾に抱へしかば其喜び愉へんやうなく墨田の涼みも船を同じうし上野の花も車を興にして愛で睦むうち追々貯へも薄くなり月々の分さへ滞り勝なる上に去年七月よりよきは只ならぬ身となりしかば同じ九月左の約定書を添へて一旦親要三へ預けられたり

一 本年七月より四月迄一ヶ月金五圓小遣として差遣候事但渡方月月可送の處都合有之候に付來十二月中に可渡事

一 小兒着類入用金十圓可相渡事(渡方同斷)

一出産に付入用金十圓可相渡事但臨月初旬に渡し候事

一 小兒出産致候はば當方へ引取候事
一出産後暇金として三十圓可差遣候事
右の通致約定候事
九月廿五日(十一年) ○○○○○花押
鈴木與喜女へ

尤この約定は實行しなかつたので、北小路殿はよきから訴へられて、證文も暴露したわけなのである。裁判所から家扶を呼出すと、家政向不如意にてこれまで遅くなつたのだが、どうせ拂へないのだから身代限りの處分を願ふと申立てた。僅かな給金を渡すことのならぬ身で妾を置くのも異なるのだが、いやしくも華族が、妾に給金がいやなくて身代限をしたでは名譽でもあるまいから、何とか才覺して渡せとさとされたのである。

圖に乗つて仕損じる

多賀郡宮田村にて夏の初つかたより村吏と人民との間に葛藤を生じたる起りを尋ぬるに其村に福地家徳てふ

士族あり其が妻は男々敷心持たる人にて或日村人沼田與一に向ひて語るやう宮田村は古より村吏の壓制強く人民を愚弄し之を土木視するに至れり去れば有らん限りの官林官地又は村持地も村吏等が縦まに拂下を乞ひ其利益を私にせしと聞く年頃此弊を矯めんとすれど家徳殿は墓々しき計らひも得せず妾は女なればいふ甲斐なし村の甲乙を見るに和主に増る人あらじ願くば一村人民の福祉安寧を末代に保護せんが爲村吏の權を押へて私慾を止め、擧斷の罪科を摘發く策あらば其資本は妾が見繼申すべしとありしかば與市は異議なく承けひき一村人民に此意を説諭せしかば何れも切齒扼腕してこれに應じ新舊村吏が擧斷せる十二ヶ條の私曲を摘發し法廷に告訴せんと鎮守の社頭に集會し盟約をぞなしたりける此事早くも村吏に聞えければ此は一大事なれとて人を以て私和を乞ひ金五百圓を人民に償還せしかば與市は猶社頭に於て絹地の巻物へ誓書を認め新舊村吏の擧斷をせし者重きは二世輕きは一世の間村吏に選挙すべからず之に背く者は天神地祇の冥罰を蒙る者なりと墨黒々と書記し各々姓名を連署し血判を押して高々

と讀上しは身の毛も彌立ちて凄くぞ聞えき然る後人民は猶償金が不足なりとて新舊村吏の賣殘したる地所を放肆に賣拂ひしかば此度は却て村吏等に訴へられ今に訟獄を争ふと聞く蓋し與市等の失策は多年壓倒を受けたる反動力より起りしものにや又福地氏の細君はいみじき女民權家にて泰西の人にもおさ／＼劣らざりけり(一四、八、二八、茨城日日)

女にして珍らしい目ざめ方だが、圖に乗るところは田舎である。

すたり物

流行る物を數へることは誰しも出来るが、すたつた物を擧ぐるのは難かしい。新聞集誌百四十一號に「移り行く時の好みは年々に早く替るもありて去歲に似ぬも多し今著しく目立つ物を一つ二つ擧げんに、演説會と入札拂は隨地に行はれ、ステッキは杖かぬも黒帽子は丈高く、伊達にかくる目がねは婦人にまで及び、月給を仰ぐ權妻

圖に乗つて仕損じる一すたり物

は二絃琴を弾ぜぬはなし、圍碁と玉突は彌盛んに、振家
棋とマダラ相場は重に商店の遊戯とす、盆裁は盛んに上
等社會に行はれ、下枝の無い唐畫風の樹木大分目を出し
かけ、骨董古書畫の下落せしは目の利ぬ方々の無暗に買
込みしによるべし、牛肉は此暖かさに壓を生じ馬車の乗
合は日増に殖え、其割に西洋料理を調味する家少なく、
どこの割烹店も滅法鹽辛くなりて江戸子は咽の乾くを恐
るゝに至れり、鰻屋に上る客は皿の注文少なくなり、行
成りドンと誂へるは井飯の行はるゝ證據、船宿は追々廢
業、屋形船に大根を積むに至り、小意氣な待合茶屋は横
町新道にいつか開店せしを見受け、密賣婦は縁にすがり
て外妾と化する者夥しく、藝妓も此程諸方に尻尾を出し
島田鬚の根は土風と共に日に後へ下り、利休形の櫛は久
しく棄りて蒲鉾の兩殺となり、珠付の簪もあきらまれて、
耳搔のまゝ延ばして卒塔婆形と變じ、男藝者替間は干上
て頸を釣らんとす、寄席の講釋落語は燒直計り故客は二
度行かず、米の飯をくふ口には適はぬのか牛乳は一頃程
はけぬと見え、其他田所町の井善葺町の芳屋が燈油をブ
リキ筒に入れたる出前多く、家に客あれば疊の綺麗と汚

きを問はず必銘々に座布團を敷くこと中等の飲食店ま
で然らざるはなし、外教の説教も存外さびれ、場末の埋
葬地も約束ばかりで買主の定らぬが多し、温泉がふえて
錢湯の客の少なくなりしは羽目に隙間ありて玉骨氷肌を
うかゞふに由ある故ならん、跡を絶ちし物は室内對的と
取扱無盡、揚弓場の繁鬧は芝の山内に止り客は支那人の
み、散髪の手足は春の日足と共にだん／＼延びて一種の
撫下となり、錢儲は夏の夜より短く、婦女の尻の早きは
金轡をはめた御祕藏の乗馬に均しく、神佛の説教と新聞
縱讀所はチボケテ影を置し、藝人は言合せたやうに紺足
袋を穿き、鳥うちは髻に似合はず草鞋を穿き、投網の打
手にメナダの出来る者は少なく、よく驅廻るは藥箱持た
ぬ醫者の集會、往く所寶丹を貯へぬ家なく、品物配達の
三鱗街衢に縱横し、平凡代言は原被の中に奔走し、鹿
兒島軍記の評判も横濱瓦斯と支那の饑饉に奪はれたり
云々。

これは明治十一年の春のことだが、「マダラ相場」はわ
からない。

日本の拷問

萬國公法會議第六年期會議は八月二十日日耳曼のフラ
ンクフォルトに開かれ、日本の治外法權が問題になつた
時、

デー、デー、フキールド氏陳じて曰く治外法權に關し
て考ふるに拷問は支那に於て予の猶目撃する所にして
磔刑はやりやく日本に廢止せられたる而已なり故に歐
洲各國皆自國の人民をして現今尙ほ存する東洋の慘刑
を蒙らしむるを見るに忍びざるなりと(一〇、一一)

日本では拷問は廢めたのかと思ふと、

陸軍裁判所にて拷問にかけらるゝ竹橋暴徒の中舊少尉
内山定吾、曹長梁田某、季家締鐵、中島章次、堤熊吉
の五人は最も重罪の見込みにて一昨々日より中島は算
盤責、堤は箱責にかけられたるが兩人共聊か弱りたる

日本の拷問—逸聞判決例

氣色なく中島は辨當を二人前づゝ食ひ堤は責らるゝ中
も鼻唄など歌ひて更に服罪の模様なし

梟首の刑が十二年に廢せられた時、拷問も表向はやう
やく廢された。

太政官令第四十二號

明治九年第八十六號布告改定律例第三百十八條改正後
拷訊ハ無用ニ屬シ候事(一二、一一、二八、茨城毎日)

逸聞判決例

裁判事件ばかりを書き集めたものに、古くは井原西鶴
の櫻陰祕事があり、近くは誰もが一度は讀む大岡政談が
ある。が多くは架空談で、中には支那の小説から翻案し
たのなども交つてゐる。

これは明治の生きた裁判である。

其一は三島通庸—鶴岡(今の山形)縣令の亂痴氣騒
を素破抜いてお灸を据えられた曙新聞にはじまる。

一、三島通庸の亂痴氣

大審院裁判申渡書

東京第一大区出雲町一番地寄留

日新堂編輯長代理青森縣士族 長谷川義孝

明治八年十二月廿五日東京裁判所ニ於テ長谷川義孝ガ自カラ調印シタル口供ノ全文左ノ如シ

自分儀鶴ヶ岡縣第二大區三小區ノ平民大森宗右衛門ヨリ鶴ヶ岡近況ト題スル一篇ヲ投寄スルヲ本月五日曙新聞第六百五十二號ニ掲載シ右文中十二日以来夜夜街上ニ燈ヲ點ジテ白晝ニ異ナラズ市中皆狂人ノ如ク各踊ヲ出シ新曲妙舞以テ縣令君ノ寵笑ヲ買ハンコトヲ競フ十四日縣令君始メ諸官員林某ノ宅ニ會宴遊覽セラレ一列踊リハ盡ク藝妓ナリ縣令公之ヲ席上ニ昇セ酒興ヲ助ケシメ纏頭十圓ヲ投ゼラル此際不快ノ色ヲ起シ退座歸宅セシ官員一兩輩アリト夫レ縣令ハ一縣無上ノ高官一言一行萬民ノ龜鑑トスル所ナリ藝妓ハ淫ヲ賣リ權利ヲ失スル醜業ニシテ士民縱觀ノ席ヲ憚カラズ嬉戲無狀至ラザルナキハ當今ノ事體

ト云フ可キカ云々夜既ニ三更ニ近ク興盡キ宴止テ縣令君歸途ニ就ントス主人下僕ニ命ジ燈ヲ點ジテ道路ノ先驅ヲ爲サシム出デテ行クコト三四町許ニシテ蕭然人無キガ如シ怪ミ顧レバ一人ノ來ルナシ下僕大愕然狐狸ニ魅カサルガ如ク家ニ歸リテ終夜恍惚然ル所以ヲ知ラズト豈計ランヤ縣令君ハ既ニ妓樓ニ登ラレ徹夜ノ興ヲ催ホサレタルヲ是ヨリ後縣令君疾ヲ患フルノ故カ又浩然ノ氣ヲ養フ爲カ色ニ溺レ淫ヲ愛スルノ爲トハ思ハズ晝ハ昇應政ヲ採リ退應後日々田川湯村温泉場ニ車ヲ飛バシ藝妓等ヲ召シテ愉快アリト云々等ノ語アリ右ハ投寄ノ儘讒謗律新聞條例犯觸ノ廉モ無之ト心得違致シ記載候今般御吟味ヲ受ケ人ノ榮譽ヲ害スベキ行事ヲ摘發公布スル者ニ有之段被仰聞恐入候事

右之通相違不申上候以上 明治八年十二月二十五日右ノ口供ニ據リ明治八年十二月二十八日東京裁判所ニ於テ左ノ言渡ヲ爲シタリ

其方儀本月五日曙新聞六百五十二號ニ鶴ヶ岡縣平民大森宗右衛門投書ヲ編輯シ其文中明月踊ノ節同縣令

三島通庸藝妓ニ纏頭十圓ヲ投ジ且歸路妓樓ニ登リ徹夜ノ興ヲ催シ又田川湯村ニ於テ藝妓ヲ召シ愉快アル等ノ件々事實無之儀ヲ記載スル段人ノ榮譽ヲ害スル行事ヲ摘發公布スル者ニ付讒謗律第一條及第四條ニ依リ禁獄一ヶ月罰金貳百圓申付ル

明治九年一月十三日長谷川義孝ヨリ大審院ニ上告スルノ要領左ノ如シ

第一條 東京裁判所ノ判文ニハ三島ノ風月ニ遊樂セシ狀態ヲ載スルニ止マリ職務上ニ關係ナシト司法省日誌第七十九號ニ官吏ノ職務ニ關セズシテ一身上ニ關シ讒譏スレバ第五條ヲ以テ論ズトアリ然ルニ判文第四條ニ依ルトアリ是取消ヲ求ムル所以ナリ

第二條 事實無キ事ヲ記載ストアリ
道德上ヨリ論ズレバ是レ固ヨリ汚穢ノ醜體ナリト雖モ今日世上一般ノ榮譽不榮譽ヲ論ズレバ假令バ和姦律ヲ廢シ娼妓ヲ公許シ又官吏娼館ニ宿スルノ禁令アルヲ聞カズ又妾ヲ蓄ルハ榮譽ヲ害スルノ甚シキナレドモ新律之ヲ二等親ニ列セリサスレバ道德上ノ榮譽不榮譽ハ法律ニ依リ論ズベキニ非ルナリ藝妓ヲ招クヲ以テ榮譽

ヲ害スト爲スハ道德上ニツキ判決セル者トイハザルヲ得ズ是レ取消ヲ求ムル所以ナリ

第三條 讒謗律第一條ニハ事實ノ有無ヲ論ゼズトアリ判文ハ事實無之儀ヲ記載ストアリ是ニ由リ曙新聞ハ妄說ヲ採録スルノ評判ヲ受ケ世上ノ信用ヲ失フニ立至リ義孝ニ於テハ虛妄不信ノ汚名ヲ蒙リ生涯人中ニ立難キヲ遺憾ト存ジ知人ナル鶴ヶ岡縣下平民大森宗右衛門儀ニ問合セシニ同人儀モ右ノ實況委シク承知罷在品ニヨリ急度保證可致トアリサスレバ無根ノ流言ニハ無之ト存ゼリ判文ニ事實無之儀トアルハ三島通庸ノ片言ヲ信用セシニ非ズヤ是取消ヲ求ムル所以也

大審院ニ於テ法律ニ照シ辨明ヲ爲スコト左ノ如シ
第一條 新聞ニ縣令ハ一縣無上ノ高官一言一行萬民ノ龜鑑云々トアリ職務上ニ係管ナシトナスヲ得ズ

第二條 義孝ニ於テハ刑法上ニ於テ之ヲ論ズルヲ得ズトナセド讒謗律第十條ノ第二項ニ若シ事刑法ニ觸レズシテ單ヘニ人ノ榮譽ヲ害スル者ハ讒譏スルノ後官ニ告發スト雖モ尙ホ讒譏ノ罪ヲ治ムトアリ東京裁判所ノ判決ハ不適當トナスヲ得ズ

第三條 讒謗律第一條ニ事實ノ有無ヲ論ゼズトアルハ妄ニ人ノ榮譽ヲ害スベキ行事ヲ摘發公布スル者ハ其實有レバ讒謗トナサズ其實無キトキハ讒謗ト爲スノ謂ニアラズ苟モ人ノ榮譽ヲ害スベキ行事ヲ摘發公布セシノミヲ以テ之ヲ讒謗トナスノ謂ナリ但讒謗ヲ受ルノ人其行事刑法ニ觸ルルノ條件ニシテ其人其罪ニ坐セラレシ時ハ向キノ讒謗者初テ讒謗ノ罪ヲ免ルルノミ

判決

右ノ筋合ナルヲ以テ東京裁判所ノ處分ハ讒謗律ニ適當セル裁判ナルニ因リ取消ス可キノ理由ナキヲ以テ上告狀下戻者也 明治九年一月廿五日 大審院

(朝野)

大審院の讒謗律の説明は要點だけを摘んだ。事實の有無を論ぜず」と聞くと、一寸亂暴きはまる感じがするけれど、今なほ嚴として操觚者を壓しつけるだけはある。

二、かりを刎ねられて

明治五年三月の開化新聞を見ると、

先頃入間縣の由同卯里に姦淫をなせる者あり(姓名不詳)終に露現して公の沙汰となり夫某を呼出し一通吟味有之候夫某の申出候には私を房儀不埒の所業候得共執心の事に付其儘引取度き段申立候處尤の事也然し乍ら一應貞操を破り候者に候へば看破可致依て別段女房遣はずべしとの沙汰にて畏いたり然るに右の始末必竟其方儀不行届きより起り候事に付過料として七兩二分差出相納め候様申付たり夫殊の外驚轉いたし是は姦夫より被可相納事と答へければ左にあらざと色々理解を受け終に右の過料金差出したり

次に女房を呼出し其方儀人倫に悖り禽獸にも劣りたる不埒の所業により遊女奉公五ヶ年を申付けられたり

隨つて姦夫を呼出し其方某妻と密通奸淫致し候段不届き至極に付重き御仕置にも仰せ付らるべき處格別の思召を以て男根切斷申付け全く此男根故煩惱差起りかか不埒の所業と嚴しき叱りを蒙り過料金七兩二分にて料治仰付けられて事済となりたりとぞ全く縣令の明斷と専ら風聞の趣

按ずるに男根切斷は古今未曾有の裁斷なり從來入間縣

は絶えず奸淫流行の土地にして所謂一人を懲して千人を扶くる方法ならん乎

が出てゐる。由同卯里といふ地名が、事實を疑はせる。若し隱語ならば土地の人達にはちきに分る程名高かつたのかも知れず。まだ讒謗律も出ず新聞條例も發布にならぬ頃だから、どうして遠慮したかと思ふ。

これはそれとは違ふ立派な公の記録である。

裁判申渡書

廣島縣安藝國賀茂郡仁方村豊白井米太郎弟

上告人

豊

白井喜次郎

右白井喜次郎儀同村中島光次郎妻ゆたト姦通ノ儀ヲ以テ明治七年十月廿一日夜光次郎儀喜次郎陰莖ノ頭ヲ切斷セシニ付喜次郎母いき並兄米太郎明治七年十一月ヨリ明治八年一月迄廣島縣廳へ數度嘆願ニ及ビ同縣廳ニ於テ原被審斷ノ上明治八年二月十五日口供甘結シ明治八年六月廿四日左ノ處斷ヲ申渡シタリ

喜次郎口供

自分儀ゆた嫁セザル前馴染タルコトアリ昨年一月ゆたコト光次郎ニ嫁セシ後同年五月初旬自分事治療ノ爲メ石風呂へ參ル處ゆたモ入浴イタシフト出逢兼テ馴染合ヨリ入浴中姦通シタリ其後神休ミ場ト申ス處ノ灰屋ニテ密會スベキ旨申越スニ付返書ニ簪ヲ添へ贈リ置其夜往シニ婦人覆面ヲ着セシ者立居リ近付クヤ否ヤ光次郎躍リ出テ見付シト聲ヲカケ後口手ニ縛リ倒置双物ニテ陰莖ノ頭ヲ切落サレタリ

右處斷改定律例第二百六十條和姦夫アル者ニ擬シ懲役一年申付ル

ゆた口供

先年來喜次郎ト馴染合居ル處昨年一月光次郎ニ嫁シ親類組合へ披露スルモ未ダ縁組ノ届ヲ爲サズシテ送籍方ハ濟居ラズ同年五月初旬治療トシテ石風呂へ參リ計ラズ喜次郎ト出逢ヒ入浴中姦通セリ

右處斷喜次郎ニ同ジ

光次郎口供

昨年一月媒妁ヲ以テゆたヲ妻ニ娶リ入籍ハ未ダナサズ然ルニゆたコト石風呂ニ於テ喜次郎ト姦通ノ風

説追々聞ユルニ付ゆたヲ糺ス處相違ナキ旨ヲ申ス依テ喜次郎ニ對シ訴ヘントスルモ確證ナキヲ以テ同年十月中ゆた名前ノ書狀ヲ偽作シ神休ミ場ニテ密會スベキ旨申遣ハシタレバ喜次郎承諾ノ返書ニ簪ヲ添ヘ贈レリ仍テ自分妹ニ覆面ヲ着セ連レ行キ喜次郎來ル所ヲ捕ヘ忿怒堪ヘ難キニヨリ後口手ニ縛リ持合ノ録ニテ陰莖ノ頭ヲ切落セリ

右處斷改定律令第七十二條姦所ニ非ズシテ姦夫ヲ殺傷スル者姦情確實ナレバ鬪毆傷ニ二等ヲ減ズトアルニヨリ鬪毆條人ノ一指一齒ヲ折リ一目ヲ眇スル者ニ比擬シ二等ヲ減ジ懲役八十日申付ル

喜次郎傷處診斷書ニ陰莖龜頭ハ缺損スルモ平癒ノ後交接支障ナシトアリ

喜次郎儀右處斷ヲ不法ナリトナシ八年七月大審院へ上告セリ

自分儀ゆた十六歳ノ頃私情ヲ通セシコトアレドモ其後絶情致シ居レリ然ルニ昨明治七年八月ゆたノ名前ニテ會話致度旨ヲ以テ密書ヲ三度迄送り來リタレドモ行カザリシ十月十八九日ノ頃又密書ヲ送り神休ミ

場マデ來リクレトアリイカニモ不審ニ思ヒ同二十一日商用金拂方ノ爲メ金札二百目ヲ懷ニシ黃昏頃神休ミ場ヲ通りカカリシニ小屋内ニ婦人一人帽子ニテ面ヲ包ミイミ自分名ヲ呼ビカクルニ付立寄りシニ一言ノ應答ヲモナサザリシガ突然後ロヨリ光次郎躍リ出デ惡ル者ト云フマ、無二無三ニ綱ヲ以テ捕縛シ二町計リ山上へ引上ゲ光次郎甥初太郎ト共々短刀ヲ以テ陰莖ヲ切斷シ髻ヲ切り半着ヲ剥ぎ取り懷ノ金子ヲモ失ヒ言語ニ絶シタル所業ニテ既ニ刺殺スベキ勢ヒニ付一命ダケハ助ケケレト申シタレバ短刀ヲ以テ繩ヲ切り放タレ漸ク逃歸リ五六日ハ前後不覺ニ付兄米太郎コト右ノ旨役場へ申出タリ其後取上ナキヨリ數度願ヒ出デ明治八年一月十五日權少屬田中正作様ヲ以テ吟味アリタレドモ兎角押付ノ審問ト心得シニ付光次郎ト對審ノ末密書ハ全クゆたノ書ニ非ズシテ光次郎ノ偽作ナルコト白狀セシニヨリ疑惑初メテ解ケタリ其後原被モ定宿止メ申付ラレ田中權少屬ヨリ喜次郎強情申立レバ永ク定宿ニ留置ク間篤ト考合スベシト申渡サレ宿主阿川市兵衛コト田中權少屬内諭ノ

旨ヲ以テ其許強テ申立レバ光次郎嚴科ニ處セラルベシ勘辨スレバ其許モ早々歸村ニナルベキ旨申聞ケタリ其節老母モ介抱ノ爲逗留日々憂歎致スニ付密通ニ落入ラザレバ早ク歸リタキヨリ(原のまゝ)恐入ル旨市兵衛ニ答ヘタリ二月十五日呼出サレ口書ノ讀聞ケ

ヲ承ハリ調印六月廿四日處刑ノ申渡ヲ受ケ當惑ノ餘リ不服申立シニ口書ノ趣意具サニ解キ聞カサレ初メテ姦通ノ二字ハ不義密通ヲナストノ義タルコトヲ知リタルニ付前々申立之通り決シテ不義密通ヲナサバ旨ヲ申立タリ痛憤ニ堪ヘズ文書ニシテ姦通ノ不義密通ト同義タルヲ知ラザレドモ此ニヨリ初メヨリ申立ル筋ヲ押シ消サレ實事ニナキ不義密通ヲ以テ處斷ヲ受ルハ心服シ難キニ付取消ヲ願フナリト

右ニ付大審院ニ於テ法律ニヨリ辯明スルコト左ノ如シ喜次郎明細書ニゆた儀光次郎ニ嫁セシ後不義密通ノ覺エナキニ光次郎ニ於テハ兇暴ヲナシタリトアレド明治八年二月十五日ノ口供ニテハ石風呂入浴中姦通シタリト申立テ懲役一年ノ申渡ヲ受クルニ至リテ姦通トハ即密通ノコトタルヲ知リタリト申立ツレドモ前後ノ文字

ヲ參考スルニ姦通ハ即密通タルコトヲ喜次郎ニ於テ了解セズト謂フコトヲ得ズ又其後ゆたヨリ密會スベキ書狀ヲ受取タル返書ニ簪ヲ添ヘ送りタルコトト期ニ臨ミ場所ニ往キシコトトニ據ルモ前日入浴中ニ爲シタルコトノ姦通ナリシヲ證スルニ足ル左スレバ廣島縣廳ノ裁斷ハ適法ナリトナス

然ルニゆたハ未ダ入籍セズトアリ明治七年五月中喜次郎ガ石風呂入浴中ニ密通ヲナシタル女子ハ長島啓次郎ノ女ニシテ中島光次郎ノ妻ニ非ズトス既ニ光次郎ガ妻ニ非ル時ハ喜次郎ノ所爲ヲ以テ罪トナスコトヲ得ズ仍テ廣島縣廳ニ於ケル明治八年六月二十四日ノ申渡ヲ取消シ大審院ニ於テ裁判スル事左ノ如シ

無罪

明治九年二月二十九日

大審院 (朝野)

田舎の若い衆は——今は若い衆とは言はない、いかめしい青年團の名の下に蠢めいてゐるが——流し場巡りや湯場廻りをやつて物にする、屹度何かしら交換するならはしがある、男からは櫛とか簪とかを愛のしるしとし

て贈る。女からは笠の紐とか手指しとかを縫つてやる。他へ嫁に行くやうな場合は話し別れとして、記念の品は返してしまふ。喜次郎がゆたから神休み場で逢ひたいと申込まれて、返事の手紙へ響を添へてやつたのは、さうした習慣が遠い廣島の田舎にも行はれてゐるのを語るものである。

何にしても、入間縣のは、煩惱の根を断つとあるから根こそぎ刈り取られたのであらうけれど、喜次郎は頭だけで濟んだのだから目出度い。今生きてゐれば八十がらみの老人であらう。

三、高橋おでん

假名垣魯文の高橋阿傳夜叉譚が東京堂から翻刻されて出たが、どれだけの眞實を傳へてゐるか。ここに實際の記録を辿ると、

明治十二年一月三十一日東京裁判所申渡

群馬縣上野國利根郡下牧村四十四番地

平民九右衛門養女

たのは明治九年であつた。

女は恐ろしき心の有る者なれば其色に迷ひうかと心を許せば金どころか一命までなくしますから御用心御用心ところは去月二十七日淺草藏前片町の旅籠屋大谷三四郎の宅にて檜物町の古着渡世後藤吉藏が上州沼田在横木村出生の高橋デンといふ今年二十九歳になる女の爲に殺害されたる始末を尋ぬるにデンは其良人の波之介と云ふ者と明治二年に國許を立ち出で東京を経て横濱に至りしが間もなく波之介は病にふし遂に歸らぬ旅路に赴き其後デンも不幸にして病に罹りしが上州の小澤伊兵衛といふ人の世話にて明治四年神田仲町の秋元幸吉方へ同居して養生せしが翌五年二月中湯治に往く途中親より譲り受けたる短刀を會津の人（其名は詳らかならず）に盗み取られこれを取り返さんとする時右の腕に疵を受け湯治もせずに幸吉の許へ立ち戻り再び養生して在りしが三月中にヒヨロリと家出して野州迄行き夫れより幸吉方にて懇意に成りたる尾州生れの小川市太郎と云ふ者が麴町十二丁目に砂糖渡世をして居

高橋でん

三十年七月

其方儀後藤吉藏ノ死ハ自死ニシテ己レノ所爲ニアラザル旨申立ツルト雖モ第一右吉藏ヲ殺害セシ云々ノ書置及ビ當初警視分署并ニ明治十年八月十日糺問判事ニ於テノ供狀第二醫員ノ診斷書第三今宮秀太郎ノ供申第四旅店大谷三四郎ノ供申第五完倉佐七郎ノ申述此衆證ニ依レバ自殺ニ非ザル事明白ナリトス而シテ廣瀬某ノ落胤或ハ異母ノ姉ノ復讐ナリト云ヒ又ハ姉在世ノ景況及須藤藤次郎等ヲ證據人ト云フモ果シテ姉ノ生所等モ認ム可キ微憑ナシ是レ畢竟名ヲ復讐ニ托シ自ラ賊ノ名ヲ匿サン爲メニ出ルノ遁辭ナルモノトス此ニ因テ此ヲ觀レバ徒ラニ艶情ヲ以テ吉藏ヲ欺キ財ヲ計ルモ遂グル能ハザルニヨリ豫メ殺意ヲ起シ剃刀ヲ以テ殺害シ財ヲ得ル者ト認定ス因テ右科人命謀殺條第五項ニ照シ斬罪申付ル

「毒婦高橋お傳」の死刑宣告文である。後藤吉藏を殺し

る處へ尋ね行きて夫婦然として暮し居たりしが其後又諸々方々へさまよひ歩き本年八月上旬新富町三丁目の行川ヤス方へ止宿の振りにて同町の菱倉佐吉方に市太郎と一處に居たる處先頃麴町に居たる折市太郎に内々にて房州館山町の船頭田中甚三郎に金十圓を借り受け其後度々催促されたれど都合出来ぬとて返さずに置きしを去八月二十日甚三郎は催促に来て若し返金せねば市太郎に掛合ひに及ぶとまで厳しくいはれ大きに當惑したれど漸く其場は一寸遁れにして置き忽ち一策を案じ出し翌二十一日懇意なる檜物町の古着屋後藤吉藏方へ尋ね往き田中甚三郎が所持の生糸一捆と帶地三十本程を抵當にして金貳百圓借りたしと頼みけれど其節は何分都合が出来ぬと断はられしを猶度々頼み入れしにより吉藏は止むを得ず金策のことを承知し同二十六日の午後五時頃にデンの方へ來りしかば金六町の蕎麥屋へ連れ往きたる處吉藏が今夜は何處かへ一泊してはどうかといふゆゑデンは心に此様子では金子を持つて居るに違ひなしと推察し一泊の上金子を借りるにしくはなし若し聞き入れぬ時は殺して取るが上分別と恐ろし

き悪心を起し速に承知して一寸佐吉方へ立歸り市太郎へは程よく云ひ拵へ剃刀を懐にして出て行き吉藏と人力車に相乗りにて藏前片町大谷三四郎方へ参り一泊して其夜も翌朝も金子借り入れたしと頻りに頼みても吉藏は更に承知せぬ故兼て謀りしことなれば二十七日の正午頃に吉藏の熟睡して居るを見すまし剃刀にて喉をグザと突き立つれば吉藏は聲を揚げんとせしところを蒲團にて口を塞ぎ一ト抉りに息絶えたるを見定め死體に枕をさせ蒲團を着せ血の迸りたる處を蒲團にて覆ひよく寝入りたる體に拵らへ置き矢立の筆にて姉の敵云々の書置きを認め名をば川越生のマツと偽り吉藏所持の金十一圓並に諸書附類取り出し風呂敷包みにして午後五時頃近所迄用が有ると出て行きたりとて宿屋の大谷方にては八月二十六日午後七時過ぎに武州大里郡熊谷新宿内山仙之介并に妻マツの由にて一泊致し度と申参り即ち止宿致させし所同夜は酒食して十時頃に打臥したりしが翌二十七日下女が客人の寢床蚊帳を片付けにゆけば女の云ふには今朝は兩人とも物當りにて少し加減が悪るいから其儘にしておいてくれとて朝食を

も食はず午後二時頃に下女が蚊帳を仕舞ふ時男は熟睡の體なりしが程なく女のみ次の間にて食事をなし七時頃近所へ往つて来るがわたしの亭主は短氣者にて殊に不快故決して構はずにあのまゝ寝かして置いて下さい歸りが遅くなる様なれば蚊帳だけ吊つてお呉れと言葉もそこそこに出で行きたり其夜八時過ぎに下女は食事杯を尋ねれども仙之介は何の答も亡體の如くとも知らずよく寝る人だとなつてやきながら下女は蚊帳を釣り置きたるに二十八日の朝も猶起きず女も歸り來ずかたがた不審なれば仙之介の寢床を改め見るにコハソモ如何に男は朱に染みて死し居たりしゆゑ主人三四郎は大いに驚き早速大五方面一署へ訴へ出て檢視を受けたるに咽喉部甲伏軟骨右側より氣管を切り下し長サ三寸二分深さ氣管に達したり枕元にマツの遺書あり其文は左の如し

書置

此もの五年いらいあねをころされ其上わたくしまでひどふのふるまいうけ候はせん方なく候まゝ今日までむねんの月日をくらししたゞ今あねのかたきを打ち

候也

いまひとたびあねのはかいまいりその上すみやかにのり出て候也けしてにげかくれひきよふはこれなく候

この旨御たむろへ御とゞけ下され候
かはごいうまれにて

まつ

とありければ全くマツの仕業に相違なしと見据ゑられ死體は戸長へ假埋めにすべしと申付けられたり又後藤吉藏の宅にては去月二十六日外方にて金側時計の拂ひものあるに付買ひ取りとして紙幣取交せ金貳拾五圓餘を懐中にして立ち出でたる儘歸宅せねば親類知己は云ふも更なり諸々方々と尋ぬる内御藏前片町に變死人ありたる由を聞く處が様子の吉藏に似寄り所ろ有る故所持品一見の義願出でたる所全く吉藏の所持品に相違なければ死骸もお引渡しになりたり却説デンは大谷方を立ち出で午後五時過ぎに市太郎方へ歸り二階へ上り吉藏の諸書類を細かに引裂き同七時頃市太郎同道にて八丁堀まで出向く途中木材木町通りの川中へ引裂きたる

書類を投げ捨て入船町にて牛肉を食ひ膏物杯を買つて同十時頃歸宅し其夜は打臥し翌二十八日午前八時頃吉藏を殺したる剃刀を研いで貰ひに新富町三丁目今宮秀太郎方へ持ち行き夫れより靈岸島高橋の下に甚三郎が船を繋いでゐる所へ行き奪ひ取りし金拾圓を渡し残り一圓は同町の江原仁太郎方に居る渥美榮吉の妻キクに兼て借りたるを返して誰も知るまいと平氣で居たる所を天罰通れ難く去月二十九日新富町の菱倉佐吉方に召取られ糺問の上前の次第を逐一白状せしかば本月六日第三局へ送られたりと云ふ何んと恐ろしい女では御座らぬか(九年九月廿七日朝野)

人殺しに使つた剃刀を研ぎにやつたとは妙なものである。五十年前の事だから今のやうに證據の残らぬやうにと細かい注意をする事は教へられなかつたのであらう。兼て諸新聞に有名なる毒婦おでんは去暮拵印も既に済みたれば必ず近き内に處刑にならんと覺悟せしにや此頃監獄中にて左の歌を詠じたるよし

なき夫の爲に待ちぬし時なれば

手向に咲し花とこそしれ

嬉しきも憂きも夢なりうつなり

さめては獄屋寢ては故里

子を思ふ親の心を汲む水に

ぬるる袂の乾く間ぞなき

(朝野)

書置の手際——あの場合に姉の仇だとか、自分も姉同様に凌辱されて来たとか、たくんだのは驚くが、假名違がひどすぎるから到底歌など詠みさうもない。が謂ふ所の亡き夫は、癩病で死んだと傳へる波之介であらう。

二月一日、刑場に臨んで

しばらくも望みなき世にあらんより渡し急げや三途の河守

と立派に辭世の歌まで吟じながら、いよ／＼となると取亂して、哀を乞ひ、隣みを求め、情夫の名を呼び／＼頭首處を異にして凄慘至極の命を終つた。(報知)

遺骸は第三病院にて解體された。執刀者の名は傳はらぬけれど、性慾異常者たる事があきらかにされた。アル

コール漬けの局部は、警視廳に残つてゐる。(國民)

この年七月はお傳の新盆といふので、小川市太郎は懇ろに供養すると同時に、何と思つてか假名讀新聞千二十三號に古今未曾有のおのろけともつかず申譯ともつかぬものを發表した。成島柳北之を罵つて曰く

夫レ阿傳ハ毒婦ナリ政府ノ罪人ナリ人皆之ヲ知ル然レドモ其良人ニモセヨ情夫ニモセヨ舊時ノ恩愛ヲ思フヨリ之ヲ葬リ之ヲ祭り猶アキ足ラズ私ニ之ヲ佛ト崇メ神ニ敬フトモ亦ソノ勝手次第タリ然レドモ何ノ謂レアリテカ之ヲ世間ニ吹聴スルヤソノ辯解ニ曰ク孤婦傳ナル者アリ余ニ依テ婦タラシコトヲ望ム云々終ニ彼ガ言フニ任セテ胥親睦セリト又曰ク未ダ公然夫婦タラザレバ隨テ其心旨ヲ了知セズト是レ何等ノ辯解ゾヤ自分ガ配偶ノ悪人タルヲ知ラヌ辯解ニ大膽ニモ漢ノ高祖ト呂后トヲ引合ニ出シ又項羽ト虞美人トヲ擔ギ出シタルハ實ニ古今不思議ノ考案ニテ蚯蚓ノ引合ニ八岐ノ大蛇ヲ呼出セシガ如シ自惚モ亦甚シカラズヤ

こんな事から、お傳の名は名高くなつたのだ。某誌に夫波之介(浪之丞とあり)を絞殺した外、密淫賣、強請、

竊盜、横領、其他あるゆる罪を犯し」たとあるが、河竹默阿彌が「綴合於傳假名文」や、假名垣魯文の「高橋阿傳夜双譚」などの潤色から来た言ではなかつたか。

四、草 莽 雜 誌

熊本の亂を書いたところで、一部分採つておいたけれど、此處では全文を擧げる。

判 文

第四大区九小區小石川金富町二十六番地

自主任編輯長岡山縣平民 馬越章造

右馬越章造儀新聞條例犯觸ノ廉に付明治九年六月二十三日東京裁判所ニ於テ章造捺印セシ口供ノ要旨左ノ如シ

自分儀明治九年六月二十七日刊行草莽雜誌第二號ニ讒謗律駁議及ビ新聞條例第十三條駁議同第十四條駁議ヲ掲載シ同明治九年五月十日刊行草莽雜誌第三號ニ壓制政府顛覆ス可キノ論暴虐官吏刺殺ス可キノ論ヲ掲載致候事
右ノ口供ニ依リ明治九年六月二十八日左ノ處斷ヲ申渡

逸聞判決例

シタリ其旨趣左ノ如シ

其方儀明治九年五月二十七日刊行草莽雜誌第二號ニ讒謗律駁議新聞條例第十三條駁議同第十四條駁議ヲ掲載シ同六月十日刊行同第三號ニ壓制政府ハ轉覆ス可キノ論暴虐官吏刺殺ス可キノ論ヲ掲載スル科二罪俱發例ニ照シ一ノ重キニ從ヒ新聞條例第十三條ニ依リ禁獄三ヶ年申付ル

章造ニ於テハ右ノ處斷ヲ不法ナリトシテ明治九年七月八日大審院ニ上告ス其要領左ノ如シ

私儀草莽雜誌第二號編輯ノ儀ニ付明治九年六月二十二日御喚出ヲ蒙リ捺印ヲ爲セシ口供ノ文ハ只掲載セシニ相違ナキトノ事迄ニシテ未ダ犯觸ナルヤ否文章上ノ御糾問ヲモ受ケザルニ豈料ランヤ明治九年六月二十八日直ニ禁獄三年ノ處刑ヲ申渡サレタリ右ハ何等ノ譯柄ニ依リ科料ニ處セラルルモノカ將タ又題號ニ依リ罰セラルルモノカ若シ然ル中ハ他ノ新聞雜誌等ヲ考フルニ題號ノ如何ニ依テ罰ノ當否ヲ論ゼラレタルモノヲ見ズ必ズ文意ノ如何ニ依ルナルベシ依テ疑團難解事
一私儀草莽雜誌第三號壓制政府轉覆ス可キノ論暴虐官吏

刺殺スベキ文ヲ非駁スルニ左ノ一篇ヲ以テス
 以上二篇ハ澤井守屋兩君ガ木庭波多野兩氏ヲ指名シテ
 投與セラルル所ノモノナリ嗚呼兩君何ゾ我日本帝國固
 有ノ國體ヲ忘却シテ斯カル狂暴ノ思想ヲ綴文シ玉フヤ
 卿等ノ所論ハ歐米諸邦ノ共和國ニ於テハ或ハ一理論タ
 ルヤ否ヤヲ知ラズト雖モ我皇統一系ノ神國ニ於テハ叛
 亂狂暴ノ不祥文辭タルヲ免レザル也我斯カル叛亂狂暴
 ノ不祥文辭ヲ見シ上ハ卿等ノ本意ナルヤ否ヤヲ問ハズ
 之ヲ雜誌ニ掲載シテ我皇統一系ノ天子ノ爲ニ卿等及卿
 等ト同病ノ狂暴家ニ向テ一言ノ警戒ヲ加ヘザルヲ得ザ
 ル也
 兩君ヨ我日本ハ世界別製ノ神國ナルゾ日本ハ日本ノ日
 本ニ非ズシテ 天皇陛下一人ノ日本ナルゾ官吏ハ固ヨ
 リ 天皇陛下ノ官吏ナルゾ法律モ亦 天皇陛下ノ法律
 ナルゾ普天ノ下率上ノ濱片芥微塵ニ至ルマデ一トシテ
 天皇陛下ノ所有ニ非ザルハナシ故ニ苟モ日本政府ノ
 下ニアリテ日本人民ノ名稱ヲ蒙ルモノハ假令不幸ニシ
 テ如何ナル暴君虐吏ニ遭逢シ卿等ノ所謂竊盜ヲ爲スベ
 シ殺戮ヲ爲スベシト命ズルガ如キ殘忍猛惡ノ苛律ヲ議

定セラルルトモ(萬々有ル可ラザル事ナレドモ)唯願
 覆刺殺ノ企謀ス可ラザルノミナラズ一官吏一法律ニ抵
 抗シテ逆賊相敵ノ汚名ヲ免レンヲ欲スルモ豈得可ケン
 ヤ況ンヤ報聖天子上ニ在リ賢明官吏之ヲ補佐スル文明
 日進ノ今日ニ於テヲ嗚呼兩君ヨ能ク我ガ國體ニ注意
 シテ共和ノ狂夢ヲ呼醒シ玉ヘ云々ヲ掲ゲテ狂暴論者ヲ
 叱咤シ條例ノ遵奉ス可キ所以ヲ明言セリ故ニ第三號一
 篇ノ大意ハ結尾ノ一編ニアリテ上ノ二編ニアラズ則チ
 前ニ條例犯觸ノ數言ヲ掲ゲ來リ結ブニ區々反對ノ文字
 ヲ以テ管ニ轉覆刺殺ノ望ヲ斷絶スベシト明言スル而已
 ナラズ箇様ナル狂想ヲ爲ス者ヲ駁擊鞭撻シ懲戒ヲ加フ
 ルハ國民タルノ義務ヲ盡ス所以ナリ因テ罪科ニ處セラ
 ルル理由ナシト愚考ス
 一第二號謔律駁議新聞條例第十三條第十四條駁議ヲ
 モ非駁掲載スルニ左ノ一編ヲ以テス
 一日前編輯長木庭繁社員波多野克己突然我ニ示スニ乃
 チ以上ノ三編ナリ吾レ展卷シテ之ヲ讀ムニ及ンデ驚一
 驚愕一愕シテ曰ク汝等何ゾ狂スルノ甚シキヤ汝等ノ狂
 論實ニ名狀スルノ語ナシ我賢明政府ニシテ何ゾ汝等ノ

狂想ノ如キ虐壓暴制ノ苛律ヲ議定センヤ謔律新聞條
 例ノ至公至正ニシテ間然ス可ラザルハ政府ノ賢明ヲ以
 テ推知スベキナリ狂奴汝等ヨク斯カル狂想ヲ纏作スル
 ヤ我レ汝等ノ狂文辭ヲ見ルヲ好マザルナリト憤激ノ餘
 之ヲ火中ニ投セントセシガ一轉シテ論者ノ心裏ヲ探求
 スルニ文辭ノ狂暴ハ姑ク置テ愛國ノ至情ニ至テハ實ニ
 見ル可キモノアリ空シク之ヲ赤帝ノ有ニ附スルハ愛國
 ノ至情ニ悖ルニ似タリ故ニ反覆彼等ヲ説諭シテ彼等ノ
 狂暴ヲ呼醒セントセシニ悲夫余ノ淺學無識唯政府ノ賢
 明ヲ以テ謔律新聞條例ノ至公至正ナルト以上三編ノ
 狂暴取ルニ足ラザルトヲ推知スル迄ノコトニシテ其至
 正至公ナル所以ト狂暴取ルニ足ラザル所以トニ至テハ
 寸分之ヲ辨知スルノ智力ナシ故ニ慚愧ヲ顧ズ敢テ江湖
 諸彦ノ智力ヲ借テ彼等ノ狂暴ヲ呼醒セント欲ス是吾ガ
 以上三編ヲ掲載スル所以ナリ(決シテ謔律新聞條例
 ノ至公至正ニシテ以上三編ノ狂暴取ルニ足ラザルヤ否
 ヤヲ疑テ之ヲ掲載スルニハアラズ而シテ亦之ヲ掲載ス
 ルハ決シテ作者ノ意ニ出ルニアラズ)乞フ江湖諸彦幸
 ニ高論ヲ吝ム勿レ云々トイフノ文字ヲ以テ厭クマデ條

例ヲ遵奉シ且ツ狂作者ヲ諭サントスルノ意ヲ明言セリ
 凡ソ長文ノ異說ヲ非駁スルニ短言ノ眞理ヲ以テスルハ
 文章ノ用法ニシテ異說長キガ故ニ眞理ハ主意ニ非ズト
 云フノ理アラン只個様ナル狂想ヲ爲ス者國民法ノ義務
 ヲ缺カントラ懼レ江湖識者ニ向テ説諭ノ方法ヲ索ム
 ルモノナリ又新聞條例第七條編輯人主ヲ以テ論ジ筆者
 ハ從ヲ以テ論ズトノ意ハ筆者ノ文ヲ取捨スル者編輯人
 ノ意見ニヨルヲ以テニ非ズヤ然レバ則チ編輯人ノ意見
 勸善懲惡ヲ大旨トシ筆者ノ異論ヲ擧ゲ之ヲ説破シ其者
 ヲ諭シ且世人ヲ警戒スルニ尙ホ之ヲ罰スルノ律アリヤ
 然レドモ文意ノ善惡ニ拘ハラズ思想ノ正邪ニ論ナク説
 破スルモ非駁スルモ箇様ナル文ヲ掲載スレバ既ニ罪ヲ
 犯シタル者トナスカ法律ノ意味糲糊トシテ辨別スベカ
 ラズ譬ヘバ茲ニ廢帝論ト題セル一篇ノ長文ヲ綴リ主張
 スル者アリ苟モ日本人民ノ名稱ヲ蒙ル以上ハ 天皇
 陛下ノ爲ニ盡スベキ一大義務トシテ如何ゾ之ヲ默止ス
 可キ必ズ此等ノ狂暴ノ論ヲ駁擊シ其論根ヲ斷滅セザル
 可ラズ故ニ此不祥論ヲ非駁シ雜誌新聞等ニ掲載シテ反
 逆ノ賊心ヲ抱ク者ヲ懲戒シ忠良ノ志士ヲ振起セシムル

モ其編輯人ハ尙ホ反逆ノ文ヲ掲載スルトシ罰セラルルヤ何ゾ是等ノ理アラシキ然ルニ今般申渡サレタル宣告書ノ書文ハ成法ヲ非毀シ政府ノ變壞ヲ企謀スル者ノ説ト同一般ニ見做サレ全ク自分ノ所説ト反對シタル所ヲ以テ罪ニ科セラレタリ故ニ東京裁判所ノ判決ヲ不當トシ破毀アラシキ事ヲ請求ス

右ニ付大審院ニ於テ之ヲ法律ニ照シ辨明ヲ爲スコト左ノ如シ

第一條 馬越章造ニ於テハ明治九年六月二十二日東京裁判所ニ於テ該社草莽雜誌第二號第三號ニ掲載爲シタルニ相違ナキトノ口供摺印ヲ爲シタル而已ニシテ文章上ノ糺問ヲモ受ケズ直チニ監禁三年ニ處斷セラレタリ不服ノ旨申立ルト雖モ凡テ犯人ヲ推問スルノ要務ハ犯罪ノ證ヲ具スルニアリテ罪ヲ斷ズルハ其ノ證憑ニヨリ之ヲ法律ニ照スニ在リ該雜誌第二號第三號ニ掲載スト申立ル以上ハ裁判官ハ推問ヲ要セズシテ處斷シタルハ不當ノ裁判ニ非ズ

第三條 澤井尙次守屋貫造ガ投ズル所ノ政府轉覆スベキ論暴虐官吏刺殺スベキ論ハ編輯人ニ於テ筆者ニ同意ス

るやうな安價な言葉を使つてゐながら、裁判に不服を唱へたのは卑怯である。

これに比べると文明新誌の暗殺是認論がさつぱりして居る。

評論新聞が發行禁止を喰つたあとを受けて中外評論が出た、其あとを繼いだのが文明新誌である。三種とも袖珍判の大きさで一冊十枚綴の小雑誌ではあるが、過激論を掲ぐることは始終同一の態度だつた。其十二號（明治十年一月發行）に、

土耳其格ノ暗殺

○土侯シツドハットノ暗殺ヲ企テシ者前ノ日曜日ニ於テ逮捕ニ就ケリ又土帝ヲ暗殺セント欲セシ者ノ中ニハ土人二名ポーランド人一名希臘人一名アリ 伯林十二月五日發

吾輩ハ平生甚ダ無事ニ苦シム、ハ癖アリ最モ又正ヲ以テ不正ヲ討シ、壯烈殺伐血ヲ流スノ事ヲ好ム常ニ嘆ジテ曰ク丈夫ノ斯世ニ在ル快戰奪鬪五洲ヲ蹂躪セズンバ直チニ秋水ヲ以テ賊骨ヲ試ミンノミト然レドモ不幸ニシテ明治ノ昭代ニ逢ヒ戰ハント欲スルニ地ナク斬ラント欲

ルト否トヲ問ハズ條例ノ禁ヲ犯セシ文ヲ掲載スル以上編輯人タル者其罪ヲ免レルヲ得ズ假令結尾ノ一編ニ警戒ノ語ヲ加ヘ筆者ト不同意ヲ示スト雖モ卷中ノ二編既ニ犯禁顯然タレバ章造ハ犯禁ノ罪ヲ免レルヲ得ザルモノトス

第三條 木庭繁波多野克己ノ讒謗律駁議條例駁議ヲ掲載ナシタルモ既ニ前條ニ於テ辯明ナス如ク罪ハ掲載刷行スルニアリテ警戒スルト否ラザルトハ論ズル所ニ非ズ故ニ條例第十三條ニ擬シ二罪俱發例ニ據リ一ノ重キニ從ヒ東京裁判所ニ於テ禁獄三年ニ處決ナシタルハ至當ノ裁判ナリトス

判決

右ノ條理ナルヲ以テ上告狀却下スル者也

明治九年十二月十八日

大審院

(朝野)

「我日本國は世界で別製の神國」だの「日本は日本の日本でなくて天皇陛下一人の日本」だの、「如何なる暴君虐吏が出て竊盜しる人殺ししる」と命ぜられてもしやうが無いなどと思ひ切つた反語、しかも三つ見にさへ反語と分

スルニ賊ナク管ニ賊ナキノミナラズ刀劍ヲ帶ルハ國法ノ禁ズル所ナレバ心ナラズモ鬱々トシテ北斗ノ光芒ヲ睥睨シ脾肉ノ生ズルヲ悲シナガラ時々筆ヲ執テ新聞ヲ書ザルヲ得ズ無聊ニ堪ヘズ時ニ庭前ニ出デ、一箇ノ土塊ヲ顛覆シ數頭ノ凍蠅ヲ蹂ジリ快ヲ呼ブ數回ニシテ少シク胸間ノ鬱勃ヲ泄スナリ今ヤ此報ヲ聞クニ及ンデ覺ヘズ手ヲ拍テ曰ク壯ナル哉烈ナル哉我輩ヲシテ幸ニ土耳其政府ノ下ニ在ラシメバ此輩ノ下ニアラザルベキニ唯恨ムラクハ生キテ土耳其政府ノ下ニ在ラザルコトヲ又曰ク暗殺ハ卑狹ナリ公明正大ノ所爲ニ非ザルナリ大丈夫兒ノ爲サザル所ナリ然ルニ天下ノ事常ニ公明正大ト大丈夫兒ノ所爲ニ依ラズシテ却テ此卑狹病輩ノ所爲ニ破ルル者多シ懼レザルベケンヤ戊辰前天下ノ英雄ガ舊幕政府ヲ顛覆セシモ此卑狹病輩ノ四方ニ突起シ紛紜制御スベカラザルノ際會ニ乘ズルニ非ズヤ然ラバ則チ七百年來ノ王政ヲ恢復シ明治今日ノ盛業ヲ贊成セシモ卑狹病輩ノ力ニシテ此輩ハ即チ復古ノ大功臣ノ一部分ニシテ時トシテ又國家ニ缺ク可ラザル者也然レドモ天下已ニ治マリ法律已ニ成リ萬民聖明ニ鼓舞沐浴

スル今日ノ如キ清世ニ在テハ彼ノ竹槍薙旗四方ニ蜂起シテ賢明政府ノ官吏ニ迫リ聖明天子ノ宸襟ヲ惱マシ奉ル頑民ト俱ニ誅除セザル可ラザル者歟土耳其ノ如キハ我儂ハ知ラズ

又曰平生人ニ無限ノ痛苦無限ノ慘毒ヲ與ヘル所ノ天下ノ奸物ヲ一刀ノ下ニ刺殺シ其紅血ノ淋漓タルヲ看テ快ト叫ブハ天地間ノ快ノ最モ快ナル者ナリ然リト雖我邦ニ於テハ大禁ナリ宇内何レノ國カ公然之ヲ允スアリヤ無キヤ若シ有ラバ我輩ハ來世其國ニ生レント欲スル也

臺灣の生蠻が山刀をひらめかして月下に踊つてゐるのを見るやうな氣がする。讀み來つて凄氣に打たれぬ者はあるまい。

草莽雜誌は三年の禁獄を喰つたが、文明新誌は禁獄三ヶ月罰金五十圓を課せられた。西南の亂は其一月末におこつたのである。

五、人の妻を和誘して

五月二十五日東京裁判所落着

東京第四大區五小區湯島一丁目十六番地

平民土方トク二男 土方百太郎

其方儀牛込又五郎妻かつト姦通スルハ本夫不告ヲ以テ其罪ヲ問ハズト雖モ本籍ヲ脱シテ二年以外ニ至ル科逃亡條ニ依リ懲役八十日申付ル處當裁判所詰檢事ノ上告ニ依リ大審院ニ於テ右裁判ヲ平翻シ更ニ改定律例第九條人ノ妻ヲ和誘シテ自己ノ妻ト爲ス者懲役三年トアルニ依リ懲役三年可申付處已ニ勾置スル八十日ヲ除去シ懲役二年ト二百八十五日申付ル

同大小區湯島天神町三丁目一番地

平民牛込又五郎先妻 かつ

其方儀土方百太郎姦通スルハ本夫不告ヲ以テ其罪ヲ問ハズト雖モ本籍ヲ脱シテ二年以外ニ至ル科逃亡條ニ依リ懲役八十日ノ處婦女ナルニ付收贖金貳圓申付ル處當裁判所詰檢事ノ上告ニ依リ大審院ニ於テ右裁判ヲ平翻シ更ニ改定律例第九條人ノ妻ヲ和誘シテ自己ノ妻ト爲ス者ハ懲役三年誘セラルル婦女ハ三等ヲ減ズトアルニ依リ懲役一年半申付ル

(朝野)

夫からの告訴が無くても姦通を罰したものらしい。年齢の分らないのが物足らぬ。

六、有馬氏弘

明治十一年二月十八日東京裁判所落着

東京第二大區七小區麻布東鳥居坂町一番地

平民 有馬氏弘

其方儀舊吹上藩知事在職中發狂シ刃ヲ以テ權少參事堀内爲太郎ニ重疔ヲ負セ死ニ致スコ當今病全癒スルヲ以テ改定律令第九十五條ニ依リ懲役五年情狀ヲ酌量シ一等ヲ減シ懲役三年ノ處犯罪五年以上ヲ經テ發覺スルニ付舊惡減免例圖ニ照シ其罪ヲ免ズ

第五大區十一小區淺草聖天横町二十二番地

東京府士族堀内保親母 堀内ヤス

其方儀舊吹上藩知事有馬氏弘發狂シ夫堀内爲太郎ヲ殺害セラル節亡三宅正風外二人等ノ申聞ニ任セ内濟シ爲ニ受ル贓金百七十七圓餘右ノ科私和人命條ニ依リ竊盜ニ準ジテ論シ懲役十年情狀ヲ酌量シ三流一減法改正以前ナルニ付舊減等等ニ依リ一等ヲ減シ婦女ナルヲ以テ

懲役二年ノ收贖金九圓ノ處犯罪五年以上ヲ經テ發覺スルニ付舊惡減免例圖ニ照シ其罪ヲ免ズ

(朝野)

有馬氏弘は今の伯爵家の人であらう。平民とあるは家の人達から籍を除かれたのであらう。

殺人罪を犯しても五年で済んだ事と、時効が五年だった事と、女の懲役が金を出せば済んだ事と、驚かされる。

夫を殺された女が、人に勧められて内濟にした廉で十年の懲役はひどい。有馬氏弘が堀内爲太郎を何時何處で殺したか、書いてないのもひどい。

七、飴屋の唄

一月二十九日(十一年)

大坂府在住

飴賣 日富虎藏

其方儀菓子類商業の處往來にて鉦を叩き或は小唄を歌ひ小兒を集め錢を呉れねばおかアさんの知らぬ間に盗んでお出と幼童を教唆し菓子を販賣致し民間の風儀を紊る科不應爲重に擬し杖七十申付る

飴屋もうっかり唄を歌へない。
(朝野)

八、『大久保ザマミレ』

八月八日東京裁判所落着

石川縣加賀國石川郡宗叔町四番町二十四番地

同縣士族一義弟 小林外與松

自分儀幼年ノ時ヨリ文武ノ道ハ心掛ズ魚鳥ノ殺生等ニテ月日ヲ送り明治六年九月十五日壯兵募集ノ命ニ從ヒ大坂鎮臺豫備兵ニ入營一等兵卒相勤メ明治八年二月解隊歸縣魚鳥殺生等ニテ送日罷在明治十年三月巡查拜命上京九月鹿兒島出張本年四月歸京五月十四日喰違内紀尾井町ニ於テ何國ノ人ナルヤ大久保内務卿ヲ暴殺ニ及ビ候處兇賊共ハ同縣ノ者ノ由承ハリ大國故立派ナ人モ有之杯ト誰言フトナク街ノ風説ヲ聞元來加賀ノ國ハ大國ナレドモ勇士無之腰抜ノミト兼テ世上ノ嘲リモ有之趣承リ居リ何トナク常ニ遺憾ニ存居折柄不圖一時ノ慢心ヨリ同縣ノ者大臣ヲ殺害ニ及ビタル旨ノミヲ相認メ即日縣地允一義許へ郵便ヲ以テ知ラセ遣ハシ同十五日

大兇賊ノ名前承リシ儘半紙堅紙へ只今人名云々誠ニ盛ナルヤ何レモ大立派ノ由大國故トテ皆々大感心大久保内務卿ザマミレト申ス者計リ杯ト何心ナク相認メ投ジ候處十七日御拘引巡查免職ノ上兄へ送ラントスル手紙ノ文面一々御糺ニ相成元來兄一義儀ハ祿高八十六俵ノ士族ニテ能藝モ無之縣地ノ忠告社ハ固ヨリ何社へモ加入不致一體病身故暫居罷在縣ノ慷慨者等へ交際候儀ハ絶テ無之ノミ乎人名モ存ゼザル程ノ儀ニ有之又自分ニ於テモ今般ノ人物ハ一面會モ不致者ニ候去十四日ノ暴舉ハ同縣ノ者ノ由承リ一時何心ナク妄文ヲ相認メ郵便箱へ相投ジタル段何共申開無之今更後悔重々恐入候事右ノ通相違不申上候也

右同人

其方儀大久保内務卿ヲ殺害セシ兇賊ノ姓名ヲ兄一義ニ報知スル書中へ誠ニ盛ンナルヤ云々等ノ儀ヲ認メ遣スコト不應爲輕ニ問ヒ士族ナルニ付禁獄三十日申付ル

(朝野)

これは單純な頭をもつてゐた巡查の受けた裁きだが、大久保内務卿が世人憎惡の中心に立つてゐた事と、卿の

暗殺されると同時に、其筋で加賀に發着するすべての郵便物を差押へたらしい事實が分る。

九、小兒禁獄

十月三十一日東京裁判所落着

東京第二大區十一小區芝伊皿子町四十三番地

東京府士族 稻作弟 角田房五郎

十年

其方儀水上豐次郎方へ雇ハレ目見中衣類拐帶スル駐金三十一錢ノ科詐僞取財條ニ依リ窃盜ニ準ジテ論ジ除族ノ上懲役五十日幼年ナルヲ以テ贖金一圓二十五錢ノ處無力ニシテ贖フ能ハザルニ付本罪ヲ折半シ禁獄二十五日ヲ申付ル

(朝野)

當時、十歳の小兒にすら法は加へられた。衣類拐帶が判官の憎む所であつたかも知れぬが、奉公が辛くて逃げたのであらうから、着せられた着物は自分の物と信じてゐたであらうし、十歳やそこらで拐帶もあるまいではないか。

一〇、仲が好すぎる

十二月二十七日横濱裁判所糾問係申渡

神奈川県下武藏國久良岐郡横濱辨天通二丁目

四十二番地 西村新七妻 原 マス

同雇人長崎縣下肥前國高木郡大江名村

亡松下庸甫二男 松下基七

其方儀密通シタリト西村新七ノ訴へニ依リ吟味ニ及シ所被告入等ハ會テ仲善ク殆ト身ノ愼ミ不注意ナレバ則チ此訴ヘヲ起スニ至ルモ亦全ク汝等被告人共ノ自ラ招ク結果ナリトス併シ西村新七ノ訴ハ相立タズ各被告人ノ罪證無キニ付釋放申付ル

(朝野)

仲が好過ぎて疑ひを受けたらしいが、叱られる價值だけは有つたらしい。下手な宣告文だが、新七の不滿おもふべし。

一一、所謂若い衆

十一年一月十一日東京裁判所落着

縣廳から役所間取の都合で小使を呼ぶのに差支へる場合には鳴子か呼鐘で用を辨ずるはよいが、郡長に限つて故らに呼鐘を用ゐてはならぬと達せられたと出た。鳥無き里の蝙蝠が九戸郡長の事とは夢にも知らなかつたに、其鉢叩きの本人は乃公だ日々と朝野は乃公を讒譏したのだと告訴されて見るとたまげざるを得ないと書き(千八百六十八號)讒謗律は被害者自身が告發してはじめて成立すべき訴へである、九戸郡長新渡戸某は自分には其事實は無いが縣下一班の郡役所の榮譽の爲に告訴したのだと言つてゐる、何といふ奇怪さだ(千八百九十八號)と書いた。郡長は黙つてゐない、またぞろ告訴したから、

其方儀朝野新聞一八六八及一八九八ニ鉢叩キノ後悔又ハ一大疑案ト題シ巖手縣北九戸郡長新渡戸宗助ノ榮譽ヲ害スベキ事項ヲ推論スル科讒謗律第五條ニ依リ罰金五圓可申付處曩ニ罰金十圓ノ處斷ヲ經ルヲ以テ二罪俱發例ニ照シ其罪ヲ論ゼズ

を喰つた(一三、四、二九)

讒謗律の意義が必しも九戸郡長の單純な考へと同じ考へから成立して居ぬことは、別項草莽雜誌の上告を裁いた大審院の判決でも分る。殊に朝野新聞が九戸郡長にやつつけられる前に、讀賣新聞の例があるのだから、泣子と地頭には勝てないと觀念するより外はなかつたのだ。

といふのは、明治九年十二月二十九日の讀賣新聞に、深川濱手邊の差配某は町内の貧民に施與すべき切餅をくすねたことが露現して、袋叩きにされたとの投書載せて、深川濱の手の差配人一同から告訴され、差配人一同を誹譏したものとして、罰金五圓を課せられた。「こんな風に一々訴へられては、山の手の士族とか、麴町の左官とか書きたんびに、外の士族や左官から告訴されては新聞屋はかなひません」と泣いてゐる。(この項明治筆禍史資料)に據る)

一三、二人後家

四月十日松本裁判所落着

長野縣諏訪郡金澤村平民はる母

小池はつ

其方儀同村平民山崎まつ方へ忍入原田此右衛門ノ下駄一足盜取ル賍金二錢五厘ノ科賊盜律竊盜條ニ依リ懲役五十日申付ル

長野縣諏訪郡金澤村平民

山崎まつ

其方儀小池はつト姦夫ヲ爭ヒシモ隣伍等ノ懇諭ニ基キ互ニ姦情ヲ絶ント誓ヒシ姦夫及はつニ於テハ毫モ之ヲ履踐セズ却テ屢交接スルヲ探知シ俄ニ妬心ヲ生ジ一時彼ヲ脅スベシトはつ宅舎ノ植籬ヘ火ヲ放ツ科改定律第二百四十八條ニ依リ空間房屋ヲ以テ論ジ未ダ燒毀ニ至ラザルニ付懲役三年ノ處情法ヲ酌量シ三等ヲ減シ懲役一年半申付

(朝野)

一人は生垣へ火をつけて懲役一年半、一人は下駄をかたくして懲役五十日とある。後家の執心ぶりをまざくと見るやうである。

長野縣諏訪郡金澤村小池ハルの母ハツ(四十一)は娘の手まへも憚らず明治九年の夏頃より同村の原田此右衛門(五十三)と深き中になり居りし處其年の八月頃同村の山崎マツ(三十八)といふ後家が又此右衛門に据膳を振舞ひしがマツは年もハツより少し若く又器量も優りければ此右衛門は熱くなり多分はマツの方へ通ふ故ハツは口惜しく思ひながら歳月を過す内嫉妬の心次第に増長し嗔恚の焰やる方なく昨十二年十一月頃此右衛門がマツの宅に泊り居る夜其寢室に忍入り兩人が枕を並べて臥したる上へ馬乗に跨がり用意の短刀にて己に手を下さん勢ひなれば兩人は周章狼狽し人殺しと叫ぶに近隣の者が駆けつけ仲裁に入り此後此右衛門は兩婦の中どちらへも通はず兩婦も此右衛門の宅へは足踏をさせぬといふ證書を取替はし事すみしが本年一月の頃此右衛門は何用ありてかマツ方へ立寄りしをハツは心悪く思ひ此右衛門の下駄をそつと持歸りしかば此右衛門はハツの所爲ならんと疑ひハツ方へ行き若しや下駄を隠しはせぬかと尋ねしかども毫も知らぬと答

へ此右衛門をどう説きつけたか焼木杭に火が移りその夜は自分の宅に止らせ其れより此右衛門は屢々ハツの方へ通ひし處此度はマツが嗅ぎつけ去る二月のある夜ハツ方の垣根へ火を附けたるより處刑になりしなりとぞ恐るべきは色の道(十三年二月朝野)

一四、「天子も人なり」

前にも一寸書いたが、
十三年六月十四日神戸裁判所岡山支廳申渡

岡山縣實行社員 平野彌太郎

其方儀明治十三年五月二十二日岡山區富田町ニ於テ警察官ノ認可ヲ得ズ 天皇陛下ト雖モ天ヨリ見レバ均シク之レ入ナリ左スレバ我日本政府ハ奈何ナル會計ヲ爲スヤ得テ知ルベカラズト雖モ 天皇陛下ニノミ獨リ國事ヲ委ネ置テハ相成ラヌ故日本人民各奮發シテ國權ヲ張リ魯國ノ虛無黨ニ倣フベキ旨ノ政事ニ關スル事項ヲ演說スル科集會條例第一條及第十條ニ照シ罰金五圓申付ル

(朝野)

こんなものもあるのだ。

一五、おつこちの裁判

ミシ／＼ズドン、そりや泥的が家根から落ちたぞ皆々出會へと竹箒やら心張棒やら各獲物を携へて圓栗眼をきよろつかせ逃しはせじと出て見れば男女二人が腰打ちぬかし澁面して呻り居るにぞ矢庭に捕へてよく／＼見れば女は西久保葺手町の宮川吉五郎方同居リツ(十八)男は隣家時計師日進堂の職人なれば如何いふ譯で此始末と聞かれて實は二人が日頃より罰なき中となつたれど人目の關に隔てられ夜毎に家を脱け出して互ひに家根にて出會ひしに今宵は男の出で来るがあまり遅さに心せき家根と家根との間は七夕ならぬ天の川三尺の餘も離れて居れど男を思ふ女の一心ままと飛び越したれど歸りは男に負ふさり飛び越すはづみに落つちましたと白狀に飛んだ事だと大笑(十二年七月十三日朝野)

これは日日へも出たらしい。八月二日編輯長内田誠成

氏、東京裁判所へ呼出されて左の如く申渡された。のべつ幕なしのお灸である。

其方儀朝野新聞第七百五十二號雜報中へ柳川リツの榮譽を害すべき行事を掲載する科讒謗律第五條に依り罰金五圓申付る

裁判官は被告の内田編輯長を呼出した時、種々訊問のあげく、讀み書きは心得居るかと聞くので、愕いて妻の儀でござりますか、法官いや其方の事だと言はれた。

柳北が「一言も無いよ、なぜなら先年禁獄罰金の流行つた時分に、高い聲では言へぬが、各社では禁獄受負の編輯長を雇つて置いたことがあつた。此連中はいろは位しか讀めぬ手合だつたから、法官は君を受負と思つたのだらう」(八、三)

一六、夫の陰痿を訴ふ

長野縣信濃國上水内郡大豆島村中村清助の娘ツルは聲仙太郎を陰痿なりとて屢ば離縁を言ひ立てし末去十二月十一日松本裁判所長野支廳にて左の宣告ありたり、

聲養子離別送歸故障解除ノ詞訟審理ヲ遂ゲ判決スル左ノ如シ

本訴原告ニ於テ被告中村仙太郎ノ××痿ヘテ××ノ用ヲ爲サザル故離別致シタキ旨申立ルト雖モ被告ニ於テ否ラザル旨陳述スルニ付キ先キニ長野縣病院ノ醫員ヲ召喚シ之ヲ診斷セシムルニ當時脊髓病ノ餘症アルガ爲××ノ確徵ハ五週間ノ治療ヲ要スルニ非レバ診斷届キ難シトノ申立ニ依リ明治十二年十月三十一日ヨリ五週間長野縣病院ノ治療ヲ受ケタル後該病院ノ診斷書ヲ當廳へ差出スベキ旨ノ豫審裁判ヲナシタル處被告ヨリ明治十二年十二月四日付ヲ以テ長野縣病院ノ診斷書ヲ提供セル故其診斷書ヲ閱スルニ今ヤ脊髓病恢復シ全ク××ノ症ニ非ルコト判然タルニ付××ノ用ヲナスニ於テ妨ゲ無モノト認定ス依テ原告ノ申分離相立事(訴訟費用ハ原告ヨリ償却スベシ)(十三年一月六日朝野)

古今未曾有の珍裁判といふべし。

一七、いやだ嬢さん

明治十一年十月十二日の朝野に、茨城縣古河の藝者(コウ)がいやだお母さん巡査の女房出來る其子が雨ざらしと歌つて拘引され始末書を取られたとあり、右は鹿兒島縣下にて流行仕東京の新聞に記載有之依て我々も相謠ひ申候とでも書いたかどうか云々。はじめは軽くすんだものがこれが十五年には

途方もなき男もあればある者なり廣いやうで狭いといふ遠州松濱には程遠からぬ掛川驛人宿町の佐藤藤助てふ男はいやだ嬢さん巡査の女房出來たその子は雨ざらしと見附在の一言村でたつた一言怒鳴りしばかりにて忽ち巡査に拘引され濱松輕罪裁判所にて左の通り處分せられたり

裁判言渡書

濱松輕罪裁判所ハ檢事ノ請求ニテ靜岡縣遠江國佐野郡掛川宿字肴町百九十七番地幸吉二男佐藤藤助が官吏ニ對シ侮辱シタル事件ニ付發シタル呼出狀ニ依リ公訴ヲ

内ニ於テ重禁鋼十五日ニ處シ罰金二圓五十錢ヲ附加スルモノ也明治十五年六月十二日

昨四日は兼て記せし如く大審院に於て大阪府平民庄司芳之助が巡査を罵詈雑言したる件の公判を開かれしが該犯は本年一月三日同府下末廣町の路上に於て同人が酌酌の餘り(男がよくても巡査は持つな月給僅か五六圓)と放歌せしを巡行の警吏に認められ直に拘引せんとするに猶惡口罵詈雑言に付大阪輕罪裁判所にて重禁鋼二十二日罰金三圓七十五錢に處せられたるを不服にて上告せし件なりしが芳之助より申立しは該犯たるや巡行の巡査を知らず又放歌の罪となるべきを辨へず殊に熟醉して精神錯亂したるの三件を述べ辯護人來島加全氏も頻りと辯護せられしが同院檢事堀田正忠君は上告を棄却あらんことを裁判長に請求されたりしが裁判長は追て判決申渡すべしとて終に閉廷せられたりといふ(時事十五年九月五日)

巡査のおこるのも尤だが、大審院まで争ふやつもないものだ。

受理シ爰ニ檢事ノ陳述被告人ノ答辯ヲ聽キ司法警察官ノ調書類ヲ檢閲シ司法警察官ノ調書巡査ノ告發書及び被告人ノ自供ニ依リ被告人佐藤藤助ハ明治十五年六月六日豊田郡一言村往還ニ於テ巡行ノ巡査ニ對シ言語ヲ以テ侮辱シタルモノト判定ス乃ハチ之ヲ法律ニ照スニ刑法第四百一十一條官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言葉ヲ以テ侮辱シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁鋼ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス云々第八十條罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿タザル者ハ其所爲是非ヲ辨別シタルト否トヲ審案シ辨別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論ゼズ但情狀ニ因リ滿二十時ニ過ギザル時間之レヲ懲治場ニ留置スルヲ得若シ辨別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ズ第七十條禁鋼罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本條ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減ズルヲ以テ一等トナシ云々

右條目ニ依リ被告人佐藤藤助ハ年齢十六歳ニ滿タザルモ辨別アリテ犯シタル者ニ依リ本刑ヨリ二等ヲ減ジ十五日以上六月以下二圓五十錢以上二十五圓以下ノ範圍

過激黨の消息と其反響

五十年前、過激黨の名で總稱されて居たソシヤリストとニヒリストの消息と、それに對する日本新聞の反響とを集めて見た。

兎に角、これだけでも、當時の日本人はどんな心もちで海のあなたを見てゐたかが分るやうである。一字の説明もいらぬと信ずる。

獨逸で社會黨取締法案を立てた頃、魯西亞が靜まりかへつてゐたのは、土耳其と戰爭中だつたからである。英吉利の女皇を二度まで狙撃した兇漢は、過激黨とは關係無かつたとも思ふ。

同じ電報が新聞によつて、先に出たり遅れて出たりしたのがあり、文章のちがつたものもある。あちらから打つた日から三日目あたりに出たのは其の筋から聞いたのかとも思ふが、コペンハーゲンから三月にかけた電報が、五月に出てるのは、船で持つて來た新聞の電報欄

からそつくり寫したものであらう。

曙新聞が社會主義は五ヶ條の誓文と一致すと書いた論説は見つからない。明治維新の事業を成就した者は社會黨から出た、維新の事業は一として社會主義に一致せぬは無いなど深い考察から來たと思へぬ。社會黨を貧富平均黨といふ名で呼んでゐる朝野が、嵩にかかつて關邪論を書いたのは尤である。(六月八日、雲はれて日やうやくあつし)

文久二年八月 海外新聞一

十一月三日の注肖新聞に第十月十五日の變事に由つて僧徒が閉めたる殿堂は至聖の祭日にも未其戸を開かず今に之を棄置せば政府にても一揆徒黨が大道に掲出せる明白なる證書は強て嚴重に之を去らんとせず、然れども此變事の時に長官より出したる嚴重なる守護は一揆に荷擔せるものをして恐怖の心を生ぜしめたりと見ゆ但此項官府の入費を以て注肖に中等の學校を營みて此地の年少なる者を教へ後日に至り建立せんと企望める大學校に導入するの本とせり此中學校は第十月廿八日刑政兼教授職

せり此に於て其生徒等の總數三分の二は學校より追出されれば學頭講釋を爲すと雖之を聞者なし

三 海外新聞三

聖彼得堡大學校は第十月二十五日に再び開きたるが生徒等政府の命令を奉守すべしと同意して姓名を連署せる者大略九百人にして開館の日皆學校に赴けり然るに姓名を書入れざる生徒二百人計りそこに在りて入學の生徒を嘲譏し亂暴せしかば争鬪を惹起したり懲治官其間に入りて双方を取鎮めしに翌日又更に激しき動亂をなせり懲治官は兵器を備へたる隊の援を乞うて退散せしめんとしたれども聽かざりしかば兵卒を進むと一説には生徒は圍まれて敵對することなく獄に繋かれたりと言ひ一説には生徒等の中ピズトルを放ち兵隊次でバヨネットを用ひて双方創傷二三名あり云々

四 明治十年二月三日

魯國ノ盟約及自由ヲ以テ主義トセル連累多キ黨派ノ陰謀ハモスコフ府ニ於テ露見シタリ此黨派ノ目的ハ魯國ヲ

過激黨の消息と其反響

たるミニストルイロボリスキ禮義を備へて之を開けりと言、原本巴達維亞新聞紙第十一號千八百六十二年一月一日

二 海外新聞二

第十月二十九日の日刊紙中に聖彼得堡の學校諸生の内に起れる騒動の事を記す。是前に示せる珍事と頗る同様の者にて學生等を取扱ふに嚴酷なる方法をもつてするより起れるなり
此度の騒動は聖彼得堡大學校の生徒等少壯の者には多くある不行跡次第に増重せしことあるに由り之を制すれ共頑にして其命に服せざるにより嚴重なる法律を以て強て之を聽從せしめんとするより起れるなり然れ共生徒等自ら其非を悟り又は其兩親或は思慮ある人にて之を教へ能く之を諭して再規則に就かしむることあらんを望む
第十月卅一日の聖彼得堡の報文に據れば波蘭部の生徒は盡く北府の學校より政府の巡捕の兵にて警固し蒸汽船に乗せて里瓦に送り夫より皆其國に歸らしめたり又俄の内國に住居せる生徒等は護兵にて警衛し夫々の住居へ送返

五洲ニ分ツテ共和政府ヲ立テ方今ノ政府ト貴族トヲ廢シテ資産平均法ヲ施行スルニ在リト云フ(ヘラルド)

文明新誌第十八號

横目堅口アル者ハ人乎必シモ然ラズ人權ヲ全行スルノ權理ヲ有スル者ニ非ルヨリハ全人ノ稱ヲ下ス可ラズ然ラバ則チ字内ノ人民盡ク獸類ナルカ曰ク自由ノ眞理ヲ有スル邦國人ニ非ルヨリハ全ク獸類ヲ離ルル者尠ナシ魯國ト我邦トノ如キハ苟モ帝國ニシテ政府ハ人民ノ共有物ニ非ズシテ官吏ノ私有物ノ如シスル結構ナル國民モ眞成ノ人民ヨリ目スル時ハ犬豕ノ稱ヲ免ルルヤ否ヤ然ルニ今魯人ニシテ此學アラントハ西哲ノ所謂乾坤反覆スルモ自由ノ眞理ハ消滅ス可ラズトノ言ハ果シテ我輩ヲ欺カザル也又曰奇ナル哉天下ノ事妬情深キ婦ハ良人ヲ却テ隣家ノ下婢ニ横奪セラレ攝生家ハ常ニ風邪ニ感ジテ戴醫ノ厄介トナリ自國ノ人民ヲ卑屈ナリトシテ安リニ壓制スル〇〇政府ハ又敵國ノ爲ニ無暗ニ壓制セラレ地球ヲ丸藥ト一般ニ吞ニセント欲スル恐ロシキ魯帝ノ膝下ニ俄然如斯基顛覆家ヲ生ズ實ニ天下ノ事ハ奇ト謂フベシ

五

四月十一日 朝野

再び英帝を狙撃せんと謀りたる話

數年前オーストリアと云ふ英人ありバッキンガムの宮殿を窺ひ女帝の出門を俟ち短銃にて狙撃せんと謀りしが忽ちにして發覺して縛に就けり當時法官其他犯罪の次第を糺問せしに全く一時の發狂より斯かる暴舉をなさんと欲せし者なるにより其罪幾等を減じ僅に二三月に過ぎざる入牢を申渡せり已にして入牢の期滿ち自由を得せしむべきに至り同國の官憲は猶其後害を爲さんかを疑ひ此者を海外殖民所の一地に送致し其備役に供せしに數年の間彼れ甚だ謹んで勉勵し其舉動常に他人の模範たるに至れり然るに彼近頃頻りに歸國の事を乞ふを以て遂に其願請を許し且つ官より其郷里の者に通知し父老二人をして此者を守り逃去するなからしめたりかくて數日間は一の異狀なかりしが或早朝此者の何れにか脱走せしを知り父老の驚愕措く所を知らず直ちに警察廳へ報道し恐らくは舊病の再發せしなるべしとて大に追捕を派出し主としてバッキンガム近傍を搜索せしに果して其外門の中に潛匿

し居たるを見出したり此宮門は通行切手を所持する者に非れば決して入ること能はざるに彼れ果して如何なる手段を以て其中に入りしや更に審かならずといふ

六

十月卅日 新聞集誌二八

巴里ノ過激ナル共和黨ハ政府並ニガムベツタ氏ノ黨ヲ攻撃スル公布ヲ發セリ其文中ニ要スル所ハ「コンミニュニスト」黨ヲ赦免シ禮拜所ノ帳簿ヲ廢シ「ジニシエイト」宗ノ僧ヲ放逐シ常備兵ノ代リニ國民兵備ヲ定メ從來諸般ノ稅ヲ廢シテ一ノ善良ナル稅法ヲ設ケ大統領及上院ヲ廢スル等ノ事

七

明治十年十二月十二日 新聞集誌六一

現今英國ニ住スル舊波蘭國ノ愛國士ハ英國ノ正義ナル俠士ノ力ヲ藉リ白鷺社ト稱スル一ノ政論黨ヲ團結シ波蘭ヲ獨立セシメテ其ノ國權自由ヲ恢復センコトヲ目的トシテ波蘭ノ公使タリシブラテル公ヲ奉ジテ其首領トセリ蓋シ此義徒ハ現今東邦多時ノ時ヲ以テ其國ヲ恢復スベキ好期ナリト見做シ確然力ヲ協セテ其志ヲ貫カンヲ欲セシモ

ノニシテ英國中ノ波蘭人ヲ悉ク懲惡シ共ニ謀ヲ通ジテ遲疑セズ事ヲ起サントスト

八

同

「パールメールガゼット」新聞ニ據レバ魯國ニ於テ頃日各地方主眼ノ都會ノ人家又ハ政廳ノ壁ニ夜中張紙ヲナス者アリ且之ヲ張リシハ各所皆同夜ナリト云其文左ノ如シ

官報電信

九月五日聖彼得堡發 皇帝陛下ノ詔ニヨリ各等ノ人民ヨリ代議士ヲ出シテ之ヲ委員トナシゴルチャコフ公其會長トナツテ左ノ二大件ヲ論究セントス即一ハ帝國ノ租稅法ヲ全ク變換シ盡ク國力ヲ竭盡シテ十分ニ戰爭ヲ遂グルガ爲ニ良策ヲ案出スベキ事ニハ立憲政體ヲ制定スル事

右ノ文ヲ提出シタルニ人民群集シテ之ヲ讀ミシガ之ヲ剝ギ去リシ迄ハ其ノ文ノ詐僞ニ出シヲ知ルモノナカリキ然ルニ張紙ハ地方縣廳ノ活版局ニ於テ出版セシモノノ如シト云フ

九

過激黨の消息と其反響

十一年六月六日 朝野
二日再び日耳曼帝を襲殺せんと企つる兇人有りて帝は疵を蒙れり(ヘラルド)

三日倫敦發 日耳曼帝は刺客の爲に狙撃せられ輕傷を受けたり刺客はソシアリスト黨の一人にして已に縛に就きたり

八日倫敦發 日耳曼帝の容體は追々快氣に赴けり豫の間は皇太子政を攝す

十二日倫敦發 日耳曼帝は頭、腕、背に疵を受けしが三十個の散彈を抜き取り生命に拘はる程の事なし刺客は自殺せんとせしかど終に縛に就きたり

一〇

七月七日 朝野
佛都巴里より來書
去五月十一日午後三時半過ぎ日耳曼帝は息女並に王妃と同車し外出せしが歸途突然砲聲の耳邊に起るを聞いた

り依て皇帝は直ちに車を停め侍衛者をして不軌を謀する者を探ねしむ暫時にして一壯者の手に六發砲を携へ遙に群集を破つて走る者ありて警視官時を移さず之を捕縛したり此報を得るや皇帝は静々車を進め歸館し宮樓に出で宮門外に群集し帝の安危を知らんと欲する者に其無事を示し夜に入り各國派遣大臣貴族の來つて無異を賀する輩に接し同夜オペラ及び劇場に行きたり而して到處皆其恙なきを祝する聲止まざりし帝は觀劇後深夜に至り宮に歸れりと抑も此不軌を企つる者の履歷を記さんに本年二十歳にして千八百五十七年日耳曼のレーブチリに生れ白鐵工(原ノマ、)を業とする者なり其捕縛せらるるや内務卿大檢事等立合の上にて糾問を受けたり然るに彼の答へは決して害心ある者に非る旨を述べ且つ自殺せんと欲して一發を試みしのみなりと云ふされども皇帝通過の際に發砲せしは二發にして警視官の彼に迫るに當り又一發を放てり扱其住家を穿鑿したりしに新教「ソシアリスト」黨の書類を見出したり未だ其原因如何は明白ならずと雖も舊教「ソシアリスト」黨に非ざること明かなり云々

一一

八月三日 朝野
日耳曼の諸新聞紙は曩に該帝の狙撃一條より大利を得たり「モランタグスブラット」新聞は平日紙數五千枚を刷り出せしが右の大事件の即日には六萬枚を發兌し又「ポールセン、ユーリール」新聞は八萬枚を發兌せり是れ實に未曾有の事にして別林諸街にて諸新聞紙の賣れ高は其數殆んど等すべからざる程なりと云ふ

三日倫敦發 日耳曼議會の選舉に於て社會黨は大に拒絶せられたり

八月廿五日 大阪日報
財產共有私有ノ辯

現今歐洲諸國ニ出沒スル「ソシアリズム」即社會黨ノ言論タル要ハ財產共有ノ理ヲ主張シ各人所有ノ權ヲ破壞スルニ在リト雖立論頗ル廣遠ニ互リ財本ノ流通分配ニ就テ人々共有ノ權有ルヲ談ズルトキハ經濟論者ノ對敵トナリ人々天賦ノ權利固有ノ義務如何ヲ論ズルトキハ修身學者ニ反對スル者トナリ之ヲ政事上ニ及ボシテ異說ヲ主張ス

ルニ當リテハ政學上ノ異端者トナル故ニ歐洲諸學士ノ經濟ニ修身ニ政體ニ公正不偏ノ士ハ努メテ「ソシアリズム」ヲ排撃スルコトヲ怠ラズ君ヲ無ミシ父ヲ無ミスルニ至リテハ天下ヲシテ蕩然窮獸境裡ニ陥没セシムベキヲ以テ其害ヤ殆ンド洪水ヨリ慘且ツ刻ナルアラントス彼等ガ共有ノ邪說ヲ主張スルヤ無知ノ貧民或ハ此ニ眩惑シ富有貴顯ノ人ヲ讎視シ動モスレバ慘烈ナル活劇ヲ演ゼントス前年米國鐵道一揆ノ如キ本年日耳曼皇帝ヲ狙撃セルガ如キ堅氷マサニ至ラントシテ先ツ霜ヲ履ム者ナリ

我民人ハ無知無識ナリト雖モ質朴ノ風純良ノ俗アツテ存ス所謂東方君子國ニテ其武人ハ慄悍ヨク國ヲ守ルニ足リ其農商ハ柔順治メ易カラズトセザレバ財產共有等ノ邪說ハヨモヤ行ハルル時アルベシト豫想シ得ザル如クナレドモ彼ノ竹槍席旗ヲ執テ苦情ヲ訴ヘ近クハ高島炭鑛坑夫ノ暴行丹後宮津ノ嘯集ノ如キ識ラズ知ラズ富ヲ妬ミ貴ヲ凌グ嫉妬怠惰ノ心ニ起原セル者多キニ居ル

天ノ斯民ヲ生ズル日月天ニ在リテ其色ヲ辨ジ起居來往スルニ地有リ呼吸スルニ空氣アリ火水アリ日用必需ノ具共有ナラザルハ少シ唯其公共ノ所有タル人力ノ及ブ丈ノ

過激黨の消息と其反響

部分ニ區別ヲ立テ、各自ノ所有トスタトヘバ河水ハ人ノ汲ムニ任スト雖水ノ乏シキ地方ニテ人アリ深ク地ヲ掘リ良井ヲ得レバ安リニ人ノ汲ムヲ許サザルガ如キ者ニテ勞力ヲ要スル者ハ價ヲ要スルガ故ニ數ノ少キ者得難キ者勞力ヲ費ス大ナル者ハ尤高價ナル者ナリ然ルニ天地間ノ萬物ハ萬人共有スベキ理ナリトテ彼此所有ノ權ヲ平均ニシ貧富ヲ混同シ社會ヲシテ平等無差別ナラシムベシトセバ誰カ其勞動ヲ以テ怠惰ニ換ヘザル者アラシヤ

我輩ハ思ヘラク天地間ニ生息スル人類ハ萬物ヲ共有スベキ理アルハ昭々タリ然ルニ天人ニ與フルニ智愚五感ノ能力ヲ以テシ其人類ガ各自ニ生活スル爲ニ便利ヲ供シ快樂ヲ與フルノ具即チ財產ヲ天造ノ萬有中ニ資テ以テ各自ノ需用ニ供スルヲ得セシム是亦人々共有ノ能力ナリ其智愚賢不省ハ天稟ナリト雖其赤貧ト愚痴トハ概シテ怠惰ニ知識ヲ磨礪セザルノ愆ニシテ固ヨリ天ヲ尤ムベキニアラズ豈マタ人ヲ怨ミンヤ且人々所有ノ財產ハ一己特有ノ物ニ非ズ都テ共有ノ性質ヲ具フコト人アリ瓦ヲ壞リ壤ヲ畫キテ若干ノ給料ヲ得ントス其人心ニ價值アリト認ムルモ是決シテ社會ヲ益スル事業ニ非レバ之ヲ技藝ト云フニ

足ラズ折脚ノ瓦鎗ヲ購フニ萬金ヲ以テストモ他敢テ之ヲ顧ル者ナクバ是レ一ノ物ズキニ屬シテ寶ヲ懷クノ人トハイヒ難シ世人ノ珍重スル物ハ價ヲ増ス賣買交易シ得ベキ物ニ限ツテ所有權ヲ重ンズ勞力ヲ要スル物ニ價格アリ人カノ及ブ所悉ク所有ノ限定ヲ定ム而モ其所有スル物ハ共有ノ性質ヲ備フルヲ以テ所有ノ權ヲ害セズ共有ノ性質アルガ爲ニ所有者ハ之ヲ以テ財產トスルコトヲ得其性質ヲ缺ク物ハ財產ニ非ルナリ彼ノ「ソシヤリスト」ハ共有ノ理アルヲ知テ所有ノ權アルヲ知ラズ浮屠氏ノ所謂平等ニシテ差別アリ差別有テ平等ナリトノ語ハ資テ以テ此論ノ主義ヲ解明スルニ足レリ

一三

八月廿八日 朝野

七月十二日日耳曼皇帝暗殺初度の發企人ヘンリツチ、マツイス、フエーデルは審判の上死刑に處せられたり

一四

九月四日 朝野

二日倫敦發 日耳曼政府はソシヤリズム黨壓制の議案を採用せり

一五

九月三日

八月十八日倫敦發電報ニ曰ク魯都シントペートルスボルグニ於テ警察官某氏暗殺セラレタリ

聖彼得堡ノ變 橫濱ヘラルド

昨日ノ紙上ニ掲載セシ魯國ノ警察長官ガ聖彼得堡ニ於テ刺客ノ爲ニ殺害セラレタリトノ一報ハ寔ニ畏ルベキ凶報ト言フベキナリ夫レ歐洲大陸ノ治安ヲ將來ニ妨害スベキ社會黨ハ既ニ其亂緒ヲ今日ニ開キタルガ如シ日耳曼ニ於テハ其國帝ヲ暗殺セント企テタル凶黨ヲ忌惡シテ之ヲ殲滅セント欲スルハ實ニ國民ノ至情タルベシト雖今若シ一概ニ黨論ヲ禁止セバ却テ暴發ノ變アルヲ免カレザルベク魯國ニ於テハ虛無黨及社會黨ハ平生ヨリ警察官吏ノ爲ニ逮捕セラレ千八百七十年以來今日ニ至ルマデ一回ノ吟味ヲモ受ケズシテ堡城中ニ禁獄セラレ、若シクハシベリアニ送ラレタルモノ男女合セテ千トス而シテ其中ニハ全ク冤罪ノ者モアリ讒構ノ者モアリ此等ノ囚徒ハ盡ク不平ヲ魯國ノ警察官ニ懷テ私黨ヲ結ビ魯國ノ法律ヲ破リ魯廷

ノ權官ヲ害セント欲スルヤ久シ而シテ今ヤ警察長官ヲ聖彼得堡ニ殺害シタリトノ凶報アリ此ノ刺客ハ必魯國ノ警察官ノ爲ニ逮捕セラレテ辛苦ヲ受ケタル悍徒ナルベシ假令刺客ガ警察長官ヲ今日ニ殺害シタル理由ハ不善ナラザルニモセヨ此殺害ヨリシテ損害ヲ受ケタルハ固ヨリ少々ナラザルベキニ付キ寔ニ嘆ズベキノ事ナリト雖夫ノ虛無黨及社會黨ヲ逮捕シテ之ヲシベリアノ苦域ニ送ルガ如キハ魯國政府ガ宜シク注意シテ容赦セザル可ラザル所ナリ

一六

九月十日 朝野

學士ノーベリングノ維廉皇帝ヲ暗殺セント謀リシ以來皇帝ヲ凌辱セシ故ヲ以テ逮捕セラレシ男女五百六十三人ニ及ビ其内五百廿一人(内婦人三十一人)ハ既ニ其罪ヲ裁決セラレ禁獄ヲ受ケ禁獄ノ年限通計八百十一年ナリ然ルニ其内五人ハ未糺斷ヲ受ケザル前ニ自殺シタリ(八月十四日伯林發)

一七

九月十二日 朝野

魯帝ノ近衛兵ノ司令官陸軍中將ミネンゾウハフレース

ミネエルノ一店ヨリ立出シ時回旋銃ヲ所持セル二人ノ兇徒ノ爲ニ彈射サレ傷イテ倒レタリ其間兇徒ハ直キ小馬車ニ飛乘リテ逃去リ未逮捕ニ就カズミネンゾウハ疵ノ爲ニ死シタリ傷ハ胸ニ在リト(八月十六日聖彼得堡發)

一八

九月四日

比氏(ピスマーク)は方今「ラツピル」宮に在り宮後に一大園あり號して公遊地といひ高壁を以て四方を圍繞せり比氏時々此園に遊歩するに方りては巡查密に之に注意し又比氏が愛蓄する一大犬あり其身邊を去らずして護衛せり氏はこれまでザールと名づけし強犬を有したるに該國社會黨の一人之を毒殺したり氏は常に敵黨の爲に怨望せらるるに依り戒心して市中を歩すること稀に且つなるべく京城に行かざるを要す秘密巡查より日日世間の事情を報ぜしむるを以て民情を了知するに似たり

一九

九月十四日

比斯馬克侯の治下に於て其民生が受る所のポリチカルリベルチー(政治上の自由)の度は左の一事に於て推知す

べし但し此報知は信用すべき日耳曼人より得たるもの也
 日國 フランクホルトに於て議政の一社あり號して「デ
 モクラチツシル、ヘレイン」といひ該府の有名なる人々
 の組織する所なるが頃日社員集合を爲したる時にフラン
 クホルト新聞の記者の一人マルチ氏は反動と自由とに就
 て演説し其の言ふ所は悉く歴史上の事にして概ねチエ
 ス氏及カスミルベリール氏を引論せり然るに其語次眼を
 轉じて日耳曼を見よといふや其語の未だ終らざるに臨場
 の警吏は直ちに令して集合を解散せしめたり即今日耳曼
 國事は此の如きものあり蓋し該國の警吏は名代人選舉時
 節の間に於て理由なくして解散するの權を有し假令少し
 く日耳曼帝國を諷諫するが如き事あるも其自から今日の
 政法を非議するの状あると思惟する故を以て解散の口實
 と爲すことあり右の新聞は警吏の所爲を理無しとして大
 警視へ出訴せしに大警視は一向に警吏の所爲を准可した
 るは壓制の極度と評すべきのみ

九月廿二日 新聞集誌二三七
 警察政府

茲ニ干渉主義則チ警察政府ノ起原ヲ尋ルニ佛王路易第
 十四世之ガ基礎ヲ爲シ那破連翁三世之ガ構造ヲ爲セシモ
 ノニシテ爾來日耳曼政府魯斯亞政府ノ如キ壓制主義ノ政
 府ニ信用セラルル政圖タリ暴君ガ暴ヲ逞ウシ唐吏ノ虐ヲ
 恣ニスルニハ恰好ノ要具ニシテ其利白双モ管ナラズ言論
 ノ路ヲ杜ギ出版ノ自由ヲ碍グル等便利亦名狀スベカラズ
 然モ被治者ニ取ツテハ厭フベク忌ムベキコト亦猶白双管
 ナラザル也路易十四世壓制ノ反動ハ路易十六世ニ發シテ
 王ノ頸血ヲ以テ斷頭器ヲ彩レリ那破連翁三世城下ノ盟ヲ
 爲セシハ民心警察政府ニ乖離セルニ因ルノミ而シテ其反
 動ノ最著明ナルハ魯國警察長官メセンゾフ氏ノ暗殺ニ見
 ル路易、那破連翁ガ干渉ノ廣大ナル物トシテ及バザルナ
 ク事トシテ至ラザルナク營業ノ自由出版ノ自由言論思想
 ノ自由等一トシテ干渉セザルナク政府ハ干渉以來金穀出
 入以外爲スベキ事務ナク司ルベキ職掌ナキガ如ク牛肉店
 ニ至リテ其鬻グ所ノ斤重ヲ監査セシムルニ至ル
 看ヨクルケウガ未ダ本論ヲ吐露スルニ及バズ唯「今
 ヤ吾輩ハ顧ミテ我日耳曼帝國ニ就テ論スレバト言ヘルノ

ミニテ突然解散セシメタリ壓制モ亦甚シカラズヤ

我邦ハ長官ニ川路利良君大賢明ナルアリ其事務ハ皆悉
 ク大賢明ナル大政府ノ施行スル所ナリ豈壓制ヲ施スガ如
 キ失計アルベケンヤ其些々タル干渉ハ人民ヲ壓制セント
 スルノ干渉ニ非ズシテ吾人ヲ保護セントスル難有キ思召
 ニ出ルナリ世人日耳曼、魯斯亞ノ干渉ト同一視スル勿レ

二〇

十月十二日 日日

刺客ノ禍ハ何時ニ底止スベキ乎

刺客ノ國安ニ禍スルヤ久矣我國廿年以來コノ禍ニ罹ル
 モノ其幾何タルヲ知ラズシテ遂ニ今年紀尾井坂ノ兇變ア
 ルニ至ル蓋シ刺客ノ禍タルヤ法律ノ嚴肅ナル警察ノ周密
 ナルニ從ツテ復タヒ首ヲ仇家ノ腹ニ刺テ私怨ヲ報ズルノ
 擧ニ至テハ既ニ其氣勢ヲ消滅セシムルニ近シト雖モ所謂
 國事犯ノ刺客ハ政論ノ激動ニ出ルヲ以テ苟モ眞正自由ノ
 政理ヲ一般ニ諒知スルノ時ニ至ラザレバ或ハ其禍ヲシテ
 底止セシムルノ期ナカルベキ乎

今ヤ歐洲ニ於テ最モ狂暴ナル政論ハ社會黨ト虚無黨ヨ
 リ激烈ナルハナシ而シテ社會説ハ日耳曼ニ盛ンニシテ虚

激黨の消息と其反響

無説ハ魯西亞ニ行ハルルガ如シ曩ニフイデルノブリング
 ノ二兇ガ引繼テ大逆ヲ日耳曼帝ニ試ミ又兇徒ガ魯國警察
 長官メーセンツオフヲ害シタルガ如キモ即チ此黨論ノ狂
 暴ニ出ル歴々コレヲ徴スベキノ迹アリト云ヘリ嗚呼刺客
 狂暴ノ惡ムベキ斯クノ如ク明々ナルニ却テ世論ノ之ヲ悲
 弔スル者アルハ何ゾヤ必ズヤ然ラシムルノ理アリテ然ル
 ニ他ナラザルノミ夫ノ魯國ノ前警察長官テレボフヲ傷ケ
 テ死ニ至ラシメタル刺客ハ實ニウエラ、サスリツキト云
 ヘル兇婦タルノ證アリタルニ參座ノ陪審官ガ之ヲ無罪ナ
 リト斷ジテ放免セント盡力シタルハ他ナシ魯國ノ法庭ガ
 此罪囚ヲ待ツ專横苛刻ヲ極メ警察官ノ之ヲ辱シムル往々
 見ルニ忍ビザル者アリシニ由リ人情ノ之ヲ憎ムヤ却テ兇
 婦ノ爲ニ公衆ノ哀憐ヲ催サシメタルガ故ナリ今ヤメーセ
 ンツオフ氏ノ如キハ假ヒ世人ノ私怨ヲ招カザルノ君子ニ
 セヨ其職掌自ラ衆怨ノ府タラザルヲ得ズ吾曹熟々魯國ノ
 治罪ヲ窺フニ常事犯ノ裁判ハ他國ニ異ナラズト雖モ國事
 犯ハ命令一下之ヲ西比利ニ配流スルコト恆例タルガ如シ
 其長途ノ艱難ハ拷問ヲ受ルニ比シク復タ出テ故郷ニ歸ル
 期ナシト悲泣スト聞ケリ如是キ惡政ハ獨魯國ノミナラズ

ト雖モ今日魯國ニ於テ不平ヲ鳴ラスノ虚無黨ハ現状ノ政治ニ向テ改良ヲ見ルヲ目的トスルニ非ザルニ似タリ虚無黨ノ狂暴ナルハ社會黨ヨリモ甚シク其主義ハ敢テ自由ヲ人生ニ望ムニアラズ敢テ政進ヲ政體ニ冀フニモアラズ只帝室内閣ガ國權ヲ掌握スルヲ嫉ミ事々物々政令ニ服スルヲ屑シトセザルヨリ目的モ無キ慷慨悲憤ヲ以テ志士ノ氣節ナリトナシ其弊ヤ刺客ハ美事ナリ美學ナリト妄信シ國運ノ盛衰ニモ文物ノ消長ニモ注意セザルノ暴徒ナリ

又眼ヲ轉ジテ魯國ノ社會ヲ見レバ貴族ニハ想望ヲ繋グノ材ナク商賈ニハ功名ヲ羨ムノ風ナキヲ以テ朝廷ト下民トノ間ニ立テ君民ヲ調和シ國安ヲ維持スル中等紳士ニ乏シク上下ノ猜忌益々深ク政府ハ益々抑壓ヲ旨トシ下民ハ益々狂暴ノ激動ヲ喜ブノ難狀ニ陥ラザルヲ保チ難カルベシ

刺客ノ禍ハ概ネ目的ナキノ不平ニ出デ其國安ヲ妨害スルハ獨裁國ニ於テ尤モ甚シトス現ニ日耳曼ニテハ社會黨ヲ禁止シ魯西亞ニテハ亦將ニ虚無黨ニ着手スルノ勢アルハ蓋シ不得已ニ出ヅ然レドモ之ヲ嫌忌シテ其禍ノ因テ生ズル所ヲ察セズ其遠因ヲ醫セズ其近因ヲ禁絶セント欲ス

ルハ得策ナリト云フベケンヤ或ハ其禁絶ハ其反動ヲ激發シ刺客ノ禍ヲ醸成スルノ媒タラザルヲ知ラザルナリ而シテ我邦ノ激徒ガ動モスレバ刺客ヲ放チテ其狂暴ヲ逞シウセント欲スルガ如キ顧ミレバ頗ル社會黨ト虚無黨トニ其心術ヲ同ジウスルガ如キニ因リ吾曹ガ此禍ニ憂懼シテ措カザルモ亦故ナシトセンヤ

二一

十月十四日 新聞集誌二六六

社會黨禁止條例

日耳曼宰相比斯馬克公ガ國會議院ノ議ニ附シタル社會黨禁止案ノ大略ヲ得タレバ左ニ掲グ

議院ハ九月九日ニ開會ストナリ(伯林八月十四日發)

議院ニ送附シタル社會黨禁制ノ法案ハ凡テ廿四條ナリ凡社會黨論ノ蔓延ノ爲ニ補益スベキ會集結社并ニ出版物ハ之ヲ嚴禁ス詳言スレバ現在ノ國體ヲ破壞シ社會ノ秩序ヲ紊亂スベキ會集結社并ニ出版物ヲ禁ズルナリ此禁制ハ聯邦各地方官ニ於テ言ヒ渡ス事ヲ得ベシ其地方官ガ言渡シタル禁止令ハ聯邦全國何レノ地ニモ通ジテ施行スベキモノトス

此ノ言渡ニ不服ナル中ハ控訴スルノ道アリ別ニ委員ヲ設ケテ之ヲ受理ス其委員ハ人員九人トシテ内五人ハ少クモ法官ヲ以テ之ニ充ツ其判決ハ復々上控スルヲ准サズ違犯者ノ處刑ハ輕キハ罰金重キハ禁獄一年ニ至ル

又社會黨ノ論旨ヲ滋蔓スルコトヲ勉ムル人ニ向ツテ或區域又ハ或地方ニ住居スルコトヲ禁ズルコトアルベシ外國人ト雖モ同ジ

印刷人書肆客舎料理店等若シ之ニ關係アル中ハ營業ヲ禁止スルコトアルベシ

若或區域又ハ地方ニ於テ此黨論ノ滋蔓スル恐アリテ自ラ公安ヲ害スベシト思フトキハ中央政府ハ議院ノ議ヲ經テ一年間ヲ期シ凡テノ會集皆官許ヲ受クベシト命令スルコトアルベシ又同上ノ時ニ於テ印刷物ノ販賣ヲ禁ジ本籍住居ナキ人ヲ追放シ其器ヲ所持携帶シ并ニ賣却スルコトヲ禁ズベシ

以上記スル所ヲ以テ見レバ日耳曼宰相ノ嚴密ノ處分ヲ行フニ怠ラザルコトヲ知ルベシ蓋シ宰相ガ名ヲ社會黨ヲ制スルニ假リテ議院ヲシテ全國民ニ對スル專權ヲ己レニ與ヘシメント希望スルニ在ルナラン而シテ其求ムル所ハ實

ニ全國ノ公安ヲ護スルノ法案ナリト公言ス我輩ハ果シテ議院ガ宰相ニ宰相ノ望ム所ノモノヲ許スヤ否ヤヲ知ラザルナリ(デバー)

二二

十月十五日 朝野

去九月十六日ベルリンヨリノ電報ニ「フアルワルツ」ノ報告ニヨレバ日耳曼ノ社會黨ハ今般ノ公選入費ニ當テンガ爲メ十五萬マルクヲ募收セリ其物額ノ内三千八百六十マルクハ即合衆國ヨリ來ルモノナリト云フ

二三

十月廿五日 朝野

魯都の變

去る八月十六日魯國の首都聖彼得堡に於て同國大警視ゼネラル・メセントゾッフ氏がブレスマイツル街角の一商店を出でて歸宅せんとする際何者とも知れず二人の壯士走り來つて同氏を襲撃し双を以て其胸部を刺したり此瘡甚だ重きに因り此夜遂に死亡するに至る而して右の暴人は其邊に於て兼て準備し置きし馬車に飛び乗り鞭を擧げて奈邊にか脱れ去れり巡邏兵の長マカロフ氏は同氏と

共に在りしを以て其暴賊を捕縛せんと其跡を追ふの際賊徒の爲に銃撃せられて傷を蒙りたり巷説には此人も亦殺されしといへど全く謬傳なり

二四

十月廿六日 日日

各國不平等ナキヲ免レザル乎

魯國內ニテ秘事ヲ有スル私信ノ發着ヲ許サズ唯其經過スル分ハ差支ナシ右魯西亞電信局ヨリ申越シタレバ此旨出信人ニ報道ストハ我電信各局ニ於テ一昨日揭示セシ所ナリ

此來由ハ曩ニ魯京ニ於テ兇徒ガ警察長官ヲ暗殺セシ暴舉ニ引續キテ虛無黨ノ氣勢ハ益々熾烈ヲ加ヘ現ニオデツサニテハ檻倉ヲ毀テ罪囚ヲ縱ツノ陰謀アリケレバ魯廷ハ同府ニ騎兵ヲ増シ又魯京ニテモ警吏ノ巡邏ヲ戒嚴スルニ至ルト云フ(九月廿二日倫電報)其勢焰ハ日ヲ經テ更ニ激シク遂ニ私信秘語ノ發着ヲ許サザルニ至レリ

日耳曼大宰相ビスマルク公ハ去九月九日國會ニ於テ社會黨禁絶ノ議案ヲ草シ廿四條ニ分テテ會議ニ附シタルニ本月廿二日倫敦電報ハ可決ヲ報ゼリ日廷ハ必嚴肅ノ處置

ヲ以テ之ガ禁網ヲ專ラニスベシト雖果シテ日國ノ不平等ヲ芟除シテ子遺ナキニ至ラシムルヤ否ヤ

或ハ言ハン魯、日兩國立憲政體ノ名アリテ君民自治ノ實ナク萬機皆君相ノ意ニ決シ更ニ輿論ニ則ル所ナキヲ以テ物議ノ不平ハ社會黨トナリ虛無黨トナリ或ハ顛覆ヲ企テ或ハ暗殺ヲ試ムルニ至ルモ苟モ輿論政治ヲ以テ國體トセバ豈此患アラシヤト噫コレ其一ヲ知テ其二ヲ知ラザルノ見解ノミ夫ノ米國ニ於テモ現ニ職人黨アリテ其氣焰ノ顛覆ヲ招ケニ足ルノ萌アルハ敢テ社會黨虛無黨ニ劣ラザルヲ見ザルヤ去年以來米國ノ職人等ガ各所ニ動搖シ鐵道亂暴ヲ手始メトシテ大ニ人心ヲ恟々タラシメ今日ニ至ルモ全ク鎮定ノ狀ナキヲ見ヨ此動搖ハ傭役ト資本トノ關係ニ出デタル不平ニシテ現時ソノ氣焰ノ熾ナル合衆黨共和黨ノ外ニ新ニ職人黨ヲ數ヘシムルニ至ルガ故ニ議院ハ特ニ委員ヲ命ジ職人黨ノ願意ヲ垂問セシメシニ其言フ所各黨皆其主趣ヲ異ニシ或ハ傭役ノ時間ヲ六時間ニ短縮スベシトイヒ或ハ保護稅又ハ禁止法ヲ一般ノ輸入ニ嚴施スベシトイヒ或ハ紙幣ヲ限リナク發行スベシ或ハ公債償還法ヲ止ムベシ或ハ公有地ヲ人々ニ割渡シテ農タラシメ以

十月卅一日 報知

社會黨ノ壓滅

顧フニ社會黨ノ主眼トスル所ハ今日開明諸國ニ行ハルル交社ノ大道ヲ非ナリトシ更ニ人々各個ノ所有ヲ併合シ貧富齊一ノ制ヲ設ケ億兆ヲシテ競争ノ念ヲ絶テ苦樂ヲ共ニセシムルニアリ封建ノ制度既ニ地ヲ拂ヒ人類同狀ノ說漸ク行ハレ理學家相踵イデ民權ヲ主張シ君權ヲ排撃スルニ及ビ無知ノ小民ニ至ルマデ政府ヲ怨望セザルハナク遂ニ此黨與ヲ現出スルニ至レリ

其唱フル所人間相愛ノ主意ニ出デ素ヨリ私心ニ根スルニ非ズト雖愛國ヲ以テ野蠻トナシ勤苦刻勵シテ積蓄セル財產ヲ剝イテ懈怠ノ民ヲ賑シ獨立ノ精神ヲ一掃シ去ラントスルニ至テハ嘲笑ニ堪ヘザル也野蠻蒙昧ノ世耕耘ノ道未開ケズ民尙禽獸ト伍ヲ同ウスルノ時ト雖勞働セズンバ生存スルヲ得ズ況ンヤ今日ノ時世ニ於テヤ然ルニ今勤苦勞苦スル者モ怠惰蕩逸ナル者モ其利異ナルコトナクンバ誰カ力勤勉勞スル者アラシヤ勞苦スル者ナクンバ交社豈立ツヲ得ンヤ交社亡クンバ人類豈存スルヲ得ンヤ人ニ競争ノ心ナケレバ國富ムベカラズ民進ムベカラズ

テ職人ノ數ヲ減ズベシ又或ハ機械所製造所及ビ鐵道ヲ政府ニ買收シ殖利ヲ謀ラズシテ職人ヲ使用スベシトイヒ若シ願意ヲ採用セラレザル時ハ之ヲ腕力ニ訴フベシ議院ノ立法官ハ人民ノ君主ニアラズ人民ノ臣僕ナリ臣僕ニシテ君主ノ意ニ從ハザル時ハ人民ハ名代人ニ託セズシテ自ら法律ヲ定ムベシト暴論ヲ發スル者アルニ至ル幸ニ未ダ一般ノ暴動ヲ見ザルモノハ往々富有ノ紳士アリテ人望ヲ繫駐スルガ故ナルノミト云ヘリ人民ニ不平アルハヒトリ政體ノ然ラシムル所ナリトイフハ速了ノ見解ニアラザルヲ得ンヤ

今ヤ我邦ニ於テハ未ダ斯ノ如キ黨派ヲ見ズ斯ノ如キ黨論ヲ聞カザレドモ往々不平ノ聲ヲ物議ニ聞クノ多キハ日魯ヨリモ少ナシトセズ若シ其氣焰ノ盛ナルニ至ラバ之ヲ撲滅シテ國安ヲ妨害セシメザルハ固ヨリ當局者ノ本分ナリト雖嫩芽ヲ除クニ斧斤ヲ以テスルガ如キハ吾曹ガ又今日ニ於テ當局者ノ爲ニ取ラザル所ナリ噫小人窮斯濫矣須ラク小人ヲシテ窮ノ甚ダシキニ至ラシメザルヲ以テ秘訣トスベキ也

二五

過激黨の消息と其反響

然ルニ天下ノ財産ヲ合併シ勤怠ノ別ヲ論ゼズ共ニ富貴ヲ分タントス民豈競争ノ心アルヲ得ンヤ

獨立心ハ民ニ所有ノ權ナクンバ生ズベカラズ民ニ所有ノ權アル中ハ即チ皆自ラ愛スルノ情起ル彼モ人ナリ我モ人ナリ我ハ我爲ニ勞力ス彼ハ彼ガ爲ニ勞力ス我勞力ノ酬ハ我有ナリ彼ガ勞力ノ酬ハ彼レガ有ナリ我豈彼ニ屈スルヲ得ンヤ是レ獨立心ナリ然ルニ天下ノ財産ヲ併合シテ人各其財産ヲ所有スルヲ得ザラシメントス何ゾ獨立アラシヤ

今此黨ヲシテ其志ヲ達セシメンカ歐、米、各國皆悉ク壞亂シ文明去テ復タ歸ルベカラズ英、京、ハ怠民ノ集合所トナリ巴里ハ窮民ノ墓所トナリ日耳曼帝國ハ漠然タル曠野トナルニ至ラン畏ルベケンヤ日耳曼政府ノ社會黨壓滅ノ案ヲ採用セシモ亦宜ナラズヤ

二六

十一月二日 朝野

社會黨巴里ニ於テ集會セシニ警察官吏之ヲ解散セシメタリ
「ルベイ」ト稱スル共和黨ノ新聞ハ大統領ヲ譏謗セシ科

ヲ以テ罰金ヲ課セラレタリ

二七

十一月八日 朝野

日耳曼ノ不平黨ニシテ世人ヨリ社會黨ト稱セラレ自此稱號ヲ嫌忌シテ共和黨ト稱スル一ノ黨與ハ日耳曼帝國ニ代用スベキ共和政治ノ憲法ヲ記述シ亞撒西、羅米尼ノ二州ヲ佛國ニ返附スベキヲ論ゼリ是實ニ日耳曼國內ノ形勢ガ佛國ニ影響ヲ與フルノ大ナルコトヲ證スベシ且ツ之ヲ魯西亞ノ國情ニ對照シテ考思スルニ共和黨ノ歐洲大陸ニ於テ漸ク勢力ヲ得ルニ至リシコトガ分明ナリ加之近頃佛國ノ漸進共和黨ノ新聞ハ英國ノ諸卿就中内閣ノ棟梁ト信認セラレタルビーマンズフイルド侯ヲ非難スルニ英國ノ政圖漸ク昔時ノ君主獨裁ノ時ニ均シキ所アルコトヲ以テセリ蓋シ此等ノ言ハ固ヨリ過激ニシテ其眞ヲ失フモノナリト雖モ要スルニ其目的確實ナラズシテ其結果ノ如何モ亦知ルベカラザル新黨派ノ輓近大ニ歐洲ニ蔓延セシコトハ疑フベカラザル所ナリ(ウオールド)

二八

十一月七日 曙

日耳曼ノ社會黨魯西亞ノ虛無黨ハ近時大ニ其黨與ヲ増加シ漸ク兇暴ヲ逞ウシテ害毒ヲ其國家ニ流布セントス日耳曼ニ於テハ曩ニフリーデル其皇帝ヲ狙撃シテ志ヲ達セズノ一ベリング其二ノ舞ヲナシテ終ニ之ヲ傷ケ魯西亞ニ於テハ某女其大警視ヲ撃傷シ後ニ兇徒其近衛都督ヲ暗殺スルアリ兩國政府ハ其法令ヲ嚴ニシ其警察ヲ嚴ニシ悉ク其黨ヲ逮捕シテ根ヲ絶チ策ヲ覆ヘシ以テ將來ノ禍根ヲ除カントス蓋シ此等ノ不平黨ガ此ノ如キ暴行ニ及ブ所以ノモノハ其自己ノ怠惰ニ由リ志ヲ當時ニ得ザル者ガ徒ラニ怨望ヲ懷クヨリ發スル者ニシテ所業固ヨリ惡ムベク目的亦厭フベシ兩國政府ノ力ヲ盡シテ撲滅ニ汲々タル亦止ムヲ得ザルニ出ツ

然リト雖余輩ハ日魯政府ガ不平黨ノ蔓延ヲ恐レテ徒ラニ其枝葉ヲ芟ルヲ務メ其根源ヲ枯渴スルヲ知ラズ唯威力ト權柄トヲ以テ之ヲ壓倒セントスルヲ見テ未ダ嘗テ其失錯ヲ憫笑セズンバアラズ此等ノ黨派ノ團結スル所以ハ元ト其不平ノ鬱結セル所頑冥撓マスカラザルノ氣性ヨリ爲シ生命ヲ犠牲ニ供シテ所志ヲ遂ゲントスルノ熱心ヨリ成ル如何ナル嚴刑酷罰モ刀鋸以テ之ヲ威シ鼎鑊以テ之ヲ懲

スモ寸毫ノ益ナキノミナラズ權威ヲ以テ之ヲ壓セント欲スルハ恰カモ石炭油ノ火ヲ救ハント欲シテ之ニ水ヲ澆グガ如ク偶々以テ其怨望ヲ深クシ其勢焰ヲ熾シナラシムルニ足リ一人ヲ殺セバ三人ヲ生ジ五人ヲ除ケバ十人ヲ現スルニ至ル看ヨ反動ノ力ハ壓抑ノ甚シキニ由リテ益々激烈ヲ加ヘ同感ノ情ハ悲慘ノ深キニ隨ヒテ愈々憤ヲ増スコトヲ社會黨虛無黨ノ增長モ豈此理ニ外ナランヤ

然ラバ之ヲ如何セン蓋シ事ハ結果アル者必根源アリ苟モ根源枯渴セバ復タ焉ンゾ結果ノ不良ナルヲ生ゼンヤ日耳曼及英、佛、米、等ノ社會黨ノ兇焰ヲ熾シニ魯西亞ニ於テ虛無黨ノ毒流ヲ漲ラスガ如キモ一朝一夕ノ事ニ非ズ必其根源アリ蓋シ地球上下各其堵ニ安ンジ賢愚皆其分ヲ守リ整然トシテ案レズ上下各其堵ニ安ンジ賢愚皆其分ヲ守リ上流ニ居リ權柄ヲ握レル者ヲシテ一點微塵ノ私曲ヲ行ハザラシメ賢ニシテ勉強ナル者常ニ安富ニ愚ニシテ怠惰ナル者常ニ貧困ナラバ豈マタ資産平均秩序虛無等ノ僻說ヲ主張スル者ヲ現出スルニ至ランヤ其此ノ如キ不平黨ヲ現ズル者ハ畢竟貴賤貧富ノ懸隔甚シク同一人民ニシテ幸不幸ハ差異雲泥モ啻ナラザル者アルニ由リ抑壓反動ノ勢終

ニ此ニ至リシモノハ非ルナキヲ得ンヤ其君相ハ果シテ愛憎ヲ以テ臣民ヲ御スルコトアラザル乎其政刑ハ常ニ公平ニシテ私ナキ乎其官吏ハ果シテ忠良ニシテ姦曲ヲ行ハザル乎富者ハ貧人ヲ凌ガザル乎細民ハ冤枉ヲ被ラザル乎能者必ズ上ニ居リテ不能者必ズ下ニ居ル乎賄賂苞苴ハ行ハレザル乎風俗汚穢ナラザル乎否必シモ皆然ラザル也是ニ於テ不平ヲ懷ク者比々トシテ興リ彼ガ如キ黨與ヲ團結シテ隱匿ヲ行ヒ不軌ヲ謀ルニ至ル故ニ此等不平ノ徒ヲ撲滅センヲ欲シテ唯ニ之ヲ權威ニ訴ヘ其黨ヲ作成スル所以ノ源因ヲ改良スルヲ努メザルハ蓋亦過矣

今日我邦ニ於テハ是等ノ不平黨無シト雖モ時運ノ進動ハ一日ヨリモ速カニシテ人心ノ轉變ハ間ニ髪ヲ容レザレバ風潮一たび至ラバ豈復タ之ヲ抑止スベケンヤ一朝若シ此等ノ不平黨ニシテ歐米各國ニ志ヲ得ルコトアラバ其影響ハ忽チ我國ニ波及シテ人民ノ腦漿ニ感汚スルコトナキヲ保スベカラズ況ンヤ我邦ニ於テ此等ノ不平論ヲ汲引スベキ引力ハ今日甚ダ乏シカラザルニ於テヤ余輩ハ恐ル時運若シ此ニ至ラバ社會論ナリ虚無説ナリ我國民中ニ蔓延傳播スルハ電信ヲ以テ命ヲ傳フルヨリモ速カナラシク

ト。

世人ハ彼ノ虎列刺病ヲ知ル社會黨虚無黨ノ害毒ハナホ虎列刺ヨリモ甚シキモノアリ請フ大陣ヲ放ツテ現今我社會實際ノ状態ヲ見ヨ貴賤上下安富苦樂ノ懸隔ノ甚シキハ余輩ノ喋々ヲ待タザル所此ノ如キ状態ハ將來世運ノ進動シ人智ノ開達スルニ隨ヒ益々其不平ヲ鬱結スルノ源因タルヲ知ラザルベカラズ此時ニ當リテ歐米ノ不平黨ニシテ若シ志ヲ得ルコトアラバ其翕然トシテ相應スベキハ勢ノ免レザル所ナリ國ヲ憂フル者豫メ防禦ノ策ヲ講ゼザルベカラズ其策他ナシ不平ノ徒ヲ團結セシムル所以ノ根源ヲ努メテ除却スルニ在ル耳焉

二九

十一月十四日 朝野

佛國ニ於テモ社會黨ノ困難尠カラズ頃日萬國社會黨ノ大會議ヲ佛國市民ノ私宅ニ開カント企テタル者アリ元來佛國ニ於テハ警察官ノ許可ヲ受ケズシテ政黨ノ公開ヲ開クコトヲ禁ズルノ法律アルヲ以テ夫ノ社會黨ハ特別ニ指名ノ案内狀ヲ以テ同黨ノ來會ヲ乞ヒ私會ノ體裁ヲナシテ政黨分會ノ禁令ニ觸レザリシニ佛國政府ニ於テハ便チ之

ヲ公會ト見做シ令ヲ發シテ其會議ヲ禁停シタリ是ニ於テ急激合衆黨ハ路易ブランヲ主トシテ頗ル不滿ヲ此禁令ニ懷キ政府ニ抗論シテ已マズ他日立法議會ノ開クヲ待テ政府ノ非ヲ糾サントスルノ勢アリ

三〇

十二月五日 朝野

二日倫敦發電 日耳曼の社會黨の巨魁四十人(内二人は國會議員)別林府を追放せられたり

三一

十七日倫敦發電 一佛國人倫敦のボー街の警察署にて處分を受けたリ其英國女皇を銃射すべしと威嚇する書面を同國內務省書記生及巴里在留英國公使に送りたるを以てなり

三二

十二月廿八日 朝野

魯國形勢論(高橋基一)
魯西亞ガ跋扈跳梁ノ勢ヲ逞シテ西部中央亞細亞ノ小提封ヲ討滅シ支那ノ内訌ニ乘ジテハ滿洲イリクルジャ等ヲ併呑シ近クハ兵ヲ土耳其ニ用ヒテ殆ンド其國土ヲ蹂躪シ

過激黨の消息と其反響

鮮血未ダ乾カザルニ又將ニ干戈ヲ新疆地方ニ動かサントス其吞噬蠶食ヲ擅マニスルヲ視レバ吾國未ダ直チニ其進路ニ當ラズト雖モ亦豫ジメ之ガ警戒ヲ爲サルベカラザルハ固ヨリナリ

然リト雖モ吾輩ヲ以テ魯國ノ現象ヲ觀察スレバ其内情ニ於テハ彼ノ外觀ノ儼然動カスベカラザル者アルニ似ズ其危殆ニ切迫セルハ恰カモ風前ノ燈火ニ等シキ看ナキ能ハズ何ゾヤ其政府ノ百事ハ悉ク君相ノ間ニ決シ管内億兆ノ蒼生ハ復タ毫モ重要ノ國務ヲ與カリ聞クヲ得ザルヨリ政府ノ處置ハ着々人民ノ意向ニ反シ且屢々之ガ爲ニ其國益民利ヲ損害セシヲ以テ遂ニ民權黨與ノ憤怒ヲ來シ國內騒然タリ或ハ云フ革命ノ内亂甚ダ遠カラザルベシト吾輩ハ此實況ヲ證スルガ爲ニ該國民權黨ノ舉動如何ヲ説カン頃日魯西亞全國中ニ人民保護ノ政府ト號スル會社ヲ設立シ普ネク國中ニ檄文ヲ移シタリ其文ニ第一魯政府ガ自己ノ名譽心ニ誤ラレ武ヲ土耳其ニ瀆シタルヲ咎メ次ニ攻略地ノ民ヲ統治スルハ土耳其ノ壓制ヲ免レシムル爲ナルニ却テ以前ニ倍シテ束縛ヲ行ヒシヲ責メ次ニ此戰爭ニヨツテ一國ノ貧困ヲ來シ寡婦遺孤ノ飢渴ニ向ントスル者數萬

人ノ多キニ至リシヲ説キ又次ニ軍資トシテ巨萬ノ新公債ヲ募リ人民ノ負擔ヲ重カラシメタルヲ論ジ遂ニ王政ノ其私擅ニ出デテ民利ヲ妨害スルヲ以テ自治ノ精神ヲ發揮シテ其政府ヲ顛覆セザルヲ得ズト言フニ至ル而シテ更ニ其標目ヲ掲ゲタリ曰ク各種ノ特權ヲ廢セン曰ク併呑壓制ノ心思ヲ絶タン曰ク大ニ兵備ヲ減ゼン曰ク異説人ヲ凌虐スル法律ヲ除カン曰ク公會ヲ以テ國費ヲ維持セン曰ク教法自由ナルヲ得ン曰ク寡孤ヲ扶助スルノ法ヲ設ケン曰ク官吏ノ私曲ヲ矯正セント

我輩ハ此黨與ガ易々其政府ヲ顛覆シ得ルヤ否ヤヲ知ラザレドモ亦能ク魯政府ノ永ク其現今ノ政策ヲ保續スベカラザルヲ知ルナリ蓋シ亦自カラ招クノ禍ナリト云フベシ吁世ノ國民ノ幸福ヲ圖ラズ兵ヲ示シ武ヲ瀆スニ汲々タル者宜シク魯國ニ鑑ミテ自ラ抑制スベキナリ

三三

十二年一月十八日 朝野
獨逸の諸新聞に據るに該地に寄留せる魯國の書生が五人程社會黨の黨與ならんと拘引せし由
西班牙王を暗殺せんとしたる兇徒モンカシはタラゴナ

コライフ一世が千八百二十五年帝位に登りし時或る陸軍の將校は帝の弟なる「グラント・デューク」コンスタンチンを以て帝位に置かんと欲しコンスタンチン侯と憲法の爲めに義兵を擧ぐる事を揚言せしに或人が憲法とは何なるやと問ひしに憲法とは則ち侯の夫なりと答へしとあり今日魯人が政事上のことに暗きは實に此の時より甚し魯人は唯だ青天高くして國帝の至尊なるを識れること而して己れが仲間より代議人を出して國王と自己の仲間に立たしめ以て國事を調査するが如きは未だ嘗て夢想せざるが如し蓋し二十人の内にて十九人は虚無黨其他の改革黨を恐れ惡み專制政府が時に施こせる小恩惠を感謝し且之に安ずるの外他意なきや明かなり(ヘラルド)

三六

三月十三日 朝野
西班牙王を狙撃せしオリバモンカシは彌よ一月五日同國首府マドリドに於て死刑に處せられたり同人の爲に哀訴せし者も少なからず國王も之を憐みて既に其死刑を宥めんとせしかども諸卿等の評議にて遂に死刑に行ひたり或は云ふ某國の公使より近來暴徒の帝王を刺さんとす

州に生れ當年二十三歳の若者にて常に桶屋を職としながら痛く政治上に熱心せしより名を郷里に知られたり囚はれたる後毫も其過を悔ゆることなく頗る強愎頑犢の動作をなし法官に向うて王を弑せんが爲に豫め短小なる良銃を購ひ常に王を狙ひしも遂に其望みを果さざりしを憾むと言ひしが遂に去年十一月十二日死刑に處せられたり

三四

二月十四日 朝野
此比の事にや魯國キーツ大學校の生徒は何か暴擧を企て鎮臺兵と戦ひを始め双方の死傷八十名もありしが遂に生徒の敗軍となり悉く捕縛の上シベリア地方へ放逐せられたりと函館新聞に見ゆ

三五

三月六日 朝野
魯國の舊習
歐洲諸國は土耳其すらも立憲の政法を以て君權を制限する時に際して魯帝は依然として抑壓專制を行ふを以て魯國に於て多少學識ある者は最早之に堪ふ能はざる可し然れ共魯國の輿論は依然として動かす現今の魯帝の父ニ

る諸國に起るの際竟に過ぐる處置あらば大に他國に影響を生ずべければ是非死刑に處せらるべしと迫りたるを以て斯くは決行したりと未だ其信偽を知らず蓋し西班牙國の死刑は鐵輪にて絞殺するといふ

三七

三月 日
他毒我藥 朝野
日報社ノ久保田氏ハ社會黨ノ蔓延ト題シ「ガセット」ヲ抄譯シ近頃歐洲ニ社會黨ノ毒ヲ流スノ情況ヲ擧ゲ深ク後來ノ結果ヲ悲シマレタリ夫レ社會黨ハ開化ノ行キ過ギニシテ全ク野蠻ニ陥リタル者ト謂フ可シ而シテ歐洲各國ノ中何レニ多キト問ハバ日耳曼、魯西亞ノ二國ヲ以テ最甚シトス抑モ日國ハ皆様御存ジノ比西的ガ最偉ノ資ヲ恃ミ嚴ニ人民ヲ制馭セントス世上ニ此人ノ英傑ナルヲ以テ深ク之ヲ尊崇スル人多シト雖モ其爲ス所ハ概ネ壓制ニ類スルヲ以テ社會黨ノ害ヲ此國ニ爲スヤ殊ニ甚シ魯國モ亦御承知ノ如ク有名ノ專制政府ニシテ人民ヲ敵キ附ケル政略ニ汲々タルガ故ニ社會黨ノ毒ヲ逞ウスルヤ亦甚シトス是ヲ以テ考察スレバ立憲トイヒ共和ト云ヘバ自ラ社會黨ノ

如キ者有ルモ其勢力ヲ得ル能ハズ魯帝ノ英明ト日相ノ僞傑ヲ以テスルモ專制壓伏ノ政略ヲ施セバ却テ社會黨ノ氣焰ヲ熾ニスルヲ免レズ天下萬國ノ事推シテ知ルベキ也我々嘗テ某君ト比西的ノ事ヲ論ゼシニ某君ハ甚シク比西ヲ信ジ彼ハ天下第一ノ豪傑ト稱セリ我々ハ云フ縦令比西ハ天下ノ豪傑ニモセヨ其所爲ハ決シテ學ブベカラズ若シ他國ノ宰相ヲシテ比西ノ二ノ舞ヲ爲サシメバ必古今無類ノ失策ヲ爲シ如何様ノ禍害ヲ蒙ルヤモ計リ難シト嗚呼今日歐洲社會黨ノ紛亂ハ恐ルベク惡ムベキコトナガラ他邦ノ顯貴ガ政略上ニ於テ大ニ與フル者アリ然ラバ則社會黨モ亦不龜手ノ藥ナルカナ

三八

四月十七日 朝野

本月十四日付を以て魯國大宰相ゴルチャコフより東京の同國公使館に達したる電報によれば聖彼得堡にて皇帝を暗殺せんとせし兇徒ありて帝の出遊を伺ひ銃丸を放つ事四發なりしも帝は幸にして微傷だに負はず且その兇徒は直ちに捕縛に就きたりと

三九

五月二十四日 朝野

四月二十四日別林發電報 魯京聖彼得堡より該國の中
部若くは東部の檻獄所及流罪所へ國事犯數千人を送致したり但し概ね嫌疑を蒙りたる者のみなり

四月二十七日倫敦發電報 別林の通信者よりスタンダード新聞に報道したる説によれば魯國の大將ゴールコス氏の命を受け民家の門戸を護衛して張札を爲す者を制止せんとしたる監門人は數々虚無黨の爲に艱まされ若し強て之に抵抗すれば殺害を蒙る故其事業を爲すを得ずと

一農夫あり魯帝の冬宮並にソロビエフ氏の繋留されたる牢獄を襲はんとする手紙を書きたる嫌疑により拘引されたり此手紙は固より虚喝に相違なけれど魯帝は痛く恐れて守護兵を招聚したり

無名の投書を以て現に拘囚せられたる太子に難を外國に避くべきを勧めたる者あり

謀殺人絶えず有るよし各地より報道す

四月二十八日聖彼得堡發電報 歩兵第二聯隊及砲兵旅團中の士官數名拘引されしにより止むを得ず他の聯隊士官を代用するに至れり又四千七百人の國事犯が一夜の中

にフォートペトロポースキーよりカザン、サラトフ及び他の東方の監獄へ送られたり

六月一日 朝野

魯國ノ暴政

歐亞二大洲ニ跨ガリ東ハ亞米利加ニ連ナリ疆域ノ廣キ全地球ノ間ニ其右ニ出ル者無ク左スレバ亞細亞ヲ動カシ右顧スレバ全歐ヲ恐レシム然レドモ武功外ニ現レテ國力内ニ窮シ人民ノ困頓苦厄殆ンド名狀スベカラズ搏噬ヲ以テ良圖トナシ武ヲ瀆シ威ヲ肆マニシテ良民ヲ芟除スル草萊ニ異ナラズ外ニ攻略ヲ勉メテ内ニ壓制ヲ施シ攻略ノ影響ハ國內ノ疲弊トナリ壓制ノ反動ハ人民ノ憤怒トナルヲ顧ミズ何ゾヨク土崩瓦解ノ勢ヲ來サザルヲ得ンヤ太子ヲ幽シ大學生ヲ流シ暗殺謗書ハ日ニ都府ノ間ニ行ハレ政府ノ股肱ナル警察官ニシテ已ニ信用ヲ置クベカラズ其頼ム所ハ一ノ槍隊アルノミ唯蒼天ノ高キト國王ノ尊キトヲ知ルト稱セシ魯國人民ガ政府ノ羈絆ヲ脱セントシ決死奮起スルニ至リシモノハ豈虚無黨ノ煽動ニノミ是因ランヤ而シテ政府ガ國安ヲ妨害スル虚無黨ナリト認ムル者ハ焉ゾ

魯國今日ノ時世ヲ慨セル志士仁人ニ非ルヲ知ランヤ

常ニ魯國ヲ疾惡スル「バウル、マウル、ガゼット」ガ四月二十日ノ紙上ニ今回魯國ノ六洲ニ分遣セル將軍ニシテ刺史ヲ兼ネタル人々ニ與ヘタル魯帝ノ詔書ヲ讀ムニ我邦ニ於テ漫リニ官憲ニ敵スルハ皆是レ死ヲ決シテ抵抗ヲ爲ス所ノ兇徒ナリト雖モ其數タル甚ダ少ナリト魯國ガ此ノ如キ口實ヲ以テ此詔書ヲ發スルハ單ニ自ラ其抑壓暴戾ノ罪ヲ鳴ラスニ過ギザルナリ此言果シテ信ナラバ何ゾ非常ノ兵力ヲ以テ叛徒ヲ掃蕩セントスルカ而モ警察官スラ已ニ自ラ革命ヲ主張スル「プロバガンダ」(羅馬教會ノ名)

ニ與シタル者アルニ因リ終ニ魯帝ノ内閣顧問ヲシテ尤モ嚴烈酷虐ナル此壓制器械(兵隊ヲ指ス)ヲ新調スルノ已ムヲ得ザルニ至ラシメシニ非ズヤ魯國革命黨ノ根幹ハ深ク枝葉ハ大ナリ已ニ警察官ノ己レヲ助ケザルヲ識リ今ヤ此強暴ナル軍卒ヲシテ其陸梁ヲ逞ウセシメ峻嚴ナル軍律ヲ以テ人民ヲ壓伏セントス而シテ之ヲ施スニ於イテ頗ル暴戾酷虐ヲ極メタリ苟モ國民ノ過半ハ已ニ叛徒ナルニ非ザレバ是レ數千百ノ不辜無罪者ニ加フルニ嚴刑酷罰ヲ以テスル者ト謂フベキナリ彼六將軍ハ皆其嫌疑者ヲ捕縛シテ

之ヲ無期ノ禁獄ニ處シ又ハ一ノ糾問ヲ用ヒズシテ遠ク之ヲ西伯利亞地方ニ謫スルノ特權ヲ附與サレタリ而シテ此詔令ノ出ル以前ニ已ニ各地方ニ於テ捕縛サレタル五千人若クハ一萬人計ノ生命ヲ害スルモ亦妨ゲナキ旨ヲ以テ此犯徒ヲ糾斷スベキ特權ヲ與ヘラレタリ噫魯帝若クハ其宰相大臣ニシテ實ニ酷虐抑壓ノ暴行無クバ假令叛徒ノ衆且ツ強ナルモ何ゾ之ヲ處スルニ道無キヲ苦シマンヤ況ンヤ魯帝ノ詔書ニハ彼兇徒ハ決死ノ者ナリト雖モソノ黨與ハ頗ル僅少ナリト爲スヲヤ

魯國ガ全國ノ過半ヲ抑壓スルニ彼兇暴ナル兵力ヲ以テシ兼テ他ノ地方ノ叛起セントスル者ヲ威嚇セントスルハ其實ニ叛徒ノ國中ニ充滿スルヲ確知シタルニ因ルニ非ズシテ何ゾヤ已ニ其政府ノ計畫セル酷烈ナル壓制方略ノ往來失敗セシハ世人ノ能ク知ル所ナリ何ゾヤ即チ衆多ナル警察ノ中ニハ眞ノ革命黨トナリ或ハ救援者トナリ或ハ傍觀者ナル者數百千人ニ至レルヲ以テナリ已ニ此ノ如ク魯政府ヲシテ其革命ヲ拒絶シ之ヲ殲滅セント欲セバ益々壓制ヲ行フノ一方アルノミ然ラバ彼ノ皇族官吏ヲ畏懼セシムベキ暗殺刺撃ノ暴舉ニ比シテ勝ルトモ劣ラヌ兇惡ナリ

トス吾輩ハ深ク信ズ此詔書ニシテ實行スルノ時至ラバ彼地ニ官吏ヲ暗殺シ此地ニ皇族ヲ刺殺シ一惡起リテ百惡之ニ從ヒ遂ニハ無辜ノ男女ニ至ル迄日ニ殘酷ナル殺戮ヲ蒙ルベキハ昭々トシテソレ明カナルヲ噫此殘虐ノ結果ハ抑モ如何ンゾヤ

四一

六月四日 朝野

此頃魯國モスコウに於て最も珍らしき暗殺ありたり殺されたる人はベイラスチウスキと呼べる年まだ若き貴人にて其日は自宅にて二三の親友を招き酒酌み交はして居たる折しも年頃十九歳許りなりいと美しく愛敬ある少婦(フラスコウイア・カツチャカと言へる有名なる貴族の娘)が戸を押し明けて入り來り諸人に會釋なしつゝ徐々と座に着きしが頓て突と立上り懷中より短銃を取り出し一發に主人を打殺し諸人に向ひて妾は已に人を殺したれば警察署へ連れ往きて繩打ち給へと悠然として述べたりとぞ抑も此の少婦がベイラスチウスキ氏を殺害したるは政治上の怨より出でし事か又は外に原因あるか未だ分明ならず

魯國の警察官は頃日ゼネラル・ドレンテルン氏を暗殺したる者を捕縛したりしが犯徒はバーケビツチと言へる人にて決して其の同類を白狀せざる由初めゼネラル・ドレンテルン氏は近日暗殺せらるべきの手紙を請け取りし故大いに恐怖の念を生じ辭職を願ひしが魯帝は其請を允されず遂に害に逢ふに至れり頃日チャアコツフ州に於て新に虛無黨を生出し諸市外を始め大學校等へも改革の機文を張示せしもの有り而して我器を携ふる巡查は日毎にその人が變更する故に少しも信を置くに足らず殊にモスコウ、キイフ、カルコツフ杯の巡查は最も甚だしき由(ヘラルド)

四二

六月十日 朝野

痛哭論

魯國虛無黨ノ勢焰ハ益々熾盛トナリ兒童走卒ニ至ル迄一大變動ノ必ズ近キニ在ルヲ思惟セザルハナク流言飛語日ニ紛々トシテ毫モ安ンゼザル景狀アリト曰ク皇太子ハ自ラ改革黨ト協力シテ俱ニ政府ノ顛覆ヲ計ル曰ク書ヲ魯帝ニ送ル者アリ霜刃將ニ陛下ノ生命ヲ害スベク政府ノ大

過激黨、消息と其反響

官ハ近日悉ク暗殺スベシ曰ク魯政府大小ノ官吏ハ如何シテ國ヲ維持スベキカ如何シテ危難ヲ避クベキカヲ知ラズ唯茫然タルノミ噫此等諸報ニシテ大過無カラシメバ巖下ノ鳥卵モ以テ魯國ノ危殆ナルニ喩フルニ足ラザルナリ魯國ガ此ノ如キ悲惨ニ沈ミシ原因ハ抑壓專制ヲ以テ其得策ト爲セシコトハ一ナリ兵威腕力ヲ以テ其良圖ト爲セシコトハ二ナリ國財ヲ消耗シテ會計ハ困難ヲ招キシコトハ三ナリ已ニ抑壓專制ヲ得策トス故ニ政府ハ無上ノ權力ヲ有シ國民ニハ言論出版集會一モノノ自由ヲ得ル者ナク嚴法酷刑以テ學士論客ヲ制御ス近隣諸國開明ノ風潮ハ自然ニ其國內ニ波及スルヲ察セズ苟クモ政府ニシテ其國民ニ許スニ適當ナル自由ヲ許サバ虛無黨アリト雖モ何ゾ之ヲ煽動シテ禍亂ヲ起サシムルニ至ランヤクリミヤノ創痍未ダ癒エザルニ大兵ヲ擧ゲテ土國ニ進入シ鮮血ヲ黑海ノ岸ニ灑グニ至ル丁壯ハ銃丸ニ斃レ老弱ハ漕運ニ疲ル之ヲ如何ゾ國民ノ悲憤ヲ招カザルヲ得ンヤ武威外ニ輝クモ得ル所其尖ヲ所ヲ償フニ足ラズ國債ハ山ノ如ク產業ハ衰微ス人民焉ソゾ其負擔ノ重キニ堪ヘンヤ太子ニシテ父帝ニ背キ小民ニシテ國王ヲ弑セント試ルニ至ル豈痛哭セザル

ベケンヤ國憲ノ文字ヲ人名ト誤解スル蠢愚ノ人民スラ怒レバ猶銃鎗ヲ手ニシテ起ツ股鑑遠カラズ彼ノ妄人愚夫猶其口ヲ開カントス

四三

六月十日 朝野

魯帝襲撃に逢ふ

聖彼得堡に於て又々魯帝を暗殺せんと企つるものありき四月十五日午前九時魯帝は例の如く遊歩をなし陸軍參謀局の一部を經過するの際大藏省使部の帽子を冠り其丈け高く年の頃三十歳許りの男が魯帝の傍までツカ／＼と進みより俄に懷中より回旋銃を取り出すと見る間に帝に向つて之を發射せしかば帝は之を捉へんと走り進み給へる時彼の男は第二丸を發し身を反して逃る時又もや第三丸を發せり然れ共皆幸にして中らず此時一個の警察吏參謀局より出で來り此の有様を見て彼の襲撃人を追駈け刀を抜て之を斬らんとし其他三人之に續いて追ふもあり襲撃人は逃れぬ所と思ひしにや追者に向つて更に六彈を發出せしにその中一彈は警吏の膝部を傷けたり一人の追者遂に彼の男に追付き剛氣にも之を捕へて地上に押し伏せ

其の上に打ち跨りて援けの來るを待てり隙間に於て數百人此に群集し來り嚴しく彼の男を縛りて口々に糺問を始めたなり襲撃人の言ふ余はソロコツフとて大藏省の舊使部なりと事變の後帝の住居せる冬宮に集り帝の安否を伺候する者數千百人其帝の恙なきを見るや歡呼の聲雷の如く一時は帝をして言を發する能はざらしむ人氣僅に靜まりて後帝は一語して曰く朕が生命を害せんと企つる者前後三回なり然れ共上帝常に朕が身を護衛し暴人をしてその業を逞しうせざらしめたりと言ひ了りて帝は書院を退出し給へり此の日帝の恙なきを來買せしものの中には當時一般の人が未だ曾て目撃せざる極めて老年の將校議官等あり該國故陸軍大將アナトールハリユチンスケ公の同胞某は此頃病ひに罹り殆んど危篤と稱したりしに帝の變を聞き俄に病床より起き出で朝服して參内し帝の高運にして其の害を逃れたるを深く賀せり帝は又樓上の書齋に上り窓戸を開いて其の身を顯はし樓下に群集せる老弱貴賤に向ひて自ら祝辭を述べ給ひしに群人相和して萬歳を唱へり午後二時に帝はカザン寺院に參詣ありしに路上群人又々歡呼祝賀の狀を呈したり

四四

六月二十日 朝野

魯國虛無黨の新聞紙

コルジンガゼット新聞に曰ふ魯國改革黨の論説を出版する一の新新聞紙あり號してゼムリヤ、イ、スワボダと云ふ蓋し國及自由といふ義なり此新聞紙は専ら秘密なる改革黨代辯者の處刑になりしこと及び將來其刑に處せらるべき人名を掲載し又虚無黨が行ひたる天誅のことを詳記し地として達せざるは無く家としてあらざるは無し特に警察官の掌中に入らざるのみ政府の官衙製造場兵營割烹店等に至るまで時に忽然として此新聞紙の現出することあり然れども其何人の所爲たるを知る者なし該國宰相は其守舊論の諸新聞をして大に改革論を駁撃せしめ又警吏を放て右の隱事を探索せしむると雖も未だ其秘密を發覺し得ずといふ此新聞紙は一月に一回若くは二回の發兌を爲し其一ヶ年の代價六ルーブルなり各號必記して曰く此新聞紙を買はんと欲する諸君は熟知の場所に於て代價を拂はるべし此外猶何々(頭號)の改革論あり亦買ふを得べしと此新聞紙の形はオールギメインゼータン新聞紙に類

過激黨の消息と其反響

似し明諒なる活版にて龜紙上に印刷せるものなり其摺方の模様より之を見れば極めて急速に印刷せしもの如し衆人の信ずる所に據れば該紙の記者は數人有りて各自活字を所有し即此活字を以て自己の文章を印刷する故僅々一二時に於て其新聞紙を全成するならんといふ大警視メセンゾフ氏が襲殺せられたる翌日此新聞は早くも之を記し加ふるに畫を挿入したり其畫の大略はメセンゾフ氏の死骸棺槨中に臥し其周圍に銀燭煌々たるあり其下に一詩を記す曰く寵臣今日就天刑皇帝親臨怎奈情と又其時に音樂の聲調起り燭光悉く消滅し既にして雷霆大に轟き忽然として柩前に落つれば其中より無數の刑人身縲綆に在りながら續々列をなして室内に入り來り魯帝及柩の周圍を繞り踊り且つ舞ふ中には憤怒の情を顯はし手を擧げて大警視の創處を指す者あり彼輩皆歌うて曰く「冤在ニ我黨ニ不在ニ彼逢ニ此殘酷ニ亦冥報と書きてありし

四五

七月四日 朝野

威迫の政治

魯都聖彼得堡に於ては戲書張紙及び改革黨の廣告相變

らず盛なり而して其の廣告書の如きは往々警察吏の鼻頭に張り付けざる計りの勢なるを以て政府の官人は狐疑甚だしく數千の巡查も盡く信用を置き難しと言ふに至る廣告書の一に曰くツボルニクス氏は特に警察の事務を擔當せるにより先づ天誅を加へん云々蓋し斯く威嚇する者は人をして復た警察事務を擔當し肯んぜざらしむるを欲するなり苟くも大警視ゴールコ氏が鎮壓の方法を實行せんとするに於ては戸毎に必ず番兵を付せざる可らざるなり兵營並に冬宮近傍は歩騎歩兵を備へ警衛最も嚴なり鐵道停車場及各都府には警吏群をなし諸所にて捕縛に會ふ者甚だ多し聖彼得堡の市街に於ては浮説紛々暗殺又は顛覆の陰謀をなす者有りと流傳す近比警察第三局の一官吏は其の役所に於て殺されたり又一個の農夫あり冬宮を焼きシントペートル寨に繋がるるサルビーフ(改革黨の一人)を救ひ出さんとするの書面を懷中せし故を以て捕縛されたり但し此の書は全く改革黨の虚喝に出でたるべきに魯政府は大に狼狽して鎮臺の總兵を呼び集め總督グラントジニクニコラス其の命令を司るに至れり改革黨が書を冬宮に送つて若し方今の紛擾に際し中立の地位にあらんと

欲し給はば外國に航海して難を避け給へと説きしは確實なりしと言ふ

四六

八月六日 朝野

サンペトルスブル府の通報に據れば前の警視官クロード氏は配下の巡吏數名と共に虚無黨の叛跡を取調べ且つ顯官の暗殺を拒がんとせりサンペトルスブル府に於て虚無黨を退治せんとする者は獨ククロード氏の連中數名のみ而して氏の住所は曾て之を知る者有るを聞かず然れども氏の號令は何れより出るを知らざるも悉く行はれざることなしと佛字新聞に見ゆ

四七

八月十二日 朝野

魯國の警視廳にては過日某國の大警視を擊襲せし罪人の踪跡を探り得たる由即ち現に瑞西國セネバ府に居住せる魯國貴族タリコツフを指して其罪人と認む因て魯政府は瑞西政府に照會してタリコツフを引渡さしめんとす然れ共瑞西政府に於て國事犯人を引渡すの請求を入れざるは勿論なれば苟くも魯國が此一小聯邦に向つて開戦し直

ちに之に勝つに非ざればタリコツフの身は先づ安心なり尤も魯政府は之が爲に干戈を動かすは其の談判の巧なるに如かずと考へしが如く乃ち使を遣はし告げて曰く敝國は敢てタリコツフを以て國事犯の兇人となすに非ず只通例殺害人として之を處す其の糺彈は陸軍裁判所に於てせず陪審者の面前に於てせんとす故に引渡さるべしと瑞西政府は如何の答をなせしや我々未だ之を聞知する事を得ず云々(ロンドンエコー)

四八

八月十日—九月十六日

關邪論 朝野

虎列刺ノ害タル諸國之ヲ畏ルルコト猛獸毒蛇ニ過グ而シテ一種ノ流行ニシテ虎列刺ト慘劇ヲ等ウシ已ニ佛郎西獨逸ノ人民ヲ感染シテ英魯其他ノ諸國ニ波及シ將ニ吾東洋ニ侵入セントスル有害物アリ此毒物ノ感染スル所ノ人民ノ思想ヲ顛倒シ社會ノ秩序ヲ紛亂シ爲ニ國安國益ヲ妨害スルニ因リ歐米諸國ノ學者政事家ハ熱心シテ之ヲ擯斥シ之ヲ撲殺セントスルモ輒ク凶焰ノ熾盛ナルニ抵抗スル能ハズ歐米諸國ヲ擧ゲテ悲慘ノ景況ヲ生出セシメントス我

國民ニ於テ未ダ雨ラザルニ綢繆シ之ガ豫防ニ着手セザレバ災害底止スル所ヲ知ラザラントス有害物トハ何ゾヤ社^{キヤ}會黨^{キヤ}貧平均黨^{キヤ}是也二黨ノ主義ハ略ボ大同小異ニシテ一ハ幸福ノ均一平等ヲ稱道シ一ハ財產共有ヲ主張ス目的トスル所貧人又ハ勞力者ニ便宜ヲ與フルヲ以テ下等人民ノ意見ニ合シ年々其黨與ノ増殖ヲ見歐洲中央諸國ヨリ魯西^{キヤ}亞、伊太利ニ至ルマデ之ガ害毒ヲ蒙ルニ至レリ其小民ガ一揆ヲ起シ動搖ヲ企ツル者アルガ毎ニ之レガ首唱タリ之ニ附隨スル者ハ社會黨ニ非レバ貧平均黨ナリ其國王ヲ狙撃シ大臣ヲ暗殺スルノ兇客暴人アルガ毎ニ之ヲ煽動シ之ヲ執行スル者ハ社會黨ニ非レバ貧平均黨ナリ其傳染ノ迅速ニシテ毒害ノ慘烈ナル如何トモスベカラズ是ニ於テ我邦ノ紳士學者モ深ク茲ニ省視スル所アリ其邪說暴行ノ侵入ヲ拒絶シ以テ國安ヲ保護セント盡力セル時ニ當リ社會ノ耳目ヲ以テ自ラ任ズル新聞記者ノ間ニ於テ此邪說ニ心醉シ之ヲ稱シテ天地ノ公道ト爲シ我國民ヲ誑誘シ社會黨ノ主義ヲ奉戴セシメント試ムルアリ嗚呼此人ノ説タルヤ獸ヲ率キテ人ヲ食マシムルニ異ラズ夫レ無識無感ノ狂人ナルカ將タ異ヲ立テ奇ヲ表シ以テ貧人社會ノ喝采ヲ

得ントスルノ狡計ニ出ルカ(八、一〇)

曙記者ハ其千七百五號ヨリ千七百四十八號ニ至ルノ間ニ於テ社會黨ノ原因及ビ來勢ノ論ヲ揭ゲ陽ニ之ヲ抑ヘテ陰ニ之ヲ揚ゲ前ニ之ヲ排斥シテ後ニ之ヲ贊成シ乍チニシテ之ヲ蛇蝎視シ乍チニシテ之ヲ麟鳳視ス夫ノ社會主義ハ天地ノ公道ニ一致シ我戊辰ノ誓文ト揆テ一ニスルト斷言セシヲ見レバ嗚呼青天白日何ゾ妖魔ノ跳踉ヲ許サンヤ曙記者ハ支那、魯西亞ハ門閥種族ノ制格ヲ嚴ニシテ人民ノ智力ヲ箝束ス英、佛、日、澳ノ人ヲ用ヒ士ヲ取ル支那、魯西亞ノ比ニ非ルモ貴賤貧富ノ間ニ鴻溝ヲ畫シ貧民ヲ愚ニシ貧民ヲ苦シメ富家一夕宴會ノ費ハ貧家一歲ノ生活ヲ支フニ足ルアリ而モ言語文字ノ自由アリ政權贊成自由アレバ偏重ナホ匡スベシ之ヲ箝制シ之ヲ抑塞ス天心果シテ此強滿ヲ損スルヲ欲セザルカ人情果シテ此兇暴ヲ惡マザルカ「コムミニスト」黨「ソシヤリスト」黨ノ各邦ニ勃興スル豈偶然ナランヤ我輩ハ此二黨ガ大害ヲ吾人ニ及ボスハ獨リ茲ニ止マラズシテ東洋ニ蔓延傳染スルノ日ハ將ニ遠キニ非ザラントスルヲ察シ慄然トシテ懼ル、所アリ云々「ソシヤリスト」「コムミニスト」ノ主義ヲ聽ク者ハ誰

カ愕然トシテ其絶特非常ナルニ驚カザラシヤ該主義ハ禍毒ハ猛獸毒蛇ヨリモ甚シ自主ノ根元ヲ破壞スルノ説ナリ空論ナリ斷ジテ行フベカラザルナリ云々然レドモ政論主義ノ外面ハ粗暴過激ニ似タレドモ其眞旨ヲ分析スレバ自ラ眞理正義ノ種子ヲ含蓄スル者ナキニ非ズ該黨將來ノ狀勢ヲ察セント欲セバ之ヲ中正公平ノ點ニ求ムベク好惡ノ一邊ニ偏スベカラズ該黨起立ノ原因ヲ知ラバ其將來ノ盛衰ヲトスルニ難カラズ幸福偏重ノ弊ヲ改メズ強滿ノ流行止マズンバ社會黨ノ蔓延熾盛モ將ニ今日ニ倍蓰スベシ社會黨ハ各國貴族皆之ヲ畏怖スレドモ之ヲ處スルニ其道ヲ以テセバ害ヲ停メ利ヲ致スノ道ナキニ非ズ將來我日本ヲシテ社會黨ノ一大牙營タラシムルトモ帝國ノ患トナスニ足ラズ何トナレバ東洋ニモ本來夙ニ此主義ノ胚胎存スル者有リ明治維新ノ大業ヲ成就セル者ハ皆社會黨ヨリ出デザルハナシ維新ノ事業ハ一トシテ社會主義ニ一致セザル者ナシ戊辰三月五條ノ誓盟ノ如キ其全旨ノ公明正大ニシテ社會黨ノ本旨ニ恰適スルハ勿論舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシノ一段ニ至ツテハ誠ニ天心ノ與ス所人情ノ許ス所ナリ云々

セザルニ因ル

曙記者ハ社會黨ヲ以テ猛獸毒蛇ニ比シ自主ノ根元ヲ破壞シ空論ナリ斷ジテ行フベカラズトナシナガラ社會黨ノ唱フル所ハ天地ノ公道ニ基ク維新ノ事業ハ社會主義ニ一致シ五條ノ誓文ハ社會黨ノ本旨ニ恰當スト明言セリ反言スレバ天地ノ公道ハ則自主ノ根元ヲ焚壞スル者ナリ廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決シ上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フ者ハ則空論ナリ斷ジテ行フベカラザル者ナリ而シテ維新復古ノ事業ト立憲政體ノ基礎ノ如キハ則チ猛獸蛇蝎ノ如ク社會人心ヲ毒害スル者ニ非ズト謂ハザルベカラズ然レドモ維新ノ事業ハ幕府ヲ倒シ諸侯ヲ廢シテ政權ヲ一政府ノ手ニ恢復シタルノミ何ゾ財產共有ノ論ニ關センヤ會議ヲ起シ公論ニ決ストハ人民ニ附與スルニ參政權ヲ以テシ立憲政體ヲ組織セントスルニ過ギザルナリ何ゾ幸福平均ノ説ニ與カラシヤ(八、一一〇)

財產果シテ共有ナルヲ得ベキカ天ノ此民ヲ降スヤ其性質ニ於テ強弱賢愚ノ異同ナキ能ハズ是ニ於テカ其財產モ從ツテ大小多寡ノ異同ヲ生ゼザルヲ得ズ例ヘバ茲ニ樵夫アリ一ハ一日二十束ノ薪ヲ市場ニ運ンデ一ハ僅ニ一束ヲ

曙記者ハ猛獸毒蛇タル社會黨ノ益々前途ニ蔓延スベキヲ保證スルノミナラズ遂ニ之ヲ替成シテ天地ノ公道ニ基キ我五條ノ誓文ニ一致スル者タルヲ斷言スルニ至レリ邪言民ヲ惑ハシ獸ヲ率キテ人ヲ食ハシムルモノハ曙記者ニ非ズシテ何ゾ(八、一一〇)

曙記者ハ門閥種族ノ制格ヲ嚴ニシ人民ノ智力ヲ箝制スル者ヲ證スルガ爲ニ支那、魯西亞ヲ引用セリ魯西亞ハ社會黨ノ別名ナル虛無黨ノ蔓延スルアリ論者ノ説或ハ通ズベキガ如キナレドモ支那ニハ未一人ノ「ソシヤリスト」ト爲リ「コムミニスト」ヲ唱フル者ナキハ何ゾヤ日澳ハ姑ク置ク英佛ハ一ハ立憲政體ニシテ一ハ共和政治ナリ而シテ二黨ノ日ニ益々蔓延ヲナスノ成跡アリ加之地球上第一等ノ自由國タル北米合衆國スラモ已ニ社會黨ノ爲ニ禍毒ヲ流スニ至レルニ非ズヤ言論參政ノ自由ヲ得ルト得ザルガ如キハ何ゾ社會黨ノ發生ト蔓延トニ關涉センヤ社會黨ノ發生ヲ以テ政治上ノ壓制ニ出ルトナシ之ガ蔓延ヲ以テ人民ガ權利自由ヲ得ザルニ歸スルハ蓋シ「コムミニスト」「ソシヤリスト」ガ主義ト爲ス所ノ直接ノ關係ハ財產ニ在リテ權利ニ在ラズ幸福ヲ主トシテ自由ヲ主トセザルヲ解

擔フト假定セヨ甲ハ勞力ヲ積ミ貨錢ノ餘贏ヲ以テ土地ヲ買ヒ商賣ヲ營ムヲ得ルモ乙ハ一年ノ間ニ於テ之ヲ衣食ニ供シテ餘贏アル無ケレバ十年ノ後ニ至リ甲乙ノ間ニ於テ果シテ如何ナル懸隔ヲ爲スベキヤ是レ各個財産ノ多寡アルヲ致ス所ニシテ十圓ノ資本ヲ卸ス者ト萬圓ノ資本ヲ卸ス者ト其利益ヲ爭フ能ハズシテ車夫雇人ノ賃銀ハ何ゾ器械師法律家ト同一ナルヲ得ベケンヤ衣食憂樂ノ平均ヲ主張シ各自財産ヲ共有ニセントスルハ是強者富者ハ弱者貧者ト同一ノ報酬ヲ得テ賢者ハ愚者ノ爲ニ奔走セザルヲ得ズ然ルヲ此ノ如クバ誰カ復タ筋力ヲ勞シ資本ヲ容レ智識ヲ費ス者アランヤ社會黨說ノ實地ニ施行スベカラザルハ則チ此ノ如キ者アルナリ(八、一一)

思フニ曙記者ガ如上ノ論ヲ立テタルハ激スル所アレバナルベシ歐洲ニ「コムミニスト」ソシヤリスト「ナル者有リ社會ノ貧富ヲ一ニシ人民ノ幸福ヲ同ウスルヲ以テ主義トス歐洲ノ君相貴族富豪ハ之ガ爲ニ困シシ百万方殄滅ノ策ヲ講ズルモ從テ壓スレバ從テ盛ナルノ形狀アルヲ傳聞シ謂ラク之ガ假面ヲ被リ以テ社會ニ跋扈シ人民ヲ輕侮スル者ヲ恐嚇シ其氣力ヲ挫折セシムルニ足レリト是ニ於テ

附會シテ曰ク幸福偏重ノ世界ハ天心ノ許サマル所ナリ人情ノ肯ンゼザル所ナリ社會黨成立ノ原因ハ得テ知ルベキノミ苟モ我邦ニ於テモ、強弱ヲ凌ギ、富貧ヲ壓スル歐洲諸國ノ如クナラバ忽社會黨ノ蔓延ヲ致スベシ財産スラ之ヲ平均ニセザルベカラズ況ンヤ權利ニ於テヲヤ幸福スラ之ヲ同一ニセザルベカラズ況ンヤ自由ニ於テヲヤ苟モ社會黨ノ侵入ヲ憂慮セバ何ゾ之ガ弊害ヲ未發ニ制止スルノ方略ヲ求メザルヤ天地ノ公道ニ基キ人情ノ欲スル所ニ從ヒ權利自由ヲ人民ニ附與シ以テ幸福ノ偏重偏輕ヲ匡正スルノ道ヲ求ムレバ「コムミニスト」モ「ソシヤリスト」モ我邦ノ妨害ヲナスニ足ラザルナリト故ニ曙記者ガ社會黨ヲ贊成スルヤ其主義ニ在ラズシテ社會黨ヲ憂慮スル者ヲ警戒スルニ在リ社會黨ノ議論ヲ採取スルニ在ラズシテ其力ヲ借テ我邦ノ體格機關ヲ一變スルニ在リ嗚呼先生ノ志ハ可ナリ其言ノ不可ナルヲ如何センヤ

然レドモ猛獸毒蛇ハ巧ミニ之ヲ使役スレバ以テ敵軍ヲ破摧スベシト雖モ國內ニ蔓延スルニ及バ其良民ヲ傷賊スル果シテ如何ゾヤ唐ノ肅宗ハ回紇ノ力ヲ借テ二京ヲ恢復シ子孫ニ至ルマデ回紇ノ爲ニ禍セラレタリ曙記者ガ社

會黨ニ於ケル亦之ニ類スル無キヲ得ンヤ世ニ人口繁殖ノ弊害ヲ憂フル者アリテ虎列刺ハ社會ノ缺クベカラザル病毒ナリ何ゾ之ヲ豫防シ之ヲ撲滅スルヲ須ヒンヤト言ハバ世人ハ之ヲ稱シテ何ト爲スベキヤ曙記者ハ社會ヲ害毒スル歐洲ノ流行病ヲ誘導シテ之ヲ我邦ニ傳染セシメントスル者ナリ嗚呼亦不仁ノ甚キ者ト謂フベキナリ(九、一六)

四九

十月二十八日——二十九日

魯國虛無黨ノ景狀 朝野

社會黨ハ今日ニ於テ發生セシニアラズ佛國ニ於テ此毒種ヲ播殖セシヨリ四方ニ蔓延シ國々ニシテ各自ニ主義ヲ立テ黨與ヲ結ブニ至レリ而シテ其激烈ナルモノハ魯國ノ社會黨ニシテ所謂「ニヒリスト」則チ虛無黨ノ綽名ヲ得タル者是ナリ抑モ魯國ノ社會黨ニ向ウテ無信心又ハ破壞教ト云フ意味ヲ以テ「ニヒリスト」ノ名ヲ下セシハ實ニツウルゲネフ氏ノ「親子」ト題スル小説ニ創マレリ此ノ如キ綽名ハ今日ニ創マルニ非ズ昔時和蘭陀國ノ改革黨ヲ惡ミ之ヲ名ケテ水丐ト云ヒ佛國ノ改革黨モ赤脚ノ名ヲ得タル事アリ虛無黨ノ如キモ蓋シ亦之ニ同ジ虛無黨ハ社會ノ平

過激黨の消息と其反響

均ヲ望ミ政事ヨリ裁判軍事ノ組立ニ至ルマデ盡ク事ヲ變更セント熱中スル者ナリ吾輩ハ頃日歐洲ナル友人ヨリ得タル所ノ報告ヲ基本トシ更ニ二三ノ新聞紙上ニ掲グル所ヲ參酌シテ彼ノ虛無黨ガ成立ヨリシテ今日ニ至ル迄ノ概略ヲ説キ其前途ニ於テ如何ノ景狀ヲ爲スベキヤ陳べ併セテ虛無黨ノ自カラ公告セル約定書ヲ掲載シ從ツテ其黨論ノ正邪如何ヲ論ゼントス

往時佛國其他ノ社會黨ハ魯國ノ人民ハ因循姑息ニテ與ニ謀ルニ足ラズ暫ク之ヲ黨與ノ後備トスルニ若カズト然ルニ三十年以來魯國人民ノ變動ハ如何クリミヤノ一戰ニ魯國ハ兵制ノ整ハズシテ武備ノ缺乏セル土耳其兵ニ支ヘラレ之ガ爲ニ國內ノ疲弊ヲ來スニ至レリ是時ニ當リ魯國ノ帝室黨ハ虛無黨ノ希望スル所アリテ大ニ恐ルベキ景狀アルヲ省視セズ之ヲ度外ニ放棄セシニ彼ノ因循姑息ナル魯國人民ハ今ヤ顛覆黨トナリ諸國社會黨中ニ於テ尤モ勢力アル者トナリタリ即魯國今日ノ虛無黨ハ社會黨中顛覆黨ノ前驅ナリト謂フベシコレマデ奴隸ト云ハレシ魯國人民ガ何ヲ以テ俄ニ此ノ如キ強大ナル顛覆黨ノ首魁トナリシヤ是レ世人ノ深ク驚訝スル所ナリ然レドモ今魯國ノ歴

史ヲ見バ此ノ大疑ハ直チニ散スルニ至ルベシ
 魯國ニ二大區アリ一ヲ大魯トイヒ一ヲ小魯ト云フ大魯ハ莫斯科部ニシテ昔日既ニ專制黨ノ有リシ地タリ小魯ハキイフ、トセルニンゴウ、ポルトワノ三部ニ分ケ魯國ノ舊部ニシテ昔時既ニ自由ノ氣風アリシ地タリ中世ノ頃ハ各部ノ都會ニ於テ共和政治ヲ施行セシコトアリ往時數百年ノ間小魯ヲ呼ンデ自由「コサツク」(屯田兵ノ處ナリ)ノ中央ノ地ト稱セリ後小魯ノ自由人民ハ莫斯科ノ專制黨ノ爲ニ壓伏セラレ奴隷トナルコト茲ニ二百年ナリ此ノ如ク一タビ昔時ノ自由ヲ失フト雖モ小魯ノ人民ハ今ニ至ルマデ土地ヲ共有スル等ノ古制ヲ守リ共同ノ風俗ヲ失ハズ西方歐洲ノ人民モ遠ク及バザル所アリ先年「ステンコラジーン」及ビ「ブウガチフ」ノ大一揆アリ魯國政府ノ壓制ニ抵抗シ不公平ヲ矯正スルノ激動ニ出ヅ佛國ニ於テ社會黨ノ勝ヲ得タル報ヲ聞キ彼得堡ノ市街ニテハ人民相視テ欣欣タル色アリ人々握手シテ相賀シタリ後佛國其他ニ於テ社會黨大ニ衰フト雖モ魯國貴族中ニハ自由ヲ慕ヒ公平ヲ思フノ心確乎トシテ變ゼザル者アリ千八百二十五年十二月虛無黨ノ巨魁ハ刑場ニ臨ミ泰然トシテ四方ヲ周視シ自

由共和國萬歳ナレト大喝シテ死ニ就ケリ
 魯ノ前帝ニコライハ巧ミニ計リテ完全ナル專制政治ヲ恢復シ以テ帝室ノ基礎ヲ鞏固ニセントセシモ事破ルルニ及ビ大業成ラザルヲ知り失望シテ崩御セリ此時ヘルセンバクニン等人民ノ爲ニ愁訴スル所アリシカド許サレズ然モ其愁訴ノ影響ハ終ニ西部ノ人心ヲ感動セシメタリ
 魯軍ノクリミヤニ破レテ帝室黨ノ人望ヲ失フヤ人民ハ益々自由ヲ唱ヒ改革ヲ唱ヘ影響ハ忽四方ニ波及セリ此時大ニ虛無黨ノ聲援ヲ爲ス者アリ大學校ノ生徒コレナリ生徒ニ首長アリニコライト云フ人ト爲リ聰明ニシテ度量アリ刑ヲ受ケテ十六年間シベリアノ鑛山ニ苦役セリヨリ國民ノ一揆ヲ起スコト數回ニ及ブモ政府ハ常ニ銃鎗ノ力ニ藉テ之ヲ殲滅セリ千八百六十六年以來屢々魯帝ヲ暗殺セントスル者アリ顛覆黨ノ徒刑人ハ年々ニ増加ス而シテ徒刑ト爲リテ四方ニ遷移スル者ハ却テ虛無黨ノ主意ヲ魯國內ニ傳播セシメタリ千八百七十一年巴里ニ於テ社會黨ノ大暴動起ル此暴發ハ全歐洲ノ社會黨ヲ感動セシメシ者ニシテ魯國ノ虛無黨モ亦均シク一大感發ヲ爲シ爾來主義ハ愈ヨ堅固トナリ愈ヨ過激ト爲レリ是レ虛無黨ノ成立ヨ

リ今日ニ至ルマデノ概略ナリ(一〇、二八)

魯國ノ社會黨ハ他邦ノ社會黨ト大ニ異ナル者アリ尤モ勸勵スルハ其一ナリ黨中豪族多キハ其二ナリ黨中婦女多キハ其三ナリ魯國ノ虛無黨ハ苦難ニ當ルト雖大ニ前途ニ望ム所アリ何トナレバ黨中ニ幾萬ノ少女アリ其安樂ニ日ヲ送り衣食ニ事足りテ頗ル奢侈ナル者モ亦家ヲ捨てテ國人ノ壓抑ニ苦シム者ヲ救ヒ飢寒ニ艱ム者ヲ助ケ或ハシベリヤノ獄屋ニ訪ヒテ好時節ノ將ニ來ルベキヲ告ゲテ流入ヲ慰ム而シテ政府ハ益々壓制ヲ重ネ牢獄ニ繋ガルル者日ニ多ク鮮血ハ大都ノ市街ニ流ルルニ至ル然モ虛無黨ハ毫モ屈撓スル所ナシキユスチン氏曰ヘル事アリ魯國ノ政府ハ暗殺ニヨリテ和ラグ專制政治ナリト今ハ世人ハ其言ヲ信ズルニ至ラントス現ニ魯國ノ政府ハ信義ヲ失ヒ人民ハ慘酷ニ苦シミ虛無黨モ日ニ困苦ノ地位ニ在リ然レドモ前途ニ於テ何等ノ結果ヲ爲スベキヤ未ダ明言スベカラザルナリ

虛無黨ノ自カラ公告スル約條ハ左ノ如シ
 人民ノ智識ト經濟トヲ自由ナラシメントシ之ヲ實行スルノ目的ハ左ノ個條ニ由ル

其一 宗旨ヲ廢シ神事ヲ棄テ無神教ヲ弘メ人間現行及ビ學問上ノ物質派ヲ弘ムルコト
 其二 相續所有物ノ權利ヲ弘ムルコト
 其三 男子ト同ジク婦女モ政權及ビ社會ノ權ヲ有シ之ヲシテ十分ニ均一ナラシムルコト夫婦親子ノ權利ヲ廢シ宗教上ノ婚姻ヲ廢シ政治上ニ係ル者民法上ニ係ル者ハ悉ク之ヲ廢スルコト
 今之ヲ論ゼンニ婚姻ノ宗教ニ係リ裁判ニ係リ民法ニ係ル者ヲシテ悉ク之ヲ廢ストセバ子弟教育ノ事ニ於テ直ニ一難題ヲ生ズベシ子ノ母ノ胎内ニ在ルヨリ成年ニ至ル迄其教育ハ公教仲間ニテ之ガ責任ヲ負ハザルベカラズ小學校ヲ經テ高等學校ノ生徒トナリ其才能ヲ發育スルニ至ル迄皆同等ノ教化ヲ受ケシメ公共會タル黨中ノ責任ト爲サザルベカラズ人民ヲシテ學術モ等シク職業モ均シク皆同等ノ地位ニ至ラシメザルベカラズ人ヲシテ筋力ノ働ヲ均シクセシメン爲ニ神力ノ働ヲモ亦均一ナラシメザルベカラズ是等ノ事モ亦公共會ノ負擔シテ其任ニ任ズベキ所也
 土地ハ唯公共會ノ手ニテ互ニ其所用ノ物產ヲ作ルニ止マリ苟モ仲間ノ配分ニ充ツレバ其物ヲ生ズルヲ足レリト

シ此ニ人間ノ働ヲ盡セリトナサザルベカラズ
職業ノ資本モ亦其器具モ彼モ是モ悉ク充全ノ自由ヲ根
據トシ經濟政事ニ至ルマデ皆以テ平等トナシ一々平準ト
ナサマルベカラズ農業モ此ノ如ク工業モ此ノ如ク一ニ自
由同約ノ政事ニ歸セザルベカラズ故ニ名ハ人間ノ大共同
會ナルモ實ハ社會ノ秩序ヲ紛亂スルモノニシテ約言スレ
バ國家ノ身代限ヲ促スモノナリ

今ノ世ニ有テ軍制政治ヲ立テ暴政ヲ行フ國ニ於テ反動
ヲ顯スハ怪シムニ足ラズ虛無黨ノ如キハ則暴政ノ反動ナ
リ而シテ其黨ノ精神タルヤ政事ノ改良ヲ望ムニ非ズシテ
即チ之ヲ破滅セントスルニ在リ千七百八十九年三月二十
八日佛蘭西顛覆ノ禍ハ如キ實ニ是ナリ(一〇、二九)後落

五〇

十二月十二日 朝野

九日倫敦發電報 魯帝を襲殺せんと企てたる者あり然
れども遂げず

右魯帝襲殺の事に關してヘラルド云ふ

今度魯帝アレキサンドルを襲殺するの企ては蓋し第七
回目なり且つ此舉の虛無黨の所爲に出でたるは毫も疑ひ

なし公私の報告によれば現時魯國に於て虛無黨其勢力を
増加し同國軍隊中にも虛無黨主義に荷擔する者甚多し抑
も魯國に於て抑制益々盛んなるに従ひ屢々其帝を襲殺す
るの企てあるは誠に哀むべきことなり察するに其内治の
各事は更に軍律を以て嚴制するに至るべし魯國の現狀は
悲惨の極に達し官民間大に隔離し加ふるに該帝國の財政
混亂して殆んど之を整理すべからず故に國民は全く前途
の信任を失ひ已に各事を修正するの希望絶えて自暴の態
を顯はすに至れり

五一

十三年一月八日 朝野

西班牙皇帝は兇徒の狙撃に逢ひ玉ひしが幸に微傷だも
負ひ玉はざりし趣去月三十日我政府へ電報ありしと

五二

一月八日 朝野

十二月十七日龍動發電報 魯帝及魯國皇太子の間頗る
不和なり蓋し皇太子は立憲政體を立てんことを望み父帝
は痛く之を拒まるるに因れりと

五三

一月九日

去歲地雷火を以て魯帝を暗殺せんとしたる兇徒なりと
の嫌疑を受けモスコフ府に於て鐵道の傭人數個を拘引せ
り

五四

一月廿七日

聖彼得堡に於て地雷火を以てウインタールバリス(冬
宮)を破砕せんとするの隱謀を發見せり

五五

一月二十九日 朝野

現に魯人中に流傳する風説に曰く魯國首府聖彼得堡に
於て改革を行ふが爲顯官の大集會ある筈にて各所に派出
し居たる官吏は皆急速に首府に歸り會議に列せんとす此
中に首宰ゴルチャコフ侯あり然れ共同侯は飽まで其改
革論に抵抗する目的の由なれば多分其目的を遂ぐるに至
るべし而して右改革の事件中には二院の立法會を立つべ
き事亞細亞魯領を知事の管轄に置くべき事新聞紙をして
更に自由ならしむべき事政府の威權を以て法官の處置を
左右すべからざる事各州々會に自治の權を與ふべき事收

税の法を改正すべき事大臣をして責任を國會に負はしむ
べき事朝廷の官人を減ずべき事等なり然れども此事多く
ゴルチャコフの抵論を受けて後魯帝の爲めに廢棄せら
るべしといふ

五六

二月一日 朝野

魯國新聞中聖彼得堡のゴロスは最も慷慨過激の新聞に
して若し魯國の國是に關し外國の之を非責するあれば之
を攻撃痛論して毫も餘地を残さず其議論の疎暴に涉るが
爲に時々魯政府より停刊せらるゝも其期限滿つれば再び
新論場の上つて過激の攻撃論を爲すにより世人は往々此
ゴロスが表面の過激なるを見て遂に魯政府とゴロスとは
反對の關係あるものなりと思惟するに至る然れども是れ
特に皮相の謬見にして其事實を探れば外交論に關するゴ
ロスの所見は概ね魯政府の冥々中に吹き込む所なるは既
に歐洲諸國の知る所なり故に魯政府は其權謀術數に由り
ゴロスの發行を停止するが如き道戯芝居を演出し以て世
人をしてゴロスは魯國人民の公論感覺を寫し出せるもの
なりといふことを信ぜしめんとするも誰か此詐術に瞞着

せらるる者あらんや要するに魯政府の目的は其國人民が一般に争鬪を喜び若し外國人の利害の爲に魯帝の利害を毀傷せらるゝことあらば直ちに干戈に訴へて之が曲直を決せんとする精神あることを公示するにあり然れども今日其外交及び政略上に於て之を察すれば魯帝には穩和なる廟議の行はるる者の如し夫れ然り故に魯政府はこの好闘家なるゴロスが其言はんと欲する所を吐き飽まで外邦を誹謗して後僅に之を停刊するに至る其狀恰も前には啞子を奨励して言ふ所あらしめ後には却て其口を掩はんとするに異ならず蓋し魯國新聞は苟も其原稿を以て檢閲官の檢閲に供するに非るよりは敢て一行一字を出版するの自由を有せざるの事情を審かにする者は誰か斯の如き言抜け政略に欺かれんや若しゴロスにして其言論諱忌に觸るるあらば檢査官は一筆に之を塗抹し去る故に該新聞に時々奇怪の黒點を存し檢査官の塗抹せし痕跡を遺すに非ずや果して然らばゴロスはたとへ數週其激論を續出するも要するに是れ政府の檢閲許可を経たるものを出版するに過ぎず何ぞ其政府が故らに之が停刊を命ずるに足らんや

五七

二月七日 朝野

魯國虚無黨は現今陸軍一般に蔓延し政府は之が爲に専ら嚴格なる處分を施行せり又虚無黨は次第に勢力を増し新たに魯帝を弑せんとするの隱謀を企て遂に發見せられたり

五八

二月十二日 朝野

トリピン新聞に曰ふ魯西亞皇后はカンネスより電信を魯帝に送つて曰く願はくば我存生中に夫と男との葛藤を解き一族の平和を得て然る後聖彼得堡に歸り以て快く死を待たんと皇后又曰く父は其男が虚無黨に一味せしならんと疑ひ男は其父が魯國帝家を破滅せんとするを論ず云云と現今魯國太子及其妃は宮殿中に押込められ其叔父グランド・ジューク・コンスタンチンも亦魯帝の嚴威を冒せるにより刑辟に罹らんとするを畏る又オルロフ侯は皇后の招きによつてカンネスに旅行せり蓋し皇后は電信に附し難き用事を侯に托して魯帝に通せしめんとするなり然るに后は其病ひ益す烈しく人造氣狀體を肺中に注入して其

生を保つによりオルロフ侯來着の後二日間は未だ拜謁の機會を得ざりき

五九

二月十三日 朝野

魯西亞虚無黨は益す蔓延し其勢頗る劇しく之が爲め全國人民の過半は恐怖を抱くの有様なり魯帝の位を讓るとの説は相違なきとの風聞なり前日モスコに於て地雷火を以て魯帝の汽車を破砕せんと企てたる張本人は當時専ら搜索中にて之が爲め警察官は嫌疑ある夥多の人を拘留し夫れよりして虚無黨の中に再び魯帝を弑せんとするの陰謀あるを發見するに至れりカイフに於て三人の虚無黨拘留せられ其中ピタルド銃を所持する者あり又前日古城跡にある一市街に於て不意に砲弾の發裂するありて多く路上の通行人を傷害せり又冬宮を破砕せん爲め徒黨を組みし者ある由ナシヨナルガゼット新聞に従へば該宮殿の近傍にて一人の怪しき風體の者を捕縛したり其所有物中には電機仕掛の道具と火薬包及此宮殿の繪圖を見出し虚無黨の密謀は次の土曜日には該宮を破砕する筈なりしが幸にして其前日に主謀者を捕縛し遂に其事を發覺し

六〇

二月二十二日 朝野

魯國政府は軍隊政治を全國に施行し嚴に改革の舉動を戒しむるに拘はらず虚無黨の蔓延すること愈々甚しく又魯帝を殺害せんと企てたり電報の趣にては本月十七日魯帝の晚餐時間を計りダイナマイト(猛烈の火薬)を以て冬宮を爆裂せしめたるが幸にして帝の食室は其災を免れ其近傍にある守兵室のみ破壊し兵士の即死六人負傷四十五人即日不審の者數人を捕縛したりといふ

六一

三月四日 朝野

魯國通信
余ガ魯國ノ首府彼得堡ニ着スル間モナク兇人ソロビエフノ魯帝ヲ狙撃セシ一珍事ニ出逢ヒタリ其日ハ府中ノ混雜言語ニ絶シ官吏ハ争ウテ皇城ニ馳セ集リテ玉體ノ恙ナ

キヲ賀シ市民ハ國旗ヲ門々ニ樹テ、聖壽ヲ祝スル者數知
レズ實ニ目ザマシカリキ

其後兇人ソロビエフハ糺問ノ末絞罪ニ處セラレ

ソレヨリ市中ノ警備モ頗ル嚴ニシテ内務卿府知事鎮臺
司令長官等ハ皆警護ノ騎兵ヲ左右ニ從ヘテ往來ス我邦ハ
顯官ト同一ナリ

夏ニナリテモ更ニ夏ラシクナシ六月初旬漸ク樹木ノ葉
ヲ生ズルヲ見ル即今(十月初旬)ハ既ニ落葉紛々タリ七八
月ノ暑候モ炎威極メテ薄ク八十度ニ上リシハ僅ニ一兩日
ノミ其餘ハ七十度以下ナリ余ガ如キ暑サヲ畏ルル者ニハ
尤宜シ昨今ハ「オーバーコート」モ既ニ冬ノ分ヲ用ユル程
ナレバ本年ノ嚴寒ヲ防グ爲ニラツコ皮ノ裘ヲ製スルコト
ニ着手セリ

オ聞キ及ビモアラン夏天殆ンド晝夜無シ六七月比夜半
窓外ニ出ヅレバ細字ヲ讀ムモ自由ナリ眞ニ不夜城ト稱シ
テ可ナラン

虛無黨ノ説紛々タレド實際下民ハ信心者多クシテ上帝
ト魯帝ト在ルヲ知ルノミ決シテ黨派論ナド有ルコトナシ
唯中等ノ人民中少年輩往々虛無黨ヲ唱フル者有ル様子

ナレド目今ハ捕縛ノ上刑セラレ外ハ外國ニ遁逃シテ其踪
跡ヲ認メ難キ程ナリ云々

六二

三月五日 朝野

魯都聖彼得堡に於て頃日高等なる學校の生徒は頻りに
新革命の檄文を撒布し且つ自家の有様の甚だ危殆なる景
情を畫キ魯政府なる大怪物と戦ひ予遺無きに至るべしと
主張せり此檄文は新革命黨の形狀を表するを以て頗る緊
要の事項と謂ふべし

六三

三月六日 朝野

近日魯國虛無黨の冬宮を破碎し魯帝を弑せんと計りし
時は皇族は今や將に宮殿に入らせらるべきの折にして幸
に危害を免れ玉ひ又これが爲に冬宮に在りし職工の數人
は肢體碎裂したり已にして嫌疑の者多人數捕縛せられ玉
宮は祝賀の禮式を行ひたり

六四

三月十一日 朝野

スタンダルド新聞に記載せる電報に據れば虛無黨の主

義は已に大に軍隊中に蔓延し二三日前には一聯隊中に於

て四名の士官其次官等革命論を説き勸め且つかねて政府
が禁ずる所の告文類を分賦したる罪によりて捕縛せられ
たり右の士官の家を検査せしに危害なる印書等あまた有
りしとぞ又兩名の士官は國事犯罪人八名を助けて逃れし
めたるによりて捕縛せられたり軍隊中に於て虚無黨を發
見せし兩地方にては既に陸軍裁判所を設けて嚴に之を糾
斷す又ゴロ新聞に曰く虚無黨主義を軍隊中へ勧めこみた
る罪ある諸人は特別の刑罰に處せらるべしと又いふ昨年
十二月十九日に魯領の一府オデッサに於て危害なる演説
を爲したる一少年書生オルクヘスケーは其人權を剝奪せ
られトムスキ地方へ三年の流刑に處せられしと

六五

同

三月八日倫敦發 魯國虚無黨は再び魯帝を威嚇して
(匿名書等にてならん)曰く其位を讓るにあらざれば必ず
生命を絶つべしと

六六

三月十七日 朝野

日露ノ情況ヲ論ズ

古人曰ク民ノ口ヲ防グハ河ヲ防グヨリ甚シト口且ツ然
リ況ンヤ其衆意ニ反對シ其公爲(?)ヲ拒禦スルニ於テ
ヤ請フ魯西亞ヲ見ヨ東西五千六百英里南北二千四百英里
ノ大邦ニシテ百八十萬零七千九百五十人ノ陸軍ヲ有シ甲
鐵艦二十九艘軍艦七十七艘ヨリ少ナカラズ基華ヲ取り土
耳其ニ捷チカウカンド・タシカンドヲ蠶食シ今又土耳其
曼人ヲ征シテ殆ンド之ヲ夷グ國勢ノ隆ナル誠ニ欽慕ス
ベキガ如シ然レドモ魯國ノ國勢ハ一髮千鈞ヲ牽クノ觀有
ルヲ見ル政府ハ疑懼ヲ人民ニ加ヘ人民ハ憤怒ヲ政府ニ挾
ム彼レニアリテハ軍人政治ヲ全國ニ施シ護國ノ軍隊ニシ
テ探察ヲ兼ネ人ノ革命黨ニ加ハルヲ知レバ重キハ死刑ニ
處シ疑ハシキハ遠流ス此レニアリテハ百種千様ノ密謀ヲ
企テ、革命論ヲ播布シ人心ヲ煽動スルノミナラズ或ハ警
察官ヲ双シ或ハ皇帝ヲ弑セントス或ハ威嚇ノ書ヲ上ツリ
或ハ人家ニ放火ス從來政府ガ爪牙トナシ來リシ軍隊中ニ
モ漸ク革命論ニ左袒スル者アリ甲ヨリ乙ニ乙ヨリ丙丁ニ
丙丁ヨリ戊己ニ遞傳シテ遂ニ軍隊ノ幾分ヲシテ革命黨タ
ラシムルニ於テハ如何ノ結果ヲ生ズベキ今ヨリ百三十八

年ヨリ三四十年前迄ハ魯民ハ蠢乎トシテ權利自由ノ何物タルヲ知ラズ今ハ即チ然ラズ立憲政府ヲ設立シテ其權利自由ヲ鞏固ニセント欲スルノ志望甚ダ切ナリ然ルニ政府ハ抑壓是保續セント欲ス是何ゾ六尺ノ成人ニ強ルニ其幼時ニ用ヒタル家庭ノ規律ニ從フベキニ異ナランヤ

魯政府モ強チ立憲政治ヲ有害ナリトナスニハ非ズ或ハ時尙ホ早シトナシ或ハ人民ノ革命ヲ希フニ虚無黨ヨリ出ヅトシテ之ヲ嫌忌スルカ

虚無黨ノ主義タル元來悦ブベカラズト雖魯國現今ノ虚無黨ハ學士論客未ダ多ク其主義モ屢々改良シテ頗ル宜シキヲ得タリトイフ縱令之ヲシテ志ヲ逞シウセシムルモ何ゾカノ「ジャコビン」黨ノ如キ兇暴ノ所爲アランヤ且ツ虚無黨ノ憤怨今日ノ如キニ至リシハ必竟政府ノ抑壓束縛ニ根スニ外ナラズ政府ニシテ全國人民ノ公意ニ從ハハ虚無黨ト雖モ亦其國會中ノ一黨派タルニ過ギザルベシ又何ノ害カコレアラン然ルニ魯政府ノ策ココニ出デズ遂ニ官民相敵シテ將ニ一大紛擾ヲ蕭牆ノ中ニ生ゼントス哀イ哉

六七

三月二十五日 朝野

二十二日倫敦發 在佛國の魯國使臣は本國へ呼戻されたりこれ瀕きに地雷火を以て魯帝の乗車を爆裂して帝を弑さんと企てたる連累ハハルトマンを佛國政府が引渡さざる故なりとぞ

六八

四月十一日 朝野

「セントラルニウスアツソセイション」の報によれば佛國へ脱走せる魯人ハーチマン氏は魯帝を暗殺すべき虚無黨の委員に選舉せられたるを公言し併せてモスコイ襲撃の詳細を説き又不日合衆國へ移住すべき決定なるを話したり又魯西亞の革命委員は佛國人民のハーチマン氏を魯國へ引渡すを拒みたるが爲め其禮意を出版して佛民に謝したり

六九

四月十二日 朝野

魯將メリコフハ虚無黨施行委員ヨリ書翰ヲ受取セリ其書ハウロプツキノメリコフヲ暗殺セントシタルハ施行委員ノ命ニアラズ委員ハ未ダ氏ヲ殺スコトニ決議セズ若

シ近日ノ學ニシテ實ニ委員ノ命ニ出シモノナラシメバ必ズ其刺客ニ精良ナル兵器ト其逃亡シ得ベキ方法トヲ授ケシナルベシトノ意ヲ述ベタリ(三月十四日伯林電)

魯國公使ハ佛國政府ニ對シテハルトマン交付ノ事ニ關シ佛國政府ノ議ハ如何ニ決定スルモ之ガ爲ニ佛魯二國ノ交際上ニ影響ヲ生ズルコトハ決シテ有ルベカラズト保證セリ(三月五日巴里電)

七〇

五月十一日 朝野

十日發 ゴルチャコツフ侯病頗る篤し

七一

五月十三日 朝野

魯國聖彼得堡より佛京巴里への通信によれば四五日前の事なるが或日朝五時頃に魯帝の親昵する臣下の一人が不圖魯帝より召されしと思ひ誤り急に帝の寢室に入りしかば帝は大いに驚き直ちに之に向つて發砲せし故其昵臣は重傷を負ひ生死の程も計られずと謂へり頃日帝は日夜競々として薄氷を踏むの思ひをなし毒殺を恐るるにより宮中に監察の課を設け其官吏は嚴密に帝の食几に上る食

物を吟味し何品にても先づ毒味をなしたる後にあらざれば魯帝は召上らず三人の醫師は常に庖厨に在りて料理人を監察し其爲毎一人一千ルーブルの月給を受くとか

七二

五月十九日 朝野

四月二十日聖彼得堡發 魯西亞の官報に虚無黨の檄文を掲げたるが其文に魯西亞政府は虚無黨の公敵なり故に之を顛覆するに於て如何なる方便を用ふるも其目的に適せば正當なりと謂へりとぞ之が爲め魯國政府は更に新法を設けて虚無黨を鎮壓するに従事せるよし

五月二十日 朝野

魯國政府は益々嚴峻なる方法を以て虚無黨を鎮壓せんと欲し常に巡吏をして其居所を搜索せしめ苟も毫末の嫌疑ある者は盡く捕縛すべしと命じたるを以て頃日巡吏は數十人の嫌疑者を拘引したり而して虚無黨の改革委員は更に一篇の布告を發せり其布告は「人民の意向」と題せる出所不明なる新聞を以てせり該新聞は豎六寸幅三寸にて其印刷法は左に掲ぐるが如し改革委員は多人數にて常に各活字及び之に附屬する器を懷中し廣告を爲さんと欲

する事あれば極く内密に集會し其論を議決するや否や迅速に數葉を印刷し其工を畢れば忽ち四散して其身を潜匿す故に警察官も殆んど其所在を知るに苦しめり然るに此頃突然大教院へ闖入して生徒三十餘人を拘引したり又多宮にては其警戒愈よ嚴密にして毎層に警衛を置きて入り來る者を檢し職業の不明なる者あれば直ちに之を拘引す其警戒の嚴なる此の如きに拘はらず魯帝は目前に於て毒味役の審査を爲すの後にはあらざれば如何なる品にても一切之を飲食せず浴湯は毎朝官醫をして之を分析検査せしめ初めて之に浴し煖爐の如きも薪炭中に火藥等の陰藏しあらんことを恐れて之に近づくこと稀なり又其寢室裝飾室及之に隣れる部屋を嚴重に取調ぶるにあらざれば決して之に入りたまはず

七三

五月二十二日 朝野

モスコイ府地雷火の手續き

魯西亞の革命黨ハルマン氏がモスコイ府鐵道に於て魯帝アレキサンドル陛下を殺害せんとして事成らず去つて英國に至り自から他人に語れる所を記したりとて英國の

余は皇帝を弑する任を負ひたり余は實地軍人の業を學び知るのみならず亦破裂劑の事に委しき故に自から此任に當れり余がモスコイ府に着するや府を距る若干里鐵道主線を距る四十ヤルド(大凡二十間)の地に小家を借りたり此家素より粗悪なるを以て余は職工の服を着し靜に生を營み居りしが若干の日月を経て全く家の裝置は整ひたり世人に余に疑ひを置かざる期を察し余は同僚たりし親友一人と外に一人の同意者と共に大事業に着手せしが幸に余が家は近傍に密接せる家も無きを以て一人は氷結せる地に鋤を以て毎夜小溝を開穿する事を務め他の二人は之が番人を爲せり而して溝は巾深さ共に五フース(凡五寸)なりし此溝は余が家に屬せる離れ屋より鐵道に達せるなりされども地質甚だ固きを以て業事頗る困難なりしが數日にして竟に功を終へたり始め溝を開穿するや日毎に鐵線を埋め上に土を盛り人をして穿跡を知らしめざりし丁度此溝は田圃の畝に據りて設けたり(五、二二)

余等は家に在て地雷火器を製し之に英斤にて四斤餘の火藥を收めたり斯く總ての用意整頓すと雖も余輩の尤苦心せしは電機師にして大に余等を疑ひ其地雷火を發せし

過激黨の消息と其反響

新聞に見えたらば左に抄譯す

ハルマンは一身を犠牲として魯國革命黨即虛無黨の主義を主張しモスコイ府の珍事前に其黨の屢々企てたる兇謀に參與したりしが終に捕縛せられキ一の獄舎に下されたり然るに革命黨は大に之を憂へ捕へられたる黨與の者を救ひ出さんと策略をめぐらしたりしが或る日黨中の一名は陸軍士官に出でたち八名の虚無黨に各兵士の服を被らしめキ一の獄舎に赴き先づ公文を舎長ヴラデスチに渡しトルベン將軍の命あるを述べ囚徒を受け取らんことを云ひしが其策終に行はれて終にハルマンは青天白日の身となるを得た其後ハルマンがモスコイに於て皇帝を殺害せんと計りしことを左の如く語れり

余が名はハルマンといふにあらざり又メイエにもあらず唯黨與の爲に盡すあらんが爲め余が姓名は甚だ多し然れども余が眞の名は魯國政府の顯官第三課(憲兵及び最上警察官)員及びロハス・カリコフ將軍のみ之を知れり去歳の夏は魯國諸州に於て余が奉ぜる主義を演説せしが終に捕へられキ一の獄に下されたり然れどもシントペトルスピルクにある黨派の者の爲に援を得て逃るるを得且つ

むべき電機を賣却することを辭したり實に余等は此一事にて是迄の苦心も果す能はざるを失望したりき

火藥を收めたる地雷火器は鐵道線の中央に埋め余は全く決心したれば先づ余が友人をして此家を去る數里南方の地に避けしめ獨り自から電機を購求せんことを務め大に電機師を論破して終に電機を購ひ獨り家に在て先きにも差支なきの場合に至れり或る人余に告ぐるに皇帝は商品運輸の車に乗りて旅行すと云へり是れ余が特に客車通行に發せしめずして貨車の時に發せしめし所以にして余は友人の官途に在る者より皇帝の舉動如何を報道する者あるに因る其報に曰く皇帝の列車には皇帝に似たる者を坐せしめ却て帝は貨車に在りて鐵道官吏の服を蒙り旅行して不軌を謀る者に備ふと其後又余に電報を送り尙此事を述べ故に用意は全く調ひ貨車の着するに至れり斯に於て火を放ち快く皇帝の死を見んことを希望し居たりしに列車は悉く破裂し去るも惜い哉皇帝は無異なりとの事を聞きたりき是れ蓋し皇帝はモスコイ府の近所に至るも不軌の危難に逢はざるを以て此地を距る數里にして荷車

より客車に移りモスコイ府に入りしに因る余が遺憾實に極りなかりし余は斯に於て櫓に乗じ余が友人等の許に至り此に一週間を過したり此地はモスコイ府を去る凡三十里に過ぎず余等はこれよりケルソンに出で他の友人とオデッサに訪ひ此地に於て伊太利亞船ヒヲランチネ號に投じ余は器械師となりたりコンスタンチノール府に達し又去て巴里府に赴きたるなり巴里府着後は友人等と共にシヤンゼリゼイ街を遊歩せし時余等を追躡せし探偵者三名の爲めに余は縛されたれども余が友人等は逃亡したり余はこれよりマザに送られたり余が友人は直ちにクレマソソノ氏を尋ねしが氏は府會議員のアンジェルハル氏に謀るべしといはれたり終に余は探偵者一名と共にドウブルへ發する汽船に投じたり而して余が出獄するや余が知らざる友人余を案内して倫敦まで伴ひたり云々(五、二三)

七四

六月六日 朝野

魯國皇后薨去せらる

七五

六月八日 朝野

本月三日聖彼得堡に於て魯國皇后の薨去あらせられしことは已に電報を以て告知されたり此皇后の諱はマリアレキサンドロナと申しヘッス・ダームスタット大侯ラツジク氏の御息女なり一千八百二十四年八月八日に御誕生あらせられ一千八百四十一年四月二十八日を以て魯帝アレキサンドル第二世の皇后となり玉へり皇后は數年前より御不例勝ちにありしが其長太子ニコラスの死去し玉ひしを以て痛く憂愁哀悼の念を起し遂に不起の重疾に罹り玉ひたり皇后には慈愛深く且ついと賢き御方に在せしかば魯國人民は常に甚だ之を尊崇敬愛せし故今回の凶事に付ては魯民の嘆き大方ならず宛も其慈母を失ひしが如き想ひをなせり此に皇后淑徳ありし一例を擧げんに聖彼得堡の貴族女學校は皇后の開設に出で同國凶災の時意を惠施に注し爲に宮中の入費多かりしに拘はらず資力を盡して學校の建築修繕等をなし玉ひたり實に皇后は歐洲諸皇族中の最も慈愛寛大なる御方なり皇后は五子一女を遺し玉ひしが皇女は一千八百七十四年英國のエヂンボルグ侯に嫁し玉ひたり

七六

六月二十九日より七月二日に至る 朝野

ハルトマン問答

去年魯帝ヲ弒セントセシハルトマンノ問答ヲ「ウラルテール」新聞ニ載セタリ蓋シ該新聞ノ通信者ガ倫敦ニテ同氏ト談話セル所ナリ
問 足下ガ眞ノ姓名ハ何ト申サル、ヤ余ハ足下ノ履歷ヲ承ハリタシ

ハルトマン曰 余ガ名ハコエフ・リウドウイク・ハルトマンナリ千八百五十年ヲ以テアルクハンゲルニ生ル故ニ殆ド三十歳ナリ余ガ父ハ日耳曼人ナリ余ガ十五歳ノ時死去セリ余ニ五人ノ兄弟アリ余ハ末子ナリ官立學校ニ於テ修行シタレドモ余ガ父ノ死後ハ困窮ヲ極メ諸兄ト共ニ各々其就業ヲ求ム余ハ曾テ學ビ得タル商業ヲ以テ生ヲ營マントペトルスピルクノ呉服屋ニ住ミ込ミ次デロストフニ行キ府吏タルヲ得タリ然レドモ行政上ニ關スル演説ヲ爲シタルヨリ勢已ムヲ得ズ此地ヲ去リ姓名ヲ變ジ或ル銀行ニ入り收納方トナリシガ警吏ノ探偵嚴ナルヲ以テタクランロクニ至リ僞名ヲ以テ小學校ノ教員トナリ生ヲ送リタリ然レドモ千八百七十五年及千八百七十六年ニ至リテハ此

業ヲ廢シ或黨派ノ遊說者トナリ以後屢々捕獲サレシカド常ニ逃亡セリ

問 千八百七十六年ヨリ千八百七十九年ニ至ルノ間足下ハ何ヲナセシヤ

答 此答ハ忌ム所アレバ實事ヲ述ベ難シ然レドモ魯國ニ在テ僞名ヲ唱ヘ一官吏タリシ

問 足下少シクモスコイ府ノ暗殺一條ニ關セル始末ヲ話スベシ

答 方今ハ之ヲ談ズベカラズ何トナレバ余今足下ニ此事ヲ話サバ必ズ之ヲペトルスピルクニ電報ヲ以テ報ズル者アルベシ然ル時ハ少シノ疑事アルモ必ズ我友人ヲ捕縛スベシ故ニ今少シ程スギナバ總テ足下ニ語ラン
問 然ラバ足下左ノ問丈ヲ答フベシ何故ニ汽車ノ線路ヲ誤ラシメズシテ地雷火ヲ仕カケタルヤ

答 魯帝ハ旅行毎ニ必ズ前車數輛アリ加フルニ探偵者ヲ使役シ又其通路ハ兵隊巡查農夫等ヲシテ警衛セシムル事頗ル嚴密ナリ故ニ誰ニテモ列車通行ニ際シ怪シキ者ノ百メートル近ク進ムアレバ直ニ縛セラレ其罪ニ應ジシベリヤニ送ラルルナリ(六、二九)

問 足下ハ鐵道近傍ニ家ヲ借り電氣機ノ用意ヲナシタルトハ眞カ

答 コレハ仔細アツテ當時述ベ難シ

問 シャンゼリゼイニテ縛セラレシトキハ足下誰ト共ニ居リシヤ

答 此時ノ同行者ハ全ク別人ニシテ余ガ巴里府ニ來リシ後知己トナレル者ナリ此日ハバノラマヲ見ント出カケシナリ

問 魯國政府ハ如何ニシテ足下ノ巴里ニ在ルヲ知リシヤ
答 ポロギユ人ノ魯國公使ヲルロツフ侯ニ訴ヘシニ因ル余ガ縛セラレシハ巴里府ニ來リテ四十日間ヲ過ギシ後ノ事ナリ然ルニ犯罪者ノ引渡ヲ魯國ニ斷ハルニ付テ佛國ニ於テハ交際上ヨ程ノ迷惑ナリシ抑モ犯罪者引渡約定ハ曾テ無キ事ナレバ魯國ニテハ初メヨリ佛蘭西ガ國事犯者ヲ引渡スマジキ事ヲ知リタルナレドモアルロツフ侯專ラ罪人ヲ受取ラント熱心シ種々周旋セリサレド終ニ其事成ラズ故ニアルロツフ侯ハ巴里府ヲ去テ當時ベルリン府ニ在リ專ラ魯日ノ間ヲ周旋セラルトイフ
問 足下佛國ニ歸ルヲ得ベキヤ否ヤ

答 余ハ佛國ニ行クヲ得ベシ蓋シ余ヲ放逐スルノ布達無ク大警視アンドンリユー君ハ余ニ申渡ストキ自由ノ身タルコトヲ以テシテ曰ク汝ハ我國ヨリ放逐サルルニ非ズト雖モ不慮ナキ能ハズ故ニ余ハ汝ニ助言スルニ英國ニ行クヲ以テス英國行ノ汽車半時間ヲ出デズシテ發ス汝早く去レ汝ノ荷物ヲ送ル者アルベシト(六、三〇)

問 倫敦ニ止マルヤ
答 未定メズ

問 倫敦府ニハ「ニヒリスト」黨多キヤ
答 汝ガ問フ所社會黨ナルカ然ラバ倫敦ニモ隨分多シ

問 社會黨及ビ普通黨トノ連絡如何
答 有リ

問 何故ニ「ニヒリスト」ト余ガ曰ヒシトキ足下ハ正サレシヤ
答 余ハ「ニヒリズム」ハソノ何物タルヲ知ラザル故ナリ汝決シテ笑フベカラズ是レ眞ノ事實ニシテ余ガ生間未ダ「ニヒリスト」タルモノヲ見ズ是英佛兩國ノ我黨ニ蒙ラシムル弄語ニテ今日ニ至リテハ魯國政府モ亦之ヲ稱セリ蓋シ何ニモ無キトノ謂ナルベシ

問 然レドモ此「ニヒリズム」ノ意味ハ天帝無ク國主無ク鬼神無ク結婚無ク所有物無キヲ指スニ非ズヤ

答 コレ亦弄言ノミ抑モ魯國ニ行ハル、所ノ主義ハ古來ノ壓制苛虐ノ反動ニシテ全ク社會黨ナリ試ニ此「ニヒリズム」ノ語ヲシテ魯國ノ少年輩ニ問ヘ知ル者無カルベシ
問 然ラバコノ「ニヒリズム」ノ語ヲ作りシハ誰ナルヤ
答 千八百年ノ初期ニ魯國ニイワン・ツールゲネフト呼ベル戯作者ガ著述セル父子及ビ無耕ノ土地ト題セル書中ニ此語ヲ記シ又ブルウードンモ此語ヲ用ヒタリ
問 足下ハブルウードンノ著述ヲ讀ミシカ
答 社會黨ニシテブルウードンノ書ヲ讀マザル者ナシ「ニヒリズム」ノ眞ノ意味ハ何ニモ無キニハ非ズシテ眞ノ社會黨ナリ

問 足下ガ黨派ノ主眼ヲ三語ニ述ベヨ

答 三語ニ述ルトハ素ヨリ至難ナリ然レドモソノ條目ハ自由、同一、親睦ノ三ツ止マル耳我ガ社會黨ハ佛國ノ「コンミニユニズム」ニモ非ズ日耳曼ノ「ソシヤリズム」ニモ非ズ余ガ比較スル所ハ愛耳蘭ノ「ヘニアニズム」ニ類セリ(七、一)

問 足下ノ黨派ノ宗旨ハ如何

答 余等ノ黨派ハ元來宗旨ニ關係ナシ去レドモ凡人ノ疑ヒヲ忌ムガ故ニ一ツノ道義アリ

問 足下等ノ黨派ハ其勢力如何

答 尤盛ンナリ且其資本無限ニシテ熱心シテ一步モ退カザルガ故ニ遂ニハ百万術ヲ設ケ全勝ヲ得ルニ至ランコト必然也

問 然レドモ魯皇帝憲法ノ開設ヲ許サバ不軌ヲ計ルコトハ止ムベキヤ如何

答 恐ラク然ランソノ要點ハ魯國ニ憲法ヲ設クルコト必要ナリロリス・メリコツフハ既ニ一ヲ設ケタリ

問 メリコツフハ高尙ニシテ才アリト聞ク且ツ聞クガ如キハ今ノ太子ハ自由論家ナリト然ルヤ

答 然リ自由家タルベク見ユ總テ太子ハ自由家タリ一タビ國權ヲ握レバ自由ヲ去リテ虐政家(註原文虐政家)トナル今ノアレキサンドル皇帝モ帝祚ヲ踐マザル前ハ自由家タリキ
問 昨今魯國ノ内政如何
答 世界歴史ニ見ザル所ノ大難ニシテ萬般ノ事亂レテ糸

ノ如ク社會黨ハ其根八方ニ蔓延ス新タニ獄ヲ造リシベリ
一ニ殖民スルモ是レ無用ノコトノミ唯魯國人ノ自由ヲ得
ルト否トニアルノミ

問 英國ノ新誌ハ報道實ナルカ

答 「デーリーテリグラフ」ヲ除クノ外ハ實ヲ載スル者少
ナシ

問 「デーリーニウース」ハ如何

答 「デーリーニウース」ハ魯朝ノ關係アル新聞ナリ

問 佛國新聞ハ如何

答 「ウラル」及「ビ」タン」ハ通信尤モ確實ナリ

問 魯國革命黨中婦女ハ如何

答 婦女モ多シ黨中ニハ貴女アリ又賤女アリ(七、二)

七七

七月七日 朝野

魯京聖彼得堡にて冬宮に忍び入らんとしたる虚無黨を
捕獲したる話の中に曰く魯國の大將ゴールコ氏は當時府
知事を兼務されし故氏のみは何時にも魯帝の御居間へ
出入することを許されたり然るにある日の事なりしがゴ
ールコなりと登殿する者あり監視者は何となくその素

再度に及べども聞かざれば遂に議場を退けゝるに其議員
は比公の顔を睨み此老翁も最早壓制を止めざれば再び革
命の變を目前に見て悟る所あるべしと言ひ放して坐を立
ちたり比公は平生此の如き事に頓着せざる人なりしが此
日は大に憤怒の色ありしにより世人は公が復た前日の人
に非るを喋々せりといふ

七九

七月二十四日 朝野

外事觀察雜誌に在露公使來報なりとて左の文あり
千八百八十年二月二十五日比德府下新報館ニテ刊行セ
ル紙上ニ帝ヨリ大理官ニ仰セテ虚無黨ヲ除キ以テ國家
ヲ安ンゼンコトヲ人民ニ宣布セラレシ詔書ヲ載セタリ
即チ譯シテ呈報ス

朕國中ニ近頃横逆ノ徒アリ妄リニ國家社會ノ成規ヲ顛覆
セント謀リ屢々弒逆ヲ試ルヲ憂フ是ヲ以テ左開ノ條目ヲ
立定シ決意斷行シテ此逆徒ヲ殲シ以テ國家ヲ保ンズ凡我
ガ臣民咸ナ宜ク之ヲ體スベシ
第一 宜ク特命治安事務司ヲ聖比德堡府ニ設ケ以テ國家
ノ成規社會ノ安寧ヲ保全スベキコト

振の怪しく思はれければ將に帝室に入らんとするを抑制
して妄りに入らしめざるに因りその人は何故なるかを問
ひしに今日はぜひ帝に一應申上げし後ならでは不都合な
りとして強て拒み甚その人を疑ふ氣色なるにぞその人已む
をえず暫時控へ居たり扱彼の監守者は魯帝に謁して今日
來りし大將は甚だ訝かしき處ありそれ故叢慮を伺うて後
その出入を許すべしと存じ待たせおき候と申上しかば帝
もいと不審に思はれ帝室よりゴールコの邸へ架設したる
電信を以てゴールコは今いづれに居るやと問合はされし
に在宅なりとの返報來りければ此に於て疑ひ忽ち晴れ直
様賈大將を捕縛されしにゴールコは俄かに革命黨委員の
一人と化したりとぞ

七八

七月二十一日 朝野

日相比斯馬克公は近來餘程老耄の氣味合と見えよほど
短氣となり何でもなき事に腹を立てること多く老衰の習
ひにて頻りに前途を心配して事業を急ぎ成功をあせれり
先日も國會にてサクソニーの或議員は議場にて堂々と比
斯馬克氏を壓制なりと痛論罵詈し議長は之を制すること

第二 特命治安事務長官ハ宜ク其選舉セル委員ノ補佐ニ
頼リテ司務ヲ成立スベキコト

第三 特命治安事務司長官ヲハリコフ縣ノ鎮將、兼侍衛
將官、國議院議員、騎兵士將タルコイント・ロリス・メリ
コフニ任ズ但シ兼侍衛及議員將官如故

第四 治安事務ニ用フル委員ハ該長官ヨリ奏聞シテ朕ガ
簡命ヲ俟ツベシ該長官ニハ其所見ニ據リ以テ此司ニ裨益
有リトセバ何人ニ拘ハラズ司中ニ補用スルノ權利ヲ附與
ス

第五 該長官ニハ國家ノ成規社會ノ安寧ヲ保全スルニ當
リ治安ニ關スル法令ヲ施行スルニ左ノ權限ヲ與ヘ諸有司
ヲシテ同心協力セシメ以テ處置ノ一途ニ出シコトヲ期ス
甲、治安長官ハ比德堡府四近ノ地面ヲ督查シ並ニ都下大
警視ヲ直轄スルノ權ヲ有ス 乙、該長官ハ國事犯人ヲ探
偵スル事務アルトキニ比德堡府廳及ビ該府鎮臺所轄ノ各
地方ニ向テ直接ニ方略ヲ指授シ且該務ノ成程ヲ總裁スル
ノ權ヲ及ボスヲ得 丙、該長官ハ全國內各地方ニ指令ス
ルノ權ヲ有ス
第六 該長官ヨリ國家ノ成規社會ノ安寧ヲ保全スル爲ニ

要求スル事件アルトキハ各地方官鎮將ハ固ヨリ言フヲ俟
タズ即諸官省モ火速奉行スベキコト

第七 諸官省ハ該長官ノ所務ニ於テ盡心協辦スベキコト
第八 該長官ハ要事アル毎ニ何時ニ拘ラズ朕ガ命令並ニ
指示ヲ面請スルヲ得ルコト

第九 以上各條ヲ除クノ外ニ更ニ該長官ニ委ヌルニ比德
堡府及全國各地方ニ於テ國家ノ成規社會ノ安寧ヲ保護ス
ルニ緊要ト見做ス方法ヲ制定シ之ヲ施行スルノ權ヲ以テ
ス若シ該長官ヨリ右方法ニ據リテ使令スル所ヲ遵奉セザ
ルカ或ハ之ニ抗違スル者アレバ即チ指名彈劾スベシ仍テ
該長官ヲシテ彈劾規則ヲ制定セシム

第十 該長官ヨリ設施使令スル所ノ方法ハ各人一體ニ遵
守奉行スベク稍カ異議アルヲ容ルサズ方法ヲ改正スルノ
權ハ固ヨリ該長官ニ在リト雖モ時ニ或ハ朕特旨ヲ降シテ
之ヲ改正スルコトアルベシ

第十一 朕自カラ記名セシ此詔書ヲ以テ特命治安事務局
ヲ設立シ國家ノ成規社會ノ安寧ヲ保護セントスルニ因テ
千八百七十九年四月五日ニ設置セシ比德堡府臨時鎮將ノ
職務ヲ廢解ス

大理ハ此詔ヲ奉ゼシ後務メテ當然ノ處置ヲ爲シ臣民一體
ニ遵奉セシメ怠忽スベカラズ

千八百八十年二月十四日 亞歷山德第二世手記ス

八〇

七月二十四日 朝野

我ト魯國ト政略ノ異同

魯國ニ虛無黨ナルモノアリ政府ヲ顛覆シ政體ヲ改革セ
ントス其黨與衆多ニシテ其勢熾盛ナリ魯政府大ニ之ヲ憂
慮シ爲ニ峻法苛律ヲ設ケ以テ之ヲ殄滅セントス而シテ國
中革命ヲ唱フル者日ニ益ス多ク魯帝ノ近侍政府ノ官吏ト
雖モ亦往々禍心ヲ包藏スル者無キニアラズ故ニ聰明ナル
皇太子ヲ初メ心有ル者ハ立憲政體ヲ立テ人民ト協和ヲセ
ント欲スト雖モ魯帝ハ銳意之ヲ芟除掃蕩スルノ策ヲ運ラ
シ少シク疑フベキ者ハ之ヲ拘シ甚シキハ一回ノ糾問ダニ
爲ズシテシベリヤニ流竄ス頃日聞ク魯帝ハ特命治安事務
司ヲ置キ嘗テ虛無黨ノ狙撃ヲ受ケタル中將メリコツフヲ
之ガ長官トシ與フルニ非常ノ大權ヲ以テシ魯西亞全國ノ
國事ヲ議スル者ヲ掃蕩セントスト嗚呼吾儕ハ海外萬里ノ
人ナリ魯帝ノ爲ス所果シテ是ガ虛無黨ノ志ス所果シテ非

カ知ラズト雖モ苟モ其黨與ノ主義ニ一モ取ルベキモノナ
クンバ國中ト唱和スル者無カルベク又政府ニ非理ナク
ンバ近臣官吏ノ二心ヲ抱ク者無キヲ信ズ然ルニ魯帝ヲシ
テ治安事務局ヲ設クルノ詔ヲ發セシムルニ至ルヲ觀レバ
亂民ノ戈ヲ倒ニシテ仁君聖主ニ抗ストナスベカラザルガ
如シ其望ム所ノ黑白ヲ分タズ漫ニ之ヲ殄滅セントスルハ
謬妄ノ甚シキモノト謂ハザルベカラズ

我日本政府ハ全國ノ風潮改進ニ傾向シ人心盡ク立憲政
體ヲ希望スルノ徵證ヲ見ルモ未ダ一ノ死ヲ以テ之ヲ爭ヒ
生ヲ賭シテソノ希望ヲ達セントスル者無キノ今日ニ於テ
百方人民ノ自由權利ヲ鞏固ニセント欲シ純然タル改進政
府ノ眞態ヲ現出スルコトナキニ非ル也例ヘバ刑法ヲ改正
シ治罪法ヲ制定シテ公布シタルガ如キ苟モ人民ノ自由自
治ヲ嫌フハ政府ナラバ決シテ之ヲ今日ニ發セザルナリ
然レドモ我政府ニシテ改進ノ大基礎ヲ建テ以テ國民ノ
最大希望ヲ満足セシムルニ非ンバ其他ノ小美事小美政ハ
亦謂フニ足ラザルナリ嘗ニ魯政府ノ上流ニ居ル能ハザル
ノミナラズ後人ヲシテ寧ロ魯政府ノ決然暴ヲ甘ンジテ動
カザルニ如カザルナリト言ハシメントス我儕ハ政府ガ速

ニ大基礎ヲ立テ其改良ノ定見確識ニ出シテ字内ニ公示セ
ンコトヲ欲スル也

八一

八月一日 朝野

魯曆二月二十日の事なりしが特命治安事務總裁コーン
ト・ロリス・メリコツフの邸はバルシヤ、モスカヤ街に在
り氏は此日午後二時公より退き來り宅に及び將に馬車を
下りて内に入らんとす時戶外に立たる一人身に黒掛を着
し突然走り來りて其握たる手銃の口を氏の腰邊に指し着
けて放發す氏俄に之を見て這斯笏を振て撃ち來ると思ひ
急に腰を一閃せしに因り辛じて兇彈を喫せざりしが其人
は已に氏を結果せりと思ひしにや一發の銃烟と共に飛ん
で門外へ走り去る氏既に其響に驚き眼を轉じて諦視すれ
ば黒衣人短銃を掲げて恰さに走るを見る即外套を脱ぎ後
に從ひて之を追ひ門外に至りし時は先に守門の小役あり
て此人を賊と見しより跳び出で渠が疾走する跟前に向て
身を滾ばし路に横はる勢に賊脚之に絆れて前に倒る門役
却て身を翻し來て賊を壓し偃せたる處なる故氏乃ち賊の
衣袖を探り兇器を奪ひ取て其關捩を毀ち一面には命じて

賊を縛せしむ此時路人騰集して觀る者堵の如し氏從容衆に告て曰く某治安の任を忝し勉て報效を圖る怨者多しと雖も幸に未だ身を傷けられず庶幾ば愈よ諸兄弟と共に力を國に盡さんと述べ畢りて乃ち去る家從等兇犯を簇擁して後ろに從ひ宅に歸る觀る者も亦跟送して門庭に充盈す少くありて家從出來り諸人に向ひ衆中に醫師ありやといふ衆皆一驚し偕は爾の主公實に受傷せられしかと問ふ曰く然らず賊の面色を見るに毒藥を服せるかと疑ふ故に急ぎ検査を乞ふのみ個の中恰さに醫師あり入て之を診察せしに全く藥氣無し氏乃ち車を馳せ參朝して此事を面奏す「諺に惡事千里に聞ゆと誠なる哉此暴舉ありしことの傳布せるは電光よりも早く一瞬息の間に彼の都の都の人士之を知らざる者無く須臾にして皇族大臣を初め諸省の顯官咸な來りて氏に故なかりしを賀す時に氏の着たるは是れ難に遭ひし時の衣服にて未だ之を換ふるに及ばず客に接したり是日着用せし軍服の外套に尾邊の左側を銃丸に掠過せられ二ウエルシヨク(我四寸五分)許り蝕裂したり又其裂口より散彈一粒を捫出せりとて來客に展示せられけるとぞ」抑も氏が此危難を免れしは眞に天幸といふべく

而して賊の大膽なるも亦甚だ惡むべし其銃口を親しく氏の腰邊に緊着して胴腹まで透れと打出せし彈丸の僅か軍服の外面を掠過せしのみなりしは氏の幸運にして賊の拙なるに非ず若し銃口をして更に毛髪も左邊にさし向けたらば氏はそれ休むべかりしなり「此賊面手猙獰風氣傲倨蓋し古教宗徒の流ならん府知事之を詢究するに其供出する所初めは姓をモロソツオフと詐稱したれども後にイツポリト・ラシポフ・ムロデツキと改稱し原と古教の宗徒なりしが今基督教に從へり云々且つ曰く今日不幸にして治安長官を殺しえざりしは終身の遺憾なり彼れ縱令我手に死せざるも自から一味同人の踵を接して出るあり明日まれ後日まれ到底我黨の殺す所となるや必せり」と右に付政府布告して曰く二月二十日一の刺客あり其手銃を放ち特命治安事務總裁メリコフを殺さんと計り即時捕へらる乃ち問官に令し上等裁判所檢事と會同し之を論究せしめしにミンスカヤ縣スルツク府の商籍にてイツポリト・ラシポフ・ムロデツキなる者に係る因て該犯を千八百七十八年八月九日に欽定せる新法に基き軍事裁判に交付す云々」二十一日午前十時五十分彼得堡府軍事裁

判所に於て問刑各員と會同して再び犯供を詢するに前と異なるし刑官は檢事の看語代言の口陳を取り齊へて處するに絞罪を以てし翌廿二日午前十一時セミヨノフスキの練兵所に於て法を正せり

八二

十月廿三日 朝野

廿一日倫敦發 魯國皇帝は皇太子をして攝政たらしめたる後リバヂヤに退かるべしとの説あり

十月廿四日 ヘラルド社説

魯國の皇太子アレキサンドル侯の攝政官に就かれしは必ず魯人の欣躍する所にて是れより久しく不幸を蒙りし魯民も平和の幸福を得るに至るべし扱又魯帝が此度政治を抛つて退去せられしは良しや一時の事にもせよ其間政治の主權は太子に附與せらるべし然れども魯帝は本年六十四歳にして身體大に疲勞せられたれば今度太子をして攝政たらしめたるは恐らく讓位の用意なるべし又魯帝がリバヂヤの宮殿に閑居さる内には必同政府に多くの改革起るべしゴルチャコフ侯の一千八百五十四年以來爲し來りたる政略も最早臨終に近づきたり想ふに侯に代りて

其職を續く者はバロユ一氏なるべし又將軍バーデュー氏の首相の位に就かるるはモスコイ府の愛國心ある政治家の皆熱心して希望する所にして良しやこれが爲澳國に妨げあるも氏の其位を占むるも亦知るべからず吾々は皇太子攝政の事より魯國と日耳曼の交際も一變するを知る夫れ斯くの如くなるを以て太子は誓つて多くの弊害を改革し遂に三四年を経ざるに魯國人民に自由の制度たる眞成の代議政體を興へらるゝや吾人一般の信じて喜ぶ所なり

八三

十月廿七日 朝野

魯國の吉報

特命治安事務司ヲ設ケテ國中ノ改革黨ヲ鎮壓セント力メシ魯國皇帝アレキサンドル二世モ社會ノ大勢ニ抗スルノ得策ニ非ザルヲ覺リ且ツ年老イ神疲レ漸ク自ラ政ヲ爲スニ倦ミ玉ヒシニヤ自由主義ナル皇太子ヲシテ攝政タラシメ將ニリバヂヤノ離宮ニ退カントス帝ハ天資英邁敢爲ノ英主ナリ其主義ノ爲ニ己レノ生命ヲ危ウスルヲ顧ミズ固ク祖宗ノ法ヲ守リテ人民ヲ制抑セントシタルモノノ如シ然ルニ一朝ニシテ身リバヂヤノ離宮ニ退キ太子ヲシ

テ政ヲ攝セシムルハ豈改進ノ大勢遂ニ天下ヲ支配スルヲ
 悟リ志ヲ政事ニ抛チ太子ヲシテ其邦人民ノ希望ニ副ハシ
 メントスルニ非ルナキヲ得ンヤ嗚呼魯國人民ノ今日ニ於
 テ自由ノ權ヲ恢復セントハ實ニ吾人ノ意想外ニ出ルモノ
 アル也首ヲ回ラシテ魯國一時ノ景狀ヲ見ヨ苟クモ疑ヘバ
 盡ク之ヲ拘引シ鐵鎖ヲ以テ之ヲ連環シ小船ノ隘室ニ積ン
 デ遠クシベリアニ流竄ス此徒他ノ囚ト異ナリ一年三百六
 旬間ニ僅ニ一二日ノ休暇アリ寸時モ其身ヲ休ズル能ハ
 ズ晝夜ノ別ナク日月ノ光無シ耳ハ只獄丁ノ叱咤ヲ聞キ目
 ハ獨リ窟中ノ暗黒ヲ視ル嫌疑者ヲ罰スル此ノ如ク至嚴ナ
 ルニ拘ハラズ魯帝行幸ノ途次ニ於テ動モスレバ大逆ヲ謀
 ル者アリ而シテ一人誅ニ伏スレバ益々黨與ノ結合ヲ鞏固
 ニシ一策發覺スレバ秘密ノ方法ヲ案出ス或ハ書ヲ以テ脅
 嚇シ或ハ言ヲ流シテ騷擾セシメ終ニ魯帝ノ机上ニ生命ヲ
 乞フノ文ヲ置キ又ハ大將ニ扮シテ玉體ニ近ヅカントス然
 モ帝ノ自若トシテ動カザリシハ世人ノ實ニ驚絶セシ所ナ
 リ然ルニ今ハ閑居ノ計ニ出テ嘗テ敵視セシ皇太子ヲ攝政
 タラシム是魯國人民ノ大幸ナルノミナラズ亦帝ノ大幸ト
 謂フベキナリ而シテ此幸福ヲ生出シタル所以ノモノ實ニ

魯帝ガ英明ナル威力ノ終ニ自由ヲ壓迫スル能ハザルヲ明
 知シ玉ヒシニ因ルニ非ズヤ夫レ此ノ如クニシテ始メテ魯
 帝陛下ガ身體ヲ安全ニスベク羅馬ノ家ノ堅固ヲ百世ニ
 傳フルヲ得ベク嘗テ弑虐ヲ試ミタル兇暴ノ虛無黨ト雖モ
 亦皇帝皇太子ノ爲ニ萬歳ヲ唱ヘテ帝家ノ忠臣トナルニ至
 ルベキハ敢テ疑ヲ容レザル所ナリ抑モ一怒ニシテ土耳其
 ヲ蹂躪セシ魯帝ヲシテ遂ニ社會ノ風潮ニ背馳シテ其政略
 ヲ遂グル能ハザラシム以テ道理ノ勢力ハ堅艦利銃ニ過グ
 ル者アルヲ徵スベキナリ魯國ノ吉報ハ何ゾ一大影響ヲ東
 國ニ及ボサマルヲ知ランヤ

八四

十一月十二日 朝野

ダイナマイト(火薬の一種)の陰謀

倫敦及北西線と號する英國鐵道線路へ「ダイナマイト」
 を仕組み列車を破壊せんと企てたる者あるより警吏は爾
 後數日間其陰謀人を探り求めしかど功無かりき尤疑ひの
 かりし者數人ありしに付密に之を糺せし處皆其罪なき
 事明白となれり陰謀の始末に關し終に知らるる所は左の
 如し

八五

十二月廿五日 朝野

魯西亞都府の實況

魯國の一月一日は我一月十三日にて此比寒氣最も甚し
 とす日も短かき極度なり日の出る九時五分にして日の没
 する二時五十二分實に夜の長きに堪へがたし斯くの如き
 こと殆んど二ヶ月間續く十一月二十二三四月の間は人々
 馬車を用ひず橇を用ふ其故は道路全く凍り其上に積雪堆
 を爲せば車を挽く馬の苦しむこと甚しき故なり又冬日を
 以て田舎より夏間收穫せし五穀等を都府へ持越す事の多
 きは即ち橇車の便あればなり寒氣の點は零下十三度に至
 れば府中處々に焚火を爲す是巡查又は下賤の者に暖を取
 らしむるが爲とて政府より施しになすなり橇車の馬は一
 走し爲に疲汗したる後往來に客待する間も毛茸皆氷結し
 て白鼠の如く實地之を見ぬ間は余も虚談かと疑ひしに一
 見して始めて其虚ならざるを知れり又斯く寒氣甚き時は
 公園の樹梢氷結して宛も白梅花の如く此際堆雪は旭日に
 映じ四邊市中の高樓に突出せるイサークの金塔は之に反
 射して其光煌々たり又眼を地上に轉ずれば白綿を途上に

一日早朝鐵道線路の傍に土を入れたる怪しき包のあり
 しに付其土を分析して見ればダイナマイトの混和してあ
 るを知れり何故に此恐るべき爆薬が發せざりしやと考ふ
 るに彼の包みに附し置きたる三ヶの管あり其中に火薬を
 詰め且雷管を附し車輪之を壓すれば忽ち火を發し爆發す
 る仕掛なりしに幸にして列車の尖端彼の管を跳ねとばし
 ダイナマイトの管包と離れなくなりし故害を爲さざり
 しとなり官衙は此事件を糺し鐵道會社は犯人を告ぐる者
 には一百磅を與ふべしといへり一説に據れば此陰謀は現
 に倫敦に滯留せる魯皇族コンスタンチン親王が汽車にて
 グラスゴーへ到らるるを害せんが爲めなりしが此企を親
 王に告る者ありて行を見合せられしといふ曾て魯國モス
 コーに於て魯帝を害せんとせし主謀人なりと疑はれ英國
 へ逃れて生活するハルトマン氏は書を新聞に送りて曰ふ
 魯國の社會黨は此事件に關係する事なし且今後とても我
 我黨與を善遇する邦國に向つて必ず右様の惡事を爲さざ
 るべし又曰くコンスタン親王は魯國に於て政事上の權力
 なき人なれば縱令ひ魯國境内なりとも此親王に害心ある
 者はあらざるべしと

敷くに彷彿たり雀や鳩は饑に苦しみ人家の窓下に集り穀類を小窓より投ぐるを待つ此地宗旨上鳩を殺すを好まざる故夥しく居れり人道は雇奴が雇なる帽を戴き長靴を穿き手には鋤の様なるものの幅稍廣きを携へ積雪を鋤却し下賤の婦女は頭より臑に白手拭の如きものを蒙り又小官吏店勤めの書記らしき者は獣皮の帽を戴き襟を立てて頸を纏ひ往來す橇車の馭者は路傍に地を占めて異帽を蒙り熊皮の古びたるを覆ひ手套の大なるを穿ちて客を待つ(一一、一六)

前にも謂ふ如く雪は銀界を現出し寒風は面を撲て裂くが如くなるに市街往來する都人は常に異ならず今試に橇の製作を述べんに其物たる宛も支那人の靴の如き形なれども前端更に曲りて且つ車輪に換ふるに左右には鐵製の四角棒の如きものを縦に列ね其上に箱の様なる腰掛を載す殆ど輪なき人力車と一般にして其の箱中に兩足を置く此中に橇を著へ兩足を冷さざる爲とす其前に馭者の座を設く一日冬天にネラスラーの大街を歩行し見るに一路銀界にして只眼を遮る者は親王宮殿等の壯大なるもの又は禮拜堂上の金塔の如き家屋の塗色或は赤く或は黄なる平

婦人なり婦人は一般に男子程防寒の衣を蒙らず而して貴人は駛橇に投じて此大街を走せ刺撃さるるが如き空気を吸て快と呼ぶ蓋し室内の温度は自然の者ならざるによる故又寒天の間には都府にトロイカと稱する尋常の橇と異なるものあり三馬以上にて之を牽き四人を載す但し二客相對す譬へば三馬の之れを牽く一馬中央に立ち左右の二馬一は首を右に曲げ一馬は左に曲ぐ而して行進するの形恰も扇面を半開せしに似たり馬首に鈴を附するは往來人の怪我あるを戒め且つ選んで馭者の巧なるものを使用すと其故は平常の橇を馭するより難きを以てなり此のトロイカは都人雪中寒夜を侵し府外小島嶼に逍遙するの用に多く供するものにてその便を言はば我國雲見船と一般なり此の遊行は尋常夜十時頃より府を發する風習にして遊客中上等に位する者は親戚朋友と共に楽しむものもあれども又放蕩の少年輩は解語の花を携へるものあり我が東京の雪見船に比すべし而して島中に至れば割烹店ありて旅客會集し音楽を聴き傍ら酒を呼ぶ者あれば食終りて茶を喫する者あり而して各其快を盡したる後曉天二三時頃家に歸ると言ふ

日は余輩の眼を樂しましむるなき景色も雪時に際しては爲に却て彩色を増し風景の幾分を助くるが如し又道を轉じて尼波河畔を歩すれば夏秋の候此大河を通航する小船が遊客を載せて東に浜るものあり商荷を積で北に下るあり河幅の大なるも其の行走の爲めに炭烟四邊を蔽ひ烟霧眼を遮りたる光景は龍動テームス河と比するも或は不當ならずとす然るに木葉盡く脱し府中銀界を畫き出せし後北風河上を度り寒威凜烈なるに際しては大河全く氷結し白雪其の表面を覆ひ兩岸より之を望めば氷結されたる小舶の帆檣は葉を脱したる樹木の疎立するものの如く又河上材木の樹てる處は氷を穿ちて穴を造り水を汲取するの場所たるを示し松葉を立つるは都人往來するも怪我なきことを證するの道なり(一一、一九)

府中第一街たる夫のネウスキーは午後二時の頃貴賤老若寒さを侵して往來し手に買物を携へて駛走し家を指して行く者あり斯く寒度甚き時は人々戶外に出でぬならんと吾輩は思ふなれど却つて然らず北風三寒の時を奇貨とし男子は獣皮を以て製したる上衣を蒙り頭にも亦獣皮の帽を戴き散歩する者陸續として出づ中にも怪しむ可きは

明治十四年二月二十一日 曙

讀魯國少女糾問之記

魯國ノ少女サシユリツチノ警察ノ太ダ慘酷ニシテ滿天下無情ノ人民ヲ殘虐スルヲ慨嘆シ其長官タルトレボフ公ヲ射撃シ爲ニ重傷ヲ負ハシメ森嚴ナル法廷ニ糾問セラレ將ニ大辟ノ判決ヲ受ケントスルニ當リ亞歷德路法氏ガ悲痛慘憺ノ辯ヲ奮フテ少女ノ辯護ヲ試ミタルガ爲メニ十二名ノ陪審官ハ無罪ノ判決ヲ與ヘ遂ニ法律ノ問ハザル所トナリシヲ警察官ハ尙モ憲兵ヲ馳セテ捕縛セントスルニ至リ少女ハ僅ニ身ヲ以テ英國ニ逃ルルヲ得タリ

吾輩ハ少女ノ烈ニ感ズルヨリハ寧ロ警察ノ酷ナルニ愕カザルヲ得ズカノトレボフ公ガ勃高查勃法ヲ遇スルノ殘忍ナルヤ國ヲ同ウセザル吾輩日本人ト雖モ之ヲ聞テ殆ンド滿身栗立ヲ覺エザルニ至レリ況ンヤ冤ヲ囹圄ニ含ミテ其不幸ヲ共ニシ同情相憐ム者ニ於テヤ彼少女ニ取テハ一身ノ上ヨリ考フルモ普通ノ人情ニテハ俱ニ天ヲ戴クベカラザル者アリ況ンヤ魯國ノ爲ニハ彼ノ大警視ヲ除カザルベカラザルノ感覺ヲ生ジタルニ於テヤ形ニ於テハ少

女ノ分際トシテ魯帝陛下ノ信任セル高官ヲ傷ケタルニ相違ナシト雖モ精神ニ於テハ愛國ノ情其心頭ニ汪溢シ自家ノ生命ヲ犠牲ニ供シ織奸タル女子ヲ以テ乳虎ニ異ナラザル一大丈夫ヲ斃サントスルノ美志ヲ實行セルニ外ナラザルヲ知ルベキナリ法律ハ固ヨリ美行ヲ刑罰スルノ具ニ非ズ是レ大檢事某ガ糾問ノ爲ニ勃然憤怒ノ色アリシモ憐愍タル辯護ヲ聞クニ及ンデ覺エズ憐恤ノ意ヲ生ジ十二名ノ陪審官モ亦無罪ノ判決ヲ與ヘタル所以ナラズヤ吾輩ハ專制魯國ノ法廷ニ力アルヲ知リタルハ今日ヲ以テ初トナス吾輩ハ我國ノ制度ハ未ダ魯國ニダモ及バザルニ忸怩タラザルヲ得ザルナリ

邦國ノ危殆ナルハ烈女ノ現ハルル時ヨリ甚シキハナシヂヤンダークノ起ツヤ英王ノ攻撃ニ遭フテ其滅亡且タニ迫レルノ秋ナリコルデルノ出ルヤ革命黨ハ殺戮ヲ逞ウシ流血杵ヲ漂ハスニ至リ人民ノ幸福ハ九淵ノ下ニ沈ミテマタ名狀スベカラザル亂世ニ臨ミタルノ日ナリ婦人ハ男子ニ比スレバ柔順ノ心厚ク抵抗ノ情薄ク劍光砲烟ノ間ニ奔走スルガ如キハ固ヨリ其本性ニ非レバ拳銃ヲ懷ニシ大警視ヲ打タント決心セシムルニ至ルハ非常ノ原因アルニ

非レバ克ハザル所ナリ亞歷山德路法ガ一身ノ禍福ヲ顧ミズシテサシユリツテ辯護シアダムガ生命ヲ抛テテコルデノ爲ニ辯護書ヲ撰ミタルガ如キ婦人ノ義勇ニ感動シテ丈夫ノ體面ヲ失スベカラズト奮發シタル者ニアラズヤ警察ハ人ノ惡業ヲ豫防スルノ具ナリ察々ノ明アル者ヨリハ寧ロ慈善ノ徳アル者ヲシテ任ニ當ラシメザルベカラズ然ルニ魯國政府ハ人ノ罪惡ヲ織成シ人ノ善行ヲ滅却スルガ如キ人ヲシテ警察長官ノ位地ニ立タシメ以テソノ專制帝政ヲナスノ爪牙トナス太甚シキ誤謬ナリト云ハザルベカラズ彼ノ法官及陪審官ノ無罪ナリト認メタル者ヲ再ビ逮捕セントスルニ至リタルハ嫉妬猜疑ノ極點ナリト云ハザルベカラズ佛帝ナポレオン三世ノ警察政府モ其峻烈殘忍ハ魯國ニ及バザルヤ遠矣魯國政府ハ此ノ如キ警察ヲ以テ寶祚ヲ擁護スルノ金城ナリト思ヒ國安ヲ保護スルノ湯池ナリト信ズルガ如シ同盟國民タル吾人ヲシテ或ハ激烈ナル革命ヲ早晚ニ免カルベカラザルヲ思ハシムルモ故ナキニ非ザルヲ知ルベシ

忌スルニ出ルニ非ズ蓋シ大望ノ存スルアルニ由ル其大目的ハ公斯坦丁堡ニ蟠居シテ宇内ヲ睥睨スルニ在リ而シテ此大業ヲ創ムルニハ非常ノ權力ナカルベカラズ此權力ヲ養成スルニハ專制政治ニ依ラザルベカラズ此政治ヲ斷行スルニハ嚴重ナル警察ヲ以テセザルベカラズ此大望アル間ハ魯國ノ政略ハ到底改良スベカラザルベキカサレドモ世界ノ強國ハ獨リ魯ノミニ非ズ普佛英米皆是ナリ豈坐シテ其跋扈ヲ視ルモノナランヤ

二月二十五日

虛無黨論(高須鐵鋒) 曙

虛無黨ノ日ニ蔓延スルハ魯國政府ノ常ニ憂慮スル所其慘毒ヲ社會ニ流スハ吾人ノ尤恐ルル所ナリ然レドモ黨中ニハ國ヲ愛シ世ヲ憂フル慷慨ノ士アリ才識ニ富ミ世故ニ老練セル政治家アリ博識明達ノ學者アリ之ヲ自餘ノ人民ニ比スレバ却テ智徳ノ多量ヲ占ムルガ如シ而シテ各一ノ主義ノ下ニ現今政治ノ組織ヲ一變シテ自己ガ希望セル政體トスルヲ目的トス虚無黨ハ世ノ擾亂ニ乘ジテ奸雄ノ爲ニ煽動セラレテ暴力ニ蜂起スル烏合ノ衆ニ非ズ豪農富商

過激黨の消息と其反響

ノ貨財ヲ掠奪シテ己レ一身ノ歡樂ヲ買テ満足スルガ如キ山賊野盜ニモ非ズ彼等ハ久シク武斷專制ノ羈下ニ雌伏シテ其培克(原ノママ)ニ疲レ其聚斂ニ苦ミテ自由ヲ愛慕スルノ赤心ハ變ジテ政府ヲ怨望スルノ熱情トナリ氣類ノ召ス所相集ツテ黨與ヲナセルナリ虚無黨ハ一個ノ革命黨ナリ之ヲ魯國政府ノ反民魯帝陛下ノ逆徒トナスモ未ダ以テ人類ノ殘賊社會ノ罪人ト名ケベカラズ

然レドモ魯國政府ハ袖手傍觀シテ止ムベカラズ講武練兵專ラ暴威ヲ振フテ之ヲ恐嚇センカ然レドモ彼等ハ兵力武威ニ恐レテ其結合ヲ解クガ如キ烏合ノ衆ニ非ズシテ身命ヲ犠牲ニスルモ目的ヲ達セザレバ止マザルノ熱心アリ峻法嚴律盡ク之ヲ網羅シ以テ遺才無キヲ期センカ然レドモ彼等ハ法度ノ範圍外ニ出沒シテ益々勢力ヲ逞ウスルノミナラズ之ガ爲ニ却テ人心ヲ激昂シ益々政府ヲ怨望セシムルノ憂ヒアリ虚無黨ノ禍ヲ避クルニハ輿論ノ勢力ヲ以テ之ニ當ルノ他無カルベキ也

看ヨ彼ノ英米ノ如キ古ヘ專制政治ノ時代ニ在テハ屢革命ノ慘禍ヲ蒙リタルモ乾坤一變シテ人民已ニ自由ノ大氣ニ游泳スルニ至リテハ復タ昔日ノ慘憺ナル激變ヲ看ザル

ニ非ズヤ輿論ハ人心ノ憤激ヲ制止スルノ動力ニシテ國會ハ之ヲ運用スルノ機關ナリ魯國政府ニシテ國會ヲ開設シ憲法ヲ確定シテ自由ノ空氣ヲ流通セシメバ虛無黨ノ如キハ趾ヲ社會ニ斷タンコト智者ヲ俟タズシテ知ルベキ也然ルニ魯國政府ハ策茲ニ出デズ專ラ法律ヲ以テ之ヲ網羅シ武力ヲ以テ之ヲ撲滅セントスコレ何ゾ薪ヲ抱イテ烈火ヲ救フニ異ナランヤ

今魯國ノ現状ヲ見ヨ數千ノ探偵秘密ヲ放チテ虛無黨ヲ搜索シ男女ヲ問ハズ貴賤ヲ別タズ苟モ其嫌疑ニ該ル者アレバ之ヲ逮捕シテ少シモ寬假セズ此囚徒ニ對スル禽獸ニ異ナラズ其刑罰ノ殘酷ナル實ニ斷腸ニ堪ヘザルモノアリ而モ虛無黨ハ法律ニ恐レズ誅殺ニ懲リズ草莽ノ間ニ潛匿シテ勢力日ニ加ハハラントス今後虛無黨ノ盛衰ヲ睹スルハ魯國ノ政略如何ニ在ルノミ

二月二十六日 曙

魯帝の詔勅

帝國東南諸縣穀物不實の凶年に遭ひ人民の困窮を救はんため來る千八百八十一年一月より内國鹽稅を廢し且つ

輸入鹽稅を減少し以て朕が人民を深愛するの新證を表す該件に就き將來の處分及び鹽稅を除きたるより生ずる歲入不足を補ふ爲め他の收稅を適宜加重するの權を大藏卿に付與す朕以爲へらく内國鹽稅を廢し輸入鹽稅を減少するは只貧人の困苦を輕減するのみならず亦牧畜を繁くし農産を殖し漁業をして益々他日に盛ならしめ製造をして漸く將來に盛んならしむるものなり

天帝は朕の此の詔旨を保全し朕の臣民に該詔施仁の後ち朕が冀望するの好結果を賜ふならん

聖比德堡

千八百八十年十一月二十三日

亞歷山德

四月二十七日 曙

魯國皇帝の本葬式を本日施行せられたり(三月二十七日聖彼得堡發) (註 三月一日に暗殺せられしなり)

博士マルチンス氏ハ「ゴロス」紙上ニ於テ萬國協力シテ兇徒ヲ勦除スベキコトヲ論辯シ魯國ノ如キモ若シ其國ヲ封鎖シテ日内瓦、巴里、倫敦等ニ在テ逆謀ヲ運ラス者ヲ

拒絕スルヲ得バ其國內虛無黨ノ難ヲ定ムルハ容易ナルベシト明言シタリ蓋シ日内瓦ニ於テ魯國ノ移民ガ暗殺等ノ逆謀ヲ運ラス巢窟アルハ各人ノ知ル所ナリ

又魯國守舊黨ノ新聞ハ瑞西ニ報ユルガ爲同國ト絶チ魯國內ヨリ悉ク瑞西人ヲ驅逐シソノ輸入品ニ保護稅ヲ課シ日耳曼ヲ煽動シ瑞西ヲ併合セシムベキコトヲ德憑シタリ(三月二十三日聖彼得堡電)

五月三日 曙

社會黨新聞ノ記者ハ露國公使ノ請求ニ因テ捕縛セラレタリ而シテ露國ヲ讒譏シタルヲ以テ告訴セラレベシ(三月二十日コッペンハーゲン電)

五月十四日 曙

六名ノ國事犯人ハ本月ノ末ニ軍事裁判所ニテ絞彈セラレントス不法ノ集會ヲナシタルガ爲ニ書生ノ放謫セラレタル者一年間ニ百四十人アリ(四月十八日莫斯科發)

五月二十四日 曙

亞歷山二世帝在世中露西亞之實況

魯國の新聞紙は專壓のために政府を裨益する克はず而して定時刊行に係る者は凡そ六百種を下らず聖彼得堡又は莫斯科にて檢稿官の許可を経ざる新聞紙ありて刑罰に處せられ罰金を課せられる者少からず是れ記者を保護すべき明亮なる新聞條例なきに原由する所にして淡淡無色の雜誌と雖も法網に罹る者毎年殆んど六十名に達すと云ふ秀逸なる記者にして先帝の治世に捕縛禁獄罰金流竄を免るる者なかりき故に我邦有文の士は西卑利亞の砂漠或は曠山に僅に餘生を保つといふに不可なきに似たり又虛無黨は其の主義の爲には百事を抛ち生命をも犠牲に供すべき勢にて露帝二百萬の兵をも更に意とせず其諸仇敵を仆さんとし數百人の生命を失ひたれども稍やその目的を達せるに似たり而して生死在天と深く自ら信ぜり足下は斯る人民を如何すべきと思はるか學識あるの士も竊に虛無黨と戮力し其主義たる立憲王政を建てんが爲め專制帝政を一碎せんことを望むも亦足下の知らざるべからざる所なり(脫)

五月二十五日 日日

虚無黨ジュース人種を説く 其宗旨人種の異なるが爲にジュース人種は露國に於て再三再四殘虐の處置に遭ひたるより朝夕悲歎の涙に沈み居けるを奇貨として彼の虚無黨の惡徒は頻りに之を語り虚無黨の企謀を助けて共に厄を免るるの策を爲すべしと勸むるよし虚無黨が今究して遂に此策に出るに至りたるは蓋し其運命の極りたる所なり

六月一日 日日

魯國の爲めに尤憂ふべきは虚無黨の毒主義が大學々生中に蔓延したることにて既に大學卒業生にて虚無黨と共に大逆を企て捕に就き刑に處せられたりし者數ふるに暇あらず又もや此度露國南部キーフ府にて大學生徒の虐謀に與みして捕に就きしもの一百名其中にはテスチエウエソコ將軍の息子も交り居り共に縲紲の辱を被りたりといふ無知無謀の輩が姦賊の煽動に遭ひて雷同するは兎もあれ多年盤雪の勞を積み哲學法理を明らかにし古今成敗の跡を鑑み滿腔に經綸の才を貯へ得たるものにして斯かる

惡徒に與みするは實に嘆かはしきことにこそ

又虐徒の勢威益す熾んにして法律もこれを制するの效なければ勤王無二の輩並に事理に通じ秩序を重んじ眞正の開進を愛するの士は相共に謀りて祕密神聖會といふを設立し暗殺の惡策を除くの外百計千謀虚無黨の撲滅に従事せんと誓ひて専ら其會員募集に着手せらるるよし其重なる人々は聖彼得堡にてはラジマル、アレキシスの兩親王シニウワロツフ侯ダシコツフ侯テミドフ氏サンドナト親王イグナチーフ侯ジュエ種のグンツブルク侯モスコ1府にてはカタコフフ、アクサコフフの二氏を初めとして憂國の輩其名を知られたる者の數は數ふべからずといふ實に魯國の爲には賀すべき事ながら祕密の二字だけは廢棄せられたきことなり正々堂々の法に依て邪道を撲滅するに何の難きことかこれあらん

六月二十二日 繪入自由

魯國內務卿布告

露曆三月十六日(我三十日)左の通勅あり内務卿之を布告す

先帝以來政府を顛覆せんとの兇徒の企圖する惡計踵て起り其極終に三月一日の凶變を發し人心恟々全露西亞國をして恐怖の淵に沈淪せしめたるを以て今後此兇徒の暴發を未前に防遏し以て輦下をして大逆の觀場たるの汚名を蒙らざらしめ併せて府民の安寧を計らんとすため皇帝陛下は左の非常の方策を准可せられたり

第一條 全府人民の選舉せし者を以て臨時議會を組織し府知事の顧問となし之を贊助せしむ府長は此會議に參席する權あり

第二條 府知事は公衆の安寧に關し緊要と思考する處分を該會に諮詢すべし

第三條 議會に於て多數の賛成を得たる各般の處分は直ちに其效力を有し府知事之を施行し緊要の場合に於ては内務卿を経て皇帝の親裁を仰ぐべし(脱)

八月八日 日日

虚無黨の再發(脱)

斯くて聖土彼得堡にて人々の私語する所を聞くに此頃皇帝陛下は其常に信任し玉ひたるイグナチーフ將軍と對

談あらせられたる折是迄國家の危急と思ひたりし虚無黨も最はや湮滅に歸すべしとて將軍より萬歳を祝し奉りければ陛下も殊の外御満足に思召されたるよしにて猶後來の事どもを議せられんとしたる時突然人あり奏上すべき事ありとて只今軍律施行官ストリールニコッフは兇徒の毒手に斃されたりと陳じ申したりしかば陛下は本より將軍も殆んど夢の醒めたる心地せられて暫しは御言葉も無かりしとぞ

抑もこのストリールニコッフと云へる人は是まで政府に仕へて功最とも多く數しば反逆の企てを發見し暴徒を捕縛して大に虚無黨の勢力を碎くに至りたりき今回既に陛下の暫し喜ばせたまひたるも其實は皆ストリールニコッフの奏上したるに依れるなり然るに今や最早恐るるに足らずと空頼めしたる甲斐もなく遂に虚無黨の手に罹りて長逝せり茲に當時の事情を述べんに兇徒は初めより深く注意して事を謀りたるものと見へ豫じめ共謀者と謀を通じ合圖あらば直ちに出席で暗殺の助を爲すべしと約し愈よ事を行ふの前には少しも往來人を怪しましめたることなく心の儘に暗殺を遂げたる後は群集の人に紛れて

一時其場を逃げ失せたり扱其共謀人は本と政府の信任したる官吏にて常に祕密警察の事を司りたる由なるが是より前私に虚無黨と機密を通じて大に謀る所ありたりとぞ斯くてストリールニコフ氏によく其職を務め大に虚無黨に不利なるを憂へ如何にもして氏を失はんものと思ひける折幸に暗殺を謀る者ありとの事を聞き急ぎ之れに與みして今回の逆事に及びたるなりとぞ今此人の捕縛せられてより追々發覺する者多く果ては曩に先帝を害し奉りし黨類をも探り得るに至れり露京の諸官吏も今回變事の報を得るや誰か一人として驚愕せざるべき恰かも天上より遽に雷の落たるに遭ひたる如く魂魄も消へ失せなん許りの次第なりき或は今度の企の密にして又兇徒の能く決心して事を遂げたるを見て思へらく此は蓋し露國政府に於て是迄餘りに法を嚴にし刑を重くして犯人を苛酷に處せられたるの致す所なるべしなどといふものもあれど果して如何にや

又地方の農夫は近頃不穩の模様ありて動もすれば蜂起して官吏に抵抗せんとするもの如く是迄は善く恭順の聞へ高く又善く官吏の説諭を辨知して毫も政府の命に違

の空氣からは脱せられずに、文章の中へ（オットドッコイ）を使はれたのを面白いと思ふとともに、この「屁學先生」が何處かに居るだらうと、蚤捕り眼で探しはじめた。

私のノートを取りはじめたのは大正十四年の十一月からである。組織立つた頭を持たぬので、抄録する場合に、目茶苦茶にやつて、しかも草書で蠅の頭のやうな字を並べたから、あとで分類するのに馬鹿を見た。見兼ねて手傳はうといふ人があつたけれど、私のノートはどんなに馴れた人でも讀めない。殊に月日を忘れたり、名を落したりして二重の手敷を拂はねばならず、屁學先生も一旦見つけたが、また踪跡を失つた。辱知といふ言葉は、本来自分で使ふべきでは無いに、それを知つてか知らでか、立派な人まで使ふのは怪しからぬと青筋立てて書いてあつたので、春濤翁が冷かしたのらしい。それ以來、注意して廣告面を見た。

はじめは「報告」とばかりあつて、明治十一年七月二日ビール會社の宣傳にはじめて廣告の二字が使つてあつ

背せんと思ふ者も無しと世間に言ひ傳へたる質朴の人民まで稍や不法の舉動にも至らんとするの徴あり此は必ず彼の兇徒等が甘言もて煽動したるに相違なしなどいふ者もある由なるが或は左もあらんか若し斯く天下の農擧て今日政府の政體を顛覆せんと斷然志を決して奮起するに至る時は是れぞ由々しき大事にして露國政府は一刻も其政權を維持すること難かるべし

廣告二十七題

明治十年頃までの新聞廣告には、二號活字を一つも使はず、ベタ一面五號で、名まで小さいから誰にも氣がつかれずにしまふ恐れがあつた。

私は最初何の氣なしに見て行つて、森春濤翁の

近火に付辱知の（オットドッコイ）御知己の皆さんより御尋問下され難有仕合

とある廣告を、見つけた。先生ほどの人ですらも、當時

た。が一般には十三年ごろまで報告としか書かず、十五年十六年ごろやうやく報告の行方を見なくなつた。

死亡廣告に黒輪郭を使つたのは、十二年一月一日、若山某の名にはじめて見える。其次の犬養毅が弟の死を告げた文には無かつた。

十四年かにお雇教師ジュブスケの死亡廣告に細い黒わくが附いてゐた。

廣告で、一番感じのよい印刷した字づらの美術的に出てるのは、明治八年の報知新聞に出た郵便貯金を一般世間の人にすゝめた驛遞局のそれである。紙のなめこいせるもあつたらうけれど、實に見事な印刷である。其頃の報知は今の半頁大で、二頁しか無かつた。

岸田吟香の精錡水は早くから廣告され、時々銅版の美事な繪が入つてゐた。五十錢銀貨大の船の繪など、今はあの印刷が出来るかどうか。尤日本人を畫いて刷つた版畫は劣悪見るに忍びぬ。

廣告料金は明治壬申（五年）の「新聞雜誌」に

一切賣買ノ弘メオ望ニヨツテ出版スル事件

諸家妙藥大取次

一ホント 價金世

雞肉罐詰并竹皮包之圖

竹皮包生雞肉
百目金二十錢
五百目金拾錢

一ホント 價金世

半ホント 價金拾八錢

告廣店開の舖藥門衛左作內山町室橋本日 (上)
結罐肉鷄の郎太市岡鶴町石新通田神 (下) 告廣開新野朝

御大小拵附并小道具
賣買仕來
候處先般
御磨刀以
來西洋御

官懷中 浦田元良謹製
許良劑 麝香金華圓
東京室町三丁目元賣
甲州屋守兵衛

簿記用インキ廣告

隆邊渡町路波田神 (下) 園藥金香麝の衛兵宇木能久屋州甲
キニ用記簿の (上) 劍刀の藏力澤吉屋東通前藏御 (左) 告廣開新野朝

一 田地山林家屋舟車等ノ賣買貸借 一新發明巧器
 及書籍等ノ賣買 一 產物器具食品藥劑等ノ賣買
 一金銀其他ノ貸借等 一 諸船ノ入港出帆積荷ノ物
 件等 一 失物尋物等 一 店ビラキ新規賣出等ノ
 引札觀セ物集會等ノ引札
 右等何レモ一行二十三字一度出版價三匁宛同事件二
 度分ハ五匁五分ニテ御引受致候

とあり。同じ年の茨城新報には「一行二十字一度分二匁五分四度分八匁五分二度分ハ二十七匁ヲ定價トス」とあるから、凡そはわかる。

明治十年ぐらゐになると、どこにも書いてない。やうやく十二年二月

報知料 一行明朝五號活字二十五字 東京日日
 行一日分八錢

一、むつかしいのとやさしいのと

慶應四年の中外新聞に、ミシン機械の取扱方を教へる

といふ廣告が出た。これは嘗て時事新報によつて紹介されたから除く。

心得の有る人に書いて貰つたのだらうけれど、油屋の廣告に、

風俗ノ變化ハ世ノ勢運ニ準ゼリ我邦上古ハ總テ被髮ナリシガ中朝以來漢土ノ制ニ倣ヒ東髮長袖ノ風ニ變ゼリ今時ノ半髮ハ何時ヨリ始マルヲ不知要スルニ鄙野ノ風俗ニシテ因習ノ久シキ衆人以テ好風トナセリ今ヤ西洋ノ文物盛ニ行ハレ半髮ヲ厭ヒテ因循ト笑ヒ被髮ヲ悦ンデ開化ト稱シ髮ヲ剪ル者日々益多シ吾輩從來所製ノ香油ハ頗ル因循ニ似タリ依テ此回「佛」製ニ基ヅキ一種ノ開化香油ヲ造製シ海内諸君ノ用ニ供ス願クバ之ヲ頭髮ニ用ヒテ開化頭ノ光輝ヲ増シ永ク愛顧ノ評ヲ賜フヲ得バ幸甚ナラン 神田雉子町 阿羅目屋善助 (壬申春)

本文の記事よりもむつかしいから驚く。

さうかと思ふと、

ウリハシメノヒヨリサンニチノアヒダケイブツ
 サシイタシマスル
 マラシアゲマスル、トナリマチノスダチャウニ、オ
 キマシタル、デミセヲ、コンド、ゴヒイキサマガタ
 ノ、オススメニヨリテ、サノトコロニ、タナガヘイ
 タシ、コレマデヨリ、シナモノヲ、ヒトキハ、ギン
 ミイタシ、ナルダケ、オホヤスウリニ、ネダン、ア
 ヒハタラキ、ハクライ、メイシユルキ、イツパン、
 ミヤウ一五ニチヨリ、ウリハシメマスルニツキ、ミ
 ナミナサマ、アヒカハラズ、オンニギニギシク、オ
 シイリノホド、アサヒヤケ、イツトウ、ネガヒアゲ
 マスル
 ウヘノ、イケノハタ、ナカチャウジウバンチ
 フミツキ一四ニチ アサヒヤダイ二デミセ
 ミギゴヒロウイタシマスル、アサヒヤホンダナ
 メデタシ、メデタシ (十年?)

がある。假名の會の宣傳になりさうな廣告だが、仲町十番地の十をジウと書いたのだけをかしい。前に一五ニチとあり、次に一四ニチとあるのだから。
 むつかしくてもいけず、やさしくても効能があるとはいへず、むつかしいのは廣告だ。

二、醫者巡禮

治療ヲ請求スルノ廣告

敦賀縣下越前國南條郡武生町住士族藤田六郎儀(滿六年)昨七年三月二十八日不圖發熱致シ九時頃ニ及ンデ病稍治ルト雖モ追々發熱甚シク醫師爲ニ種々ノ療養ヲ盡サレ此上ハ「キナエン」ヲ服サスルノ外術ナシト仍テ早ク之ヲ服用セシメシニ病ハ癒ユルガ如シト雖モ爾後漸クニ耳聽ユルナク口言フ能ハザルニ至レリ殆ンド啞ト一般ニシテ其九月頃マデハ耳微シク聞エルモ十月ニ至リテハ全ク不通ト相成リ其後ハ一月ニ一ト言ニタ月ニ一ト口「イヤダ」「イタイ」杯ト言出ヅルノミ實ニ豚兒ト申ス可キ愕然ノ體ニ有之候該

兒發病前ニハ單語五音ノ復讀位ハ致シ居リシニ俄然
斯ル癡疾ニ至リ父母縁類一同悲歎痛心罷在候爾來縣
下諸醫員ノ治療ヲ受クルモ更ニ其驗ナク今回兒ヲ携
ヘテ上京致シ廣ク四方仁慈ノ君子ニ懇願冀クハ該症
ノ如キモ若シ治スベキノ良法アラバ何卒御救ヒ下サ
レ度藥法ナリ其手引ナリ委曲御報知ヲ惠ミ玉ハラシ
事ヲ乞フ

東京第五大區四小區神田末廣町三十一番地丹尾醇平
(明治九年八月十九日)

愛兒の病ひを天下に訴へて醫藥を求めた文である。人
事を盡して天命を俟つ、其人事の有らん限りを盡さうと
したのであらう。

何といふ病氣か知らぬけれど、素人にも腦の疾患から
來た不治の症だといふことは分る。

天下に癡人は多い。私も其一人である。少年の頃は何
度死なうとしたか知れない。醫師に見せようとしなかつ
たのは言ふまでもなく、藥も吐き出してしまつて、人知
れず死期を早めようとした。けれど母の愛はいつも私を

負かして、生きがひもないと思つた命を今なほ有つてゐ
る。

私事を語ることを許して戴きたい。

私の手元に今T組の經理部長I氏の息が預けられてゐ
る。末梢神經痲痺を煩つて、言語の晦澁なのはまだしも
聞き分けられるけれど、字は一寸位の大きさでないと思
はず、詩も作り歌も作つて、同人雜誌の編輯にもたづさ
はつてゐるが、嚴君や友達に手紙を出すには、私か家内
かに上書を書いて貰つてゐる。

I氏には四人ばかりの子女が有るけれど、私に預けて
ゐるKが始終心に離れず、「金が残つたら、國へ歸つて、
Kの相手でもして終らうと思ひます」と言つたが、顧み
て私自身はどれだけか兩親を泣かしたことであらうと思
ふと心が暗くなる。丹尾氏の醫者巡禮は何時まで續いた
か。

三、貸新聞

日報 野知 貸新聞

芝亭 實定

右は貴族裏辻公愛殿より無根の廣告に因て掛合候處
御家御長男芝亭殿より誤謝し取消したるに付拙者に
於て者同家の難件に自費を以て盡力の末謝儀入費等
一切受ず如此篤實を却て讒すること途中よりの失策
なりと謝するにより敢て咎めず客歳限り斷然干系不
致仍て廣告す

(十日)

鈴木 源造

當新聞の廣告に裏辻家云々芝亭實定殿より來書を掲
げ誤謝云々の事は同君に於ては全く右等に干せず齟
齬候間因て此段玆に取消

(十月十五日)

鈴木 源造

お家騒動とまでは行かないが鈴木といふ男のうろたへ
た様を見よ。

五、忘れ反物

本年十月七八日頃馬喰町止宿の旅商の由にて湯島新
花町二十番地某氏宅へせり賣に參り候者立歸り候後

御見料の儀は凡て定價の七分の二を申受郵便にて御
報知次第毎號日日配達仕一晝夜宛差上置引替御覽に
入候間御覽の上奉希上候 下谷西町十 廣盛軒

廣盛軒に、「二部以上は賣るまい」などと非賣同盟を唱
へる社は無かつた。これは九年五月十八日に出てる。
尤も五年の茨城新報には翻譯書類は原價の六十分の一、
新聞は三十分の一で見せるとあり、同じ年の新聞雜誌に
は、八字から四字まで、持出しは許さぬ、貸賃は一字間
半錢、自八字至四字三錢とあるが、回讀とは違ふから安
いのであらう。八字四字の字は時といふ字とおなじに使
つたものである。

四、うろたへ家扶

當家事件是迄鈴木源造小川爲造櫻井録造三名委任致
置候處各々曖昧の所業有之今般解任致候

(九年十月二日)

裏辻家 家扶

過日者御入來其節御談じ有之候廣告云々早速新聞紙
上へ取消記載可致様依頼致候

南部縞縮緬一反取落有之候に付定めて尋參候哉と相待候趣然れ共何等の音信も無之依て僕戸主より托を受其砌馬喰町旅籠屋を悉く尋問す然れ共探り得ず依て新聞紙に掲げて右取落の主に告ぐ心當りの者は左の處へ參るべし

根津宮永町二十一(九年十二月) 大竹 政展

厄介な物を引受けたものだ。

六、千代と申上る

拙父東籬國菊花本名大原惣平儀十一月三日午後七時過左の辭世一首を残して遠逝せり仍て厚知の雅友に報告す

沈香はとても炷かれぬ老が身は責て最後を馳屁とせん

播磨明石

大原 恆齊

親父畫工河崎秋琴は昨季の十二月三十一日に死去仕候間谷中天王寺へ埋葬致してござる皆々様へ千代と

申上ます

十三年一月九日

河崎 謙太

一つは大まじめで居て、親父の愚を發表したものだ。一つは自分の馬鹿を天下に知らせたものである。どちらも罰あたりだ。

七、山師のやうな

爰に新發明の商法あり卓乎利益を得る僅少ならず我輩夙に之を案じ業に既に土地を購ひ着手半に及ぶ而して社用多忙其志を果すを得ず遺憾不少と幸に有志の徒あらば乞ふ彩車を弊社に馳せよ我輩委曲口傳せん大東京には我一地面あるのみにして又自然の專賣たり果して之を遂ぐる人あらば我輩又素志を達すること何の喜びか之に加へん

但し該業に従事するにあらざれば土地を賣與せず大凡成功まで數千圓を要すべし

四月(十年) 神田、三 宜社長

當時盛んに出た本の一つだ。

九、題名表

明治八年七月より新聞紙及雜誌類雜報准允題名表
明治九年六月まで

○新聞評論 采風新聞 かなつき布告合報

官令誌 傳眞雜誌 學びの曉 雅俗新聞

御布令新報 東京上等裁判傍聽錄 花京女新聞

東京横濱二地家屋賣買貸借報告 農業雜誌

諸物價早見表 官令新聞 兩かなつき官令新

書 古今雜報 普通開化新聞 支那新聞拔萃

信敬雜記 通俗支那事情 かなつき旭新聞

同眞新聞 博聞雜誌 童蒙新聞 勸懲鑑

官令全書 說教叢錄 教法集說 集論新聞

めざまし 報國新聞 勸業新報 東京論集

東京新誌 草莽雜誌 方今府縣實況 東

京裁判所裁決錄 小學雜誌 講學餘談 開化

之勸諭華新報 おはなし新聞 教のしをり

都鄙叢談 名譽新誌 近事評論 内外兵事新

詐欺師の廣告にしてはをかしい、おれのやりかけた仕事を受け継ぐ人でなければ賣らぬと威張つてゐるからと見て行つたら、誰も買はなかつたと見えて、我輩は實は芝浦の海岸を埋め立てて生洲をこしらへ、東京中へピンピンとした魚を供給しようと思ふのだ、誰か金を出してくれと悲鳴を擧げた廣告があつた。

八、奇想 春史

丹波純一郎先生譯 服部誠二郎先生校閱

奇想 春史 畫入 六十錢

右原書は英國ロートリントン氏當時羅馬の盛大奢侈を極めたる情況を著述せる有名的情史にして歐洲各國に於て屢々劇場に演ずる珍書なれば從來我人口に膾炙する梅曆等とは實に彼此の風俗人情を異にせるのみならず其手段の新奇絶妙にして一説一話盡く意表に出で看者をして覺えず凝眸自失に至らしむるは素より同日の論にあらす請ふ風流才子の必ず購求瀏覽し玉はんことを希望す

芝

山中 重兵衛

聞 東京上等裁判所判決録 廣益問答新聞
 摘幸新聞 平假名繪入名譽新聞 東京花歌新聞
 養生雜誌 東生新報 文學雜誌 ○大阪
 錦繪百事新聞 確實畫鮮新聞 大阪日日物
 價表 醫事雜報 ○京都 西京錦繪新聞
 ○岡山 備作新聞 ○石川 尾山新聞
 ○愛知 愛知新聞 ○山形 山形新聞
 ○神奈川 かなよみ新聞 かなつき世間新聞
 ○豊岡 三丹新聞 ○兵庫 兵庫新聞
 七一雜報 ○鶴岡 鶴岡新聞誌 ○香川
 明七雜誌 ○栃木 かな傍訓公布之寫 ○名
 東 名東縣下普通新聞 ○岡山 黃薇新聞
 ○岩手 岩手新聞紙
 九年七月 圖書局

八年から九年にかけて創刊されたもの、二つや三つは
 何處かに有りさうな氣がする。

一〇、新せり賣

抑我邦の習慣たるや家具手道具等不用に屬し之を賣
 却せんとする時は元價より減少するを以て只元價を
 追慕し常に不用を唱へながら空しく之を藏蓄し贅物
 の爲に利害如何を顧みざる者少なからず是經濟法を
 辨知せざると言はざるを得ず偶ま利害を辨知する者
 と雖も右等の品を手輕に賣却するの道なし依て此度
 世上便利の爲洋商(ヲクシヨシ) 羅賣の法に習ひ古
 物引け物の大小多少の別なく物品交通の道を相開候
 に付四方の諸君來臨あらんことを乞ふのみ
 但毎月土曜日午後一時より開場同五時に終る 來
 る七月八日より開場
 米倉 一平
 銀座一丁目十三番地 交道舍組 西村 勝三
 川島半十郎

古物屋の大仕かけなものらしい。今の百貨店の魁を爲
 すものとして注意にあたひする。米倉一平西村勝三など
 いふ巨頭がさいはいを振つてゐるのも面白い。

一一、氣の小さい男

弊村儀郵便局無之に付配達人へ相托し書狀遞送致候
 處如何の間違にや印紙を貼附せず直に郵稅先拂にて
 遞送せしもの有るを覺知せり知己の諸君中若し郵稅
 御拂被成候方之あらば速に御報被下度謝罪旁此段廣
 告す

愛知縣尾州知多郡布土村 靱山 逸也

氣の小さい男もあつたものだ。が、

蝙蝠傘 但小豆色海氣張八本骨天然木柄
 右去十五日木挽町より築地輕子橋先入舟町一丁目迄
 の間にて人力車上より取落し候間御心當の御方は御
 知せ奉願候相當の御挨拶可仕候
 (九年二月一日) 竹川町二一 木 下

一二、雨天順延の葬式

これはまたどんな大切な洋傘だつたやら。

鍋島直大妻致死去候に付來ル五日午後一時出棺青山
 墓地へ埋葬す

但午前甚雨なれば順延

四月(十三年)

家令

深川 亮藏

雨天順延の四字注意。

一三、廣告日表

廣告日表

來る十六日から廣告ばかりを板行にして日日東京市
 中へ五千枚づつ無代價で配りますから何ぞ廣告をな
 ざりたい御方様は弊社まで御申入下さるべし但五號
 の活版十八字を一行として一日に付三錢づつの割合
 でかなつき大文字或は繪入なども出來ます隨分御爲
 に宜しい便利な仕方ですから追々澤山御用を
 願ひます さようなら

銀座二丁目一番地 岸田精銚水の隣 廣告社

一四、學藝志林

本部發行の學藝志林中へ登載の諸論説は廣く内外を

羅織して務めて其精醇なるものを收むと雖も獨り本邦の古事に至ては猶一二を千百に得るのみにて未だ廣く聞見を開くに足ざらざるを患ふ因て今後從來附會妄誕に誤られ或は隱没して顯はれざる所の異事故實に就き時々問題を設けて公告し汎く廣く全國の有識に質し就中尤も正確明切なる者を撰擇して逐次本志中に掲載せんとす江湖の諸彦自家所蓄の全王を罄竭して幸に送寄する所あれ仍て左に其例規を定む

所寄の論説は専ら本部の取舍にあるを以て本人に於ては其掲載の遅延を督責すること能はざるものとす其論説は成るべく問題公告の日より六七十日間に送付せられんことを要す
本局鑒査して取ると定むる論説は甲乙丙の三となし本志へ掲載すると同時に其本人へ紙數に拘はらず金圓を附し(甲に金十圓乙に金五圓丙に金三圓)並に各該印行書若干を贈るべし但し其以下は本志へ登載せず且金圓を附する等の事なし
二人以上にて偶然同説を出して若しくは丙を得る時

は其先なる者に金圓を付すべし
問題外の件と雖も學藝上に緊用なりと認むる者は亦送付せられんことを望む乃鑒査して甲乙若しくは丙を定むる時は一に本題の例に由るべし
明治十三年一月 東京大學法理文學部

問題

神社俗祭の起原沿革
俗に祭禮と稱して神輿をかつぎ或は花車屋臺等を出す類をいふ

古代民間の婚姻式

古代民間の葬送式

古代神社に人を犠牲とする習慣の有無

日本人種は古代朝鮮地方より移居せりと云ふ説あり其考證如何

其二

古代地名考和歌等に引くもの

古代姓名の轉化

墳墓考有名の人にして其踪跡の分明ならざるもの等

一五、マ ス ク

此レスピレーター(呼吸保護器)の效用は肺病又はのんどの病ある人常に風をひき易き人ぜん息たんせき或は寒むき時風雨を厭はず旅行する人等一日も缺くべからざる良器也 (繪入)
十三年九月

今の眼科醫が患者に用ゐさせる目あてのやうな物が繪入になつて出てる。

一六、膳 寫 版

連撮機

此連撮機は近頃英國發明の機械にして甚輕便なるものなり今般輸入せしを舍密家某之を考究して此機械を製造するに毫も舶來品と異なることなし其用法を知らば小童女子にも容易く數十枚の寫しを得らるゝの重器なり江湖の便宜かつ聊ながら輸入を防がんが爲廉價を宗とし廣く發賣す請ふ大方の諸君幸に愛顧

石器考

金屬器考

俗樂の沿革猿樂催馬樂等をいふ

古來我國人の發明に係るものは何々なりや

物價の沿革

收税の沿革

古今人心風俗の變遷

雅遊考香茶茶等

我國俗木石鳥獸を神とす其類幾許ぞ

往古東北諸州の蝦夷といふものは今の蝦夷人種と異なるといふ説あり當否如何

古代鑛山の實況並坑數諸金の産額

古代人口の多寡増減

最明確と認むる論説にして其紙數の稍浩穢に涉る者は或は臨時の議を以て例規に拘はらず多額の金を附することあるべし

原稿を返還せられんと望む者は自己又は代人を以て受取に來らんことを要す

十三年三月

を垂れたまはんことを

(十三年一月、東京銀座四丁目十番地大和屋松之介

筆刷版 (一名寫字版)

古者蒙恬筆を造り蔡倫紙を製して天下書寫の便開け
唐初刊刻の工興てより書寫の勞復た減ぜり而して世
運日に進み文書益々繁きに至て近來乃ちコレイブレ
ス寫字機なるものあり其複寫の勞を省く尋常ならざ
るを以て大に世に行はる而して鐵製重量提携甚だ便
ならず其寫す所も亦二三紙に過ぎず憾みなき能はざ
るなり茲に弊社製造する所の筆刷版は未曾有の妙用
を奏し其量も亦極めて軽く婦人幼童雙手以て携へ立
ろに數十寫を得べし江湖の諸彦幸に需用を賜ひ其妙
用を稱せられよ

(十三年一月)

日本橋通三丁目 丸 善

丸善の筆刷版は二三日おくれで出たので力辯を入れて
ゐる。大和屋が言ひ到らなかつた用法も囁んでくゝめる
やうに説いてゐる。大和屋はわざとかどうか知らねど代

價も落してゐる、丸善はちやんと美濃紙版箱入四圓七十
錢半紙版三圓五十錢インキと海綿を添へてあり、補充に
入るインキだけは一瓶二十五錢と斷つてゐる。

一七、新體詩抄

新體詩抄 美本一冊 三十五錢

東京大學文學部長外山正一同理學部長矢田部良吉並
文學士井上哲次郎の三先生嘗て古歌や古詩の解し難
きを憂ひられしが頃日新工夫を出し平生話す所の語
を用ひて一種新體の詩に作り其佳なる物を抄録して
此書を合撰せられたり蓋し其文の流暢なる其意の精
妙なる眞に泰西の詩に駕して上らんとす江湖諸彦試
みに一讀あれ實に往古來今有一無二の珍書なり
十五年八月十六日 丸 善

往古、來今、有一、無二だかどうだか知らないが、今
は確かに珍書の一である。原版は中々手に入らないから。

一八、西洋人の廣告

染彩色物ヲ造リ立テル實體並粉分離物

ア、ポイルエル 兩氏社中

シ、タルサセレ

佛國巴里府ラファエツテ百三番地

佛國巴里博覽會澳國フイエニ府博覽會

米國費府博覽會出品

右金記念銀並證文

アニリン色品々

石炭油製造物ヲルセイルエ

エキスライツ

ヲルセイル並カチユフアラ

外人の廣告は珍らしい。後年太陽へはよく出たが。

一九、たづね人

明治の初年には行方不明になつた人が非常に多い。藤
田小四郎等が筑波山に據つた當時から、明治へかけて、
私の地方にすら、何時の間にか影をかくして、今だにか
へらぬ人がある。恐らくは皆死んだであらう。

相州小田原新町一丁目平民 山口和吉六十七年

右私實父にて入割有之先年實家東京神田永富町二丁
目立川源次郎方へ罷越候まゝ絶て音信無之慕親の情
止みがたく此度迎ひ歸りたく出京仕候處和吉儀千葉
縣へ参り居候由に就尙千葉表へ参り所々相尋ね候へ
ども更に不相分甚心痛仕候間居所御見聞の御方も御
座候はゞ郵便稅先拂を以て御通知の程奉願上候

山口和吉娘 なみ

これが新聞にあらはれた最初のたづね人である。あは
れなるは、十四年七月

繪に切ぬき物業入花宗平年四十二三色黒く官員體
はな實名てい年十五歳鼻の程左にはくろあり
右の兩人本年五月十三日家出致し今以て行衛分不申
娘と申して連歩き候か妻と申候か御見當りの御方様
は郵便先拂にて下名迄御報被下度偏に奉願上候
麻布區龍土町五十一番地 桑門 滿榮

十五になる娘を不良老年に誘拐された廣告だ。繪に切

ぬき物業」が分らぬけれど、娘といつて連れ歩いてゐるやら、妻だといつてゐるやらとまで書いた親はつらいであらう。

愚庵和尚といへば、數奇を極めた一代の逸話の中に、兩親を尋ね廻つて終に絶望の結果に終つた事は、嘗て相馬御風君が中央公論に書いた。

十年一月四日の朝野新聞に左の記事が見ゆる。

磐城國磐城郡今新田村の天田某は戊辰の役に父平太夫が母ナミ妹ノブの兩人を連れ同郡中山村に潜匿せし後何處へ行きしか奥州鎮定の後兄某と共に百方手を盡して尋ねれども更に行方の分らざるより大に悲嘆し縦ひ此世に在らざるも責て其死生を知りたる人もあらんかとして遂に四方に遊歴し北は函館より南は四國九州まで残る方なく搜索せしかど少しも心當りなければ此程郷里に歸り兄と謀り右三人の行方を報知せし人には謝禮として金百圓呈すべしと仙臺新聞へ廣告を頼まれしといふ其志の厚き感服に堪へたりといふも猶餘りあり

最初其廣告は仙臺新聞へだけ出したのであらう。折角の廣告も何の反響が無かつたかして、十四年二月二十二日東京曙新聞に

元奥州磐城平ノ城主安藤對馬守藩中

甘田 平太夫 隱居ノ後平遊ト號ス 戊辰年 六十五歳

右妻 なみ 同 四十五歳

同娘 のぶ 同 十一歳

右三人明治元戊辰七月十三日磐城平落城ノ際同月十七八日ノ頃迄磐城郡中山村ニ忍ビ居候由其後何國へ立去候哉奥羽鎮定後下名兄弟致歸郷遠近遍ク相尋候へドモ其行方一向相分ラズ因テ今日迄奥羽關東ハ勿論西南地方マデ心當ノ處々盡ク相尋候へドモ其死生聊モ聞知不仕空ク悲嘆ニ沈居候仕合萬一右ノ事實御承知ノ御方ハ下名兩人ノ中へ御報知下サレ候ハバ聊御禮トシテ金百圓進呈可仕候御依頼ノ爲廣告仕候也 明治十四年二月

磐城國磐城郡下神谷村四十四番地

右 平太夫男甘田善藏事 甘田眞武
同 國警前郡今新田村十六番地
右 平太夫男甘田久五郎事天田五郎

を見出した。甘田久五郎といふのは愚庵のことである。眞武は兄であらう。血に泣く程の思ひをして探し廻つたが三人の行方は終に不明であつた。平の城の落ちる際に踪跡を失つたのであるから、非業に死んだのであらうと考へられる。

なほ朝野新聞には

愛媛縣第八大區十六小區浮穴郡宮内村二番地平民高市眞貫弟幼名保今の名は成去明治六年六月學問修業のため朋友高市眞幸と同行大阪へ着し阪府近在東豊島郡池田村八倉半二方へ止宿罷在之後武智眞貫は歸縣致し保儀は音信不通老父母甚氣遣敷申に付今般搜索の爲右八倉半二を初め京阪所々相尋候へ共出會不致尙又東京へ罷越相尋候へ共更に踪跡不相分冀くは四方の弟あるの君よ吾心中を察し玉ひ右成に御出合

有之候はゞ貨錢先拂を以て東京芝山内山門前廣澤院又は大阪京町堀上通三丁目西岡覺兵衛兩家の内へ御報知奉冀候也保年齢二十五歳中尺面長き方 芝廣澤院寄留 高市眞貫

が載つてゐる。委曲を盡してはゐるけれど、甘田家の維新革命の際といひ、落城のみぎりといひ、背景が大きいし、愚庵の名が其の間に織り込まれてゐるから、高市某の行方などは、今よく見る「武平カヘレ 無事解決ノ望ミアリ」などの安價な廣告と同じにしか取れぬ。

尙ここに河井醉茗の「愚庵のこと」を引いてこの薄倅の人を偲びたいと思ふ。

愚庵と云つて分らなければ鐵眼和尚といへば禪家の人は大抵知つてゐるであらう。歌の方では寧ろ愚庵の方が適りがよい。愚庵の歌の知られてゐるのは凡そ四五百首ばかりあつて、『愚庵遺稿』に收めてあるが、今はその書も殆ど絶版同様で容易に見られない。愚庵の歌のおもしろみは明治二三年代に於て萬葉ぶ

りを發揮したことにある。而かも彼は本質的に歌人といふ柄ではなく、その點では寧ろ愚庵より前に出た橋曙覽の方が本質的に歌人らしいところもあつたが、愚庵のやうな不遇飄零の奇人が好んで萬葉調の歌を作つたところにおもしろみがある。明治の歌は人も知る通り概して桂園の流れを汲んでゐたので、大抵の歌人はその亜流であつたが、彼は所謂世間のうたよみでなかつたから、必ずしも歩調を同じうしなかつた。人物の氣骨がそのまゝ歌の格調にもあらはれてゐるのだが、殊に萬葉の古調に私淑したのは、愚庵の眼識に高いところがあつたからであらう。

最も愚庵の歌といつても、悉くが然うではない。極くなだらかな少しも萬葉調らしいものを帯びてゐない作も少しはあるのだが、概して格調が高い。而して彼の作の中には世をいきどほり人をいましむる歌が多いので、これもその人の環境や時代の影響で尤もなことであるが、さういふ時事に感じて作つた歌には「東京童謡」戊戌七月童謡などいふ題を附して

ある。童謡といふ意味は勿論諷諭といふやうな意味で、今日謂ふ所の童謡とは全然別な文字の使ひ方だが、大人が童謡と云つてゐるのも面白い。どんな歌がそれにあるか、數首引いてみよう。

大宮人いさ言向けむ大君は今朝の朝御食聞せ食しや

此頃の事のしけきにまへつきみ誰か御前に仕へまつらふ

いさきよく年は代れりいさ大臣汝もなとてか早かはらさる

兎なす政府人はも年と共に西へやはらむ海へなかさむ

かういふのが所謂愚庵の童謡である。

愚庵の歌は世相に觸れたもの、旅情に關したものが多く、また身邊の感興を歌に捉へることも多かつた。こゝにそれらのうちから桃山に庵を結んだ時の詠、即ち「桃山結廬歌」十九首の中で少し抜いてみよう。

うちひさす京のうちをことしけみ伏水の里に我は

來にけり

斧とりて急げ工等久方の雨ふらぬ間につくれ此庵
甕には黄金をふきし桃山の高城の跡にいほりす我
は

天地に祝ひて作る我庵の棟上の日を雨な降りそね
よき月の今日のよき日を桃山の我庵つくる今日の
よき日を

かゝなへて作れる庵をつくりはて今日をよき日と
住居そめつも

遠山は葛城の山志貴の山生駒の山のいたたきも見
ゆ

何れ愚庵の歌集も世に出る時はあるだらうし、また早く世に出てよいわけだが、歌と同時に愚庵の人物も亦世に傳へて然るべきである。嘗て相馬御風氏は數年以前の「中央公論」誌上に愚庵の傳を書いたことがあつた。その他には餘り見當らないのである。愚庵の本名は甘田五郎と云つて父は磐城平の城主安藤對馬守の藩中で、維新の戦亂に五郎十五歳、親子兄弟離散して行方不明となつたので、五郎の愚庵は

父母及び妹の行衛を探す爲に十年二十年といふ永い月日をそのみに全國を放浪し、その間清水次郎長等の侠客の群に加はつたり、山岡鐵舟等の志士と交はつたり、筆を執つて歌や詩を作る時もあるれば、劍を振つて博徒の群と戦ふ時もあり、涙を呑んで父母の行方を神社佛閣に祈る日もあり、名士にも愛されれば民衆にもなつかしきみを持つたので、父母の行方はとうとう分らずじまひだつたけれど、その間に得た體驗は尋常の讀む人が持つやうなものでなく、全く生きた人生の體驗であつた。明治二十年鐵舟居士にすゝめられて佛に入る志を立て、滴水和尚に參して苦行道心いよく堅く、二十五年に京都清水坂に庵を結んでから愚庵と稱した。後ち三十三年桃山に移り晩年を詩歌に樂しむと同時に、なほ村人達の爲に盡すことを忘れなかつた。三十七年一月一日病俄に起り月の中旬に大往生を遂げた。

愚庵がたゞ父母の行衛をたづねるといふ一事にのみ没頭して一往邁進したその直情は世に珍しいことであり、その間に起つたさまざまの事件、逸話、

「巡禮日記」東海遊俠傳等の著述、詩歌等、それらを併せて愚庵の一生を思ひ辿つてみると、おもしろい小説を讀むやうな感興が湧いてくるのである。

(近代風景)

如上の廣告は醉茗に見せたことがあるが、言ひ及ぶことを忘れたらしい。

二〇、わ い 本

鳥越米譽志譯

強姦檢察法 四十錢

強姦の罪犯たるや之を檢察して其證據を得るの難きは古來の實驗に據る既に明か也歐米の學士今猶其術を研究するに苦む此書は英國大醫タイロル氏が多年の積學と經歷に由て著述する所にして英國醫學博士ハルホルン氏の増補改刻する所に係り方今盛に西洋各國に行はる全篇を大別して兒女の強姦少女の強姦嫁婦の強姦の三段となし順次章を逐て強姦の性質より陰門突入の證據、膿液流出、強姦の成否、人を

誤るの強姦、強姦證據の消失、強姦より生ずる妊娠、死體強姦の證據、婦女、男子を犯す事、鶏姦の事等、實に古來希有の珍書なり(土屋忠兵衛)

造化起原史

男子生殖器の各部と病理とを詳説し終りに交合論を細論す第三篇も直ちに出版せまく欲すれども前山後山花一時に開くべきにあらねば尙一二ヶ月を隔てて必ず發售すべし(泉北)

有夫姦檢察法並豫防法 十錢

懷妊避妊自在法 十錢

房事弊害問答造化妙理寫眞競 十錢

造化妙々奇談 (牧野善兵衛版)

男女交合論 (うなぎや版)

造化生々新論 (田代基徳譯)(内田彌兵衛版)

妻妾百本針 (うなぎや版)

松井順時譯述

一和姦檢察法 活版洋書 經全一册 定價四十錢

尋常の和姦は固より法律の間はざる所なりと雖も或

日本三宅虎太譯述 獨逸博士列篤干原著
一男女自衛論 再版廣告

洋書仕立 定價金七十五錢

此書は房事の主意男女陰部の構造用方等を知らしめ男女多淫手淫の巨害を解説し是より起る病の形狀原因治療法少年の之に耽るを發見し又防禦する法及び恥かしき病に罹る者が密かに自療する方法等一々圖書を交へ深切明瞭婦女兒にも解し易く通俗文に綴りて殊に教育上必要の書とす故に彼國にては少時間に七十三回の版を發し二十二萬部の冊數を賣捌たり我國にても發行以來聲價益々加はり先般は既に賣切たる所今再版成れり因て讀賣新聞賣捌所は勿論府下遠國の書肆へも差出置候間諸君希くば此廣告の眞と否とは宜しく一覽の上判断を玉へ

印刷發賣元

讀賣新聞本局 日就社

『造化機論』が先を爲したものであらうけれど、讀賣さへかういふ本を出した時代である。猶どんなに類似の本が行はれたかを見よう。

は一女數男と私通して胚胎若しくは分娩し其實父の

判然ならざるに乗じ惡計を逞しうする者あり甚しきは胚胎分娩を偽稱して金錢を強收するの方便と爲す者あり或は有夫の婦人密夫と姦通胚胎して其誰の子たるやを知るべからざるが如き者あるに至ては其眞偽實否を檢察糾明するの法必なかるべからず此書は曩者鳥越氏譯述強姦檢察法と共に英國大醫タイロル氏の原撰にして米國醫學博士ハルホルン氏が増訂改鐫する所に係り方今盛んに泰西諸國に併び行はる順次章を逐て和姦總論より○一女數男と私通胚胎する者○有夫の婦人密夫と姦通胚胎する者○復胎兒並に異様兒の分娩○私生兒並に姦胎兒家督繼承の權利○妊期の長短○妊娠を隱蔽する者○分娩を隱蔽する者○偽作の分娩○偽作の妊娠等に至るまで盡く之が檢察の法を詳説し且つ例するに每章古今奇異の事實を以てす亦稀世の珍書にして彼強姦檢察法と並び行はれ相待て法律及醫術上の用を完うする者なり

發行書林

東京柴井町 土屋 忠兵衛
同芝口一丁目 和泉屋善兵衛

- 米國骨相大博士發鳥羅著 日本橋爪貫一譯
- 一 男女之義務 稻田佐兵衛
- 獨逸列篤干著 日本三宅虎太譯
- 一 通俗男女自衛論 七十五錢
- 富澤春洪譯
- 一 造化繁殖演義圖 中本二册六十五錢
- 本多省三譯
- 一 造化生殖論 六十錢
- 一 男女淫欲論 十三年一月
- 一 陰陽交感圖解 四十錢 十三年一月

松井順時譯述

英米犯姦律 活版洋書 定價卅錢

強姦及和姦を檢察して其體跡を糺明する方法は曩者發行和姦檢察法并に鳥越氏譯述強姦檢察法に於て既に詳盡なりと雖も之を處するの法律に至りては未だ審に論述するの書なし今此書は英國法律學士斯得顯氏所撰の英國法律書及び米國法律學士根德氏所著

の米國法律書中より凡そ英米法律の犯姦に渉るものを纂譯し○強姦○鷄姦○童女姦○獸姦○親族相姦○有夫姦○重婚○有婦姦等の事を細説詳論せる近世無比の一大珍書にして實に彼の強姦檢察法及和姦檢察法と共に三書相待て法律上必要なること鼎脚の如く然り世の法律に志ある紳士は勿論四方の諸彦必ず購讀あらんことを乞ふ

發行書林

東京柴井町 土屋 忠兵衛

同芝口一丁目 和泉屋善兵衛

男女之義務(橋爪貫一譯) 七十五錢

造化祕事(山中市兵衛版)

通俗造化生殖論(本多省三譯)(穴山版)

造化繁殖演義圖(高橋版)

賣淫沿革史(稻垣銀治譯)(稻田版)

交合利害新説百ヶ條

夫婦寢物語 十錢

繪入造化祕事

此外亭主の心得、女房の心得などいふのもあり、朝野

子『姦天淫地』を草して、自今大ニ行ハルル所ノ譯書ハ鳥越氏ノ強姦檢察法、松井氏ノ和姦檢察法、同ジク英米犯姦律ナリト云フ此三書ハ堂々タル法律書ニ非ズヤ、然ルニ發賣ノ甚多キハ何ゾ、姦ノ一字世人ノ愛顧ヲ得ルガ故ナリ。世人ノ好尚スル所知ルベキナリ。幸ニシテ我國春畫ノ禁アリ、今モシ之無カラシメバ、我々ハ確ト保證ス各家ノ障壁ハ盡ク翻鳳顧尤雲滯雨ノ狀ヲ畫クコト羅馬ノ娼樓ト同一ナルニ至ランコトヲ。

二、賄料

- 上等一週間 金貳圓
- 御賄料 中等同 金壹圓七十五錢
- 下等同 金壹圓二十五錢
- 右炭油夜具料共、但席料浴料は別に頂戴仕候
- (九年八月)
- 箱根堂島 奈良屋
- 大和屋

十年四月、東京の下宿屋から、下宿料は一ヶ月賄料并座敷料として御一人前貳圓五十錢、賄方は朝は鷄卵一粒、

味噌汁實豆腐位、晝は生魚皿平の内、夕煮豆又は適宜の物。座敷六疊一間に付御二人、八疊は御三人。八疊二人の時は二圓六十錢宛とあり、二圓五十錢で一月居られたのだから、箱根の一週間二圓の賄はかなり高い。

二二、期限附發賣禁止

成島柳北先生著

柳橋新誌 二册

服部誠一先生著

東京新繁昌記 五册

該籍は明治七年三月より追次敝舖に於て發兌せしより以來江湖諸君の愛顧を蒙り印刷したる數既に一萬餘部に至れり然るに本年二月官命あり該籍は本年八月限り發賣を禁ずと光陰は矢砲の如し發奮の規刻經過して後之を求むるも十日の菊六日の菖蒲たらん諸君寸楮を惜まず速に購求し玉へ

(九年五月) 銀座三丁目 山城屋政吉

期限を切つての發賣禁止だから面白い。

猶面白いのは、七月になつて、政府へ歎願したら、十二月卅一日まで賣ることを許された。發賣禁止防止期同盟會の諸君は、この前例を楯に取つて運動をはじめなくては駄目だ。

二三、漢文で

大學醫學部試験入學生也年難一年就中漢學爲嚴密焉然而未見有覺善謀其溫習とある漢學塾の漢文で廣告したのはよいが、麴町下二番街廿番地の逸見元太郎が、腦膜焮衝を病んで、二十日の間假死の状態にゐたが警視五病院の甲斐原某が治して呉れたのを、漢文で書いて、史記扁鵲傳號太郎患尸厥死半日鵲施五分之恩投八減之劑二旬而遂復世無傳以爲神法鬼術今元之死廿有餘日、それでも治つた、世の病んで危篤に陥る者、醫者が駄目だといつたからとて、失望するな、甲斐原先生在矣と大提灯をつけたのはいいけれど、漢文ではどうも。

二四、貯金のすすめ

一凡そ窮巷陋衢に住する小民も皆萬物の靈として之を望む所以のものは健康にして豫じめ疾病の患を防ぎ壯時に方りて老後を慮り能く其生計を經營し吾獨立の權を保存するを以てなり然るに下等一般の民人朝に在て夕を謀らず得れば即ち之を費し甚しきは節儉貯積を以て恥と爲すの風あるに至れり故に一旦病に罹り或は老て親族なければ妻子を餓し其身を凍し自ら窮阨の極に陥り竟に他人の累を爲す實に嘆息の至ならずや豈萬物の靈たるべけんや因て今般小民の爲め貯金預局を設けられ此民人をして能く節儉の風を興し餘金あらば之を貯蓄して其健時壯時に在て凍餒の難を防ぎ兼て産業資本を堅ふし其獨立の生を畢へ人の靈たる所以のものを大に満足せしめん爲老少男女何人に限らず金十錢以上は預け得べし且其元利とも増殖すべく又何時にても請取得べき最も自由にして安全なる規則方法を御制定内務卿の保證を以て驛遞頭之を掌り差向き五月二日より左に記す郵便局に於て事務を開き漸次京都大阪より各地に廣く施行すべし乞ふ區戸長教員及び傭主たる者篤

く此學の盛意を戴き能く此規則を辨了し小民徒

弟僕婢を教諭し以て恆産あらしめ以て風俗を厚うせんことを

明治八年四月四日

驛遞頭 前島 密

左がはに振つたルビが面白い。郵便貯金の通帳には今でもこの名残が残つてゐる。盛意を戴きをおぼしめしをまもりはよいが、金を預けるお得意様を「しもぐ」呼りは恐れ入る。

二五、迷惑

越後生れ近藤圭三金圓局騙にて懲役の事昨年の諸新聞に見ゆ此節其連中と見へ突如として日夜來訪せらる小生甚だ小氣味悪し因て同名異人の由を廣告す
(九年十月) 深川八幡境内三河出生近藤圭藏

圭三氏がかたりに捕へられた時、圭藏は氏姓名の讀方が同じだから心に残つたのであらう。一年もたつてから圭三氏のおなかまにやつて來られて、斷金の交など強ひ

られては弱る筈である。

これは同姓同名では無いが、

茨城日日新聞第百五十六號雜報欄内ニ眞壁郡本木村勝田政一郎儀強盜犯ニテ東茨城郡伊勢畑ニテ捕縛相成リタル旨掲載相成候處同人義會テ我輩ノ緣故アルモノニハ無之ニ付此段辱知諸君ニ報告ス

- 勝田一郎治
- 勝田善三郎
- 勝田馬四郎

親類だと思はれては溜らないといふのであらう。

私の村、しかも同じ大字に横瀬寅次とて、私と同姓同名(尤私の名は虎壽だが)の男が居る。今は水戸で俵屋の親方をやつてゐるが、時々喧嘩をするさうだから、内心喧嘩などしてくれなければいいと祈つてゐる。

二六、迷路

運道奇回 一名八重櫻

こは杉苗の植込に運道奇回の曲直は釋にあやどる生垣をお這入あつて中央へ出る道さへ八重一重花の色香にあらねども迷へば迷ふ八大地獄悟れば定慧の八正道入門遁甲八陣の備も八幡の藪知らず慰みと運動を兼ねお運び下さるやうに江湖の諸彦に希ふになん
九年十月十四日 向島三廻土手下 柏 屋

一度這入ると中々出られぬ道をこしらへ、ぐる／＼歩くを運動になるといふ處から、運動機械を運動奇回と洒落れてお客を呼んだ遊び場の一である。

すると、

千代の春若松廻り

八重垣の隠れ杉をば松に代へ世間に種類多けれど他に異なるは生人形先づ地獄の有様は餓鬼畜生より修羅人間無上快樂の極樂まで毫も差はぬ生寫し或は廻りの廻道は彼孔明が八陣の圖に倣つた十字巷徐庶の

口説に似たれども宜しく鴛を枉げ下さるべしと催主偏に伏して乞ふ

十年二月 淺草觀音堂西御供所脇にて 催主

眞似手が出た。氣の利いた口上の積りらしい。

この迷路の奥に、賣物の酒を夜は置きつばなしにして置いたらしく、催主は朝行つて見ると、入口が破つてある、びつくりして調べたが、奥の代物は無事だつた。それ見ろ、おれの作つた迷宮には泥棒ですらが迷ふと鼻高で、うつちやらかして置いたら、次の晩には荷車を引きこんで洗ひざらひ持つて行かれた話がある。

二七、脱 管 届

宮地茂平は明治が生んだ畸形兒の一人だつた。遼東還附のあがりに、「國際談判の依頼に應ず」と廣告したのを見ると、あの時代までは三百代言の生きてゐられたのが分る。驚くのは宮地茂平は明治十四年に、脱管届といふのを出して、すつぱり國籍を離れた氣で涼しい顔をしてゐた事がある。賣名手段だつたかも知れぬけれど、

宮地 茂平
栗村 寛亮

右兩名先頃日本政府ニ脱管届致候儀ニ付東京及各地方新聞紙上茨城縣下水戸法學館員栗村寛亮宮地茂平云々ト掲載有之候へ共栗村ハ曾テ當館ニ加入致候儀無之又宮地ハ一旦館員タリシモ去七月退館致タル者ニテ該届書差出候マデハ兩名共水戸政談演說會員ニテ有之候然ルヲ漫ニ水戸法學館員ト掲載サレ狂名ヲ江湖ニ博シ候テハ本館ノ名聲ニモ關シ候間速カニ正誤可致旨各新聞社へ及照會置候へ共尙ホ世人ガ水戸法學館員ト誤認センコトヲ恐レ此段更ニ廣告致候也

水戸上市泉町

水戸 法學館

(十四年四月)

其實水戸法學館自身も、訟務局といふのを設けて代

言をやつてゐたのだから笑はせる。

私は以上拾ひ束つて、彼の詐偽師の催眠術にかかり、結城城址に九億八萬本の金のべがねが埋つてゐると信じ、掘出しにかゝる前に、天下に告げた熊倉良助の悲惨至極の廣告のやうな廣告に行きあたらなかつた。

片 々 (補遺)

うはばみの鬨

上總國殖生郡藏持村辨才天の祠堂の中に一つの函あり何物の骨とも知れぬ骸骨一個を入れありしが、齒の痛み打撲傷切り疵等に此骨を削りて附ければ直に治ると云つて、馬鹿な人々が信じてゐる由。又此堂の下に巨蛇の鬨骨が埋めてあると言傳へがある故、同所の醫師千葉無人といふ人が掘出して其物質を検査した上、内國博覽會へ持出し度とて其筋へ願ひ出たといふ(九、一一、四)

奇怪な物らしいが調べるのは愚だ。

石地藏の石

矢口の東側に大きな石地藏あり、之に石をあげて願がけすれば自然に金が儲かるといふ奇妙な窮理學を説く人あり、頻りに參詣人が出掛ける様子。此比近村の小學教師米村某が庭の模様替に其石を五つ六つ取つて來たのを村の者が聞いて大いに驚き、此前もあの石を持つて來た者が罰が當つて大熱を煩ひました、早々罪を謝して返し玉へといふと、米村氏は笑ひ乍ら、田畑の爲に一步の地も惜い處へごろごろ石を積立ては大に農業の妨となる、是れを持って來た者へは地藏から禮をいふ筈だ、それ位の理の分らぬ地藏なら願をかけた迎何の役に立つものかと言はれて、一言も無く引込んだ(一一、一、二三)

丑のべに

二十三日は寒の丑の日だから、紅を買つて脣へなすと女がよく見えるとして、古風な女中連が頻りに買に行く、紅屋も古例の通り土で造りし牛を進上し、此牛を拜むと針仕事が上手になるとか言ふ珍説、すべて不奇量な女は心がけをよくすれば却て美女よりは末長く榮え、縫

針は精出して習ふが牛を頼むより一番ちか道、しかし丑の日に鰻を喰ふは随分尤なわけで、鰻はうまい物だから(一一、一、二五)

甘酒稻荷

市ヶ谷船河原町に古くより祭つてある甘酒稻荷は、以前は路傍に在りし處、維新後住居人の板塀の内に圍ひ込みたり、咽の病咳等に願がけすれば奇妙に治るとて、遠近より參詣多く、其願ほどこには小さき徳利へ甘酒を入れて供ふる習ひなりしが、此頃其地面を或官員が買ひ取り、居宅營繕の爲に稻荷の祠は邪魔なりとて打毀し、湯屋の焚物にしなければ、信者連中大に驚き靈驗著るしき神社を打毀つ罰は必ず免れ難しと罵るを、家内の男女が心配する故、主人も大に持てあまし、幸ひ櫻田町の同僚某の邸内に稻荷の不用物ありと聞きて貰ひ受け、空地の邪魔にならぬ處へ建てたり。然るに近所の者は、甘酒稻荷が地主の夢枕に立つたと騒ぎ出し、先に倍して參詣多く、塀の外より賽銭を投げこむあり、柏手を打つあり、月給長久と祈るあり、甘酒徳利をぶらさげるもあり、實

に主人は迷惑極まるとの咄、世間には正氣の狐つきが多いこと(一一、六、九)

目洗ひ水

讚州丸龜にては、去月初旬より眼病流行し、往々盲目となる者あり、鎮臺營所の眞部軍醫は眼科に長ぜし故、日日退營後、來りて治療を乞ふ者百餘人の多きに及び、中にも瓦町邊に患者尤多し、然るに同町と風袋町との間にある身代不動尊は靈驗著しとて、參詣の者群をなし、其前に備へたる水にて眼を洗つて歸るや否や忽眼が痛くなり、程なく失明せし者もあるに、是等は如何なる罪業深き人にや杯と妙な道理を附ける故、眞部氏は或日彼地へ到り一見せしに、果して眼洗ひ水の中には患者の目やに充溢せり、患者も無患者も一同に此水を目に附け難有涙を溢してゐる故、同氏は驚いて參詣者を諭し置き、直ぐに其筋へ届け右の眼洗ひ水を取除けられしより、流行病は大に減せりと、是だから御水などと云ふものは決して用ひてはいけません(一一、九、二三)

池上のはなし

聖坂を通ると、二三人連でナント此二三日の雨は金が降るやうなものだ、是れで芋も子が出来る、瓜蒬も育つ他國は知らず東京近在は豊年だ、時に妙法不思議なのはおらが隣村池上サ、あの前通りの田地は昔から糞を用ひず、なぜだと聞くと糞の臭氣はお祖師様を汚すから決してすることはならぬ迎、今以て糞もろくろくに實が入らねど昔風を守つてゐるし、ソシテ、千年屋はその通りになつたが、丹波屋は今も繁昌して普請も立派に出來たが表へ窓を明けぬ、聞けば御本堂へ向けて窓を明けるは恐れ入るのだといふ、實に驚いた固まり屋だと咄し、行く人があつた(一一、九、五)

鼠小僧の墓

兩國回向院にある鼠小僧の墓近來益々參詣人多く、何れも十錢掛ヶ百圓取等の大願望有る人々にて、咒に右の石碑を缺き取り、望みが叶へば別に新碑を建てお禮参りをする者多し、市川團升などは餘程の信者と見え、根府川石の碑を建て永代經料として金十圓を寄附せし由、物

好にも程の有つたものだ(一一、一、二三)

水橋某の母

谷中本村の水橋某の母は年來祖師の御符を信者に施し
しかも自分は八十八歳定命のお告を蒙りしと言ひ散らせ
しが、豈料らんや、十日程煩ひ六十二歳にてボツクリ死
んだは三四日前の事、病中醫者は門際へも寄せつけず、
御符で立切つた大教師が右の次第故、信仰の面々は大き
に疑惑を生じ、當日悔みに來てお告が違つたとがや／＼
わめき立てしに、一人の老母が人々を制し、必ず疑ひた
まふな此國計りへ御利益を施しては佛意に違ふ故、此の
お人は假にこの世を去つて外國へ教導にお出なされしな
らんと、眞じめになつて説諭せしとは、何とふしぎな利
口連中(一一、一、二三)

南向の雪隠

愛媛縣伊豫郡灘町湊町邊は先頃天然痘流行し、感染の
者三十人に過ぎ、間々鬼籍に入る者ありて、追々近村へ蔓
延の様子なるが、何者の言ひ出せしにや、南向の雪隠を

拜み痲瘡の濟んだ證人に立つて下さいと願ひ申せば、
屹度痘難を免るる由、南向の雪隠の前に額づく人絶えざ
る由、笑止千萬なり(一一、五、八)

こん／＼ちぎ

開明進歩の今日には不似合の大不出來、下總國埴生郡
の村田源左衛門の嫁アキは此頃狐がついたとかで、稻荷
様のお告だの神の御託宣だのと、無暗に嘘八百をいひふ
らすと、それに乗込む眷族、ではない近所近邊の婆アさ
んや、兄アや、お嬢や、コン／＼知己や、トン知己が、
凡二十人計り集り、又近村で三峰山の信者だといふ藤崎
紋左衛門どんが先達になり、加持をするの祈禱をするの
と騒ぎ立てるが、中々大盛んに追々是に惑はさる者が
多くなるには誠に以て困りきると、同所の人から交通で
すが、やはり之れにはコン／＼説諭をするがよかんべい
(一一、六、一八)

活佛

山口縣へ西本願寺の代理日野某が巡回され、處々の寺

院より招待しけるに、何れにても參詣充滿し且つ香剃を
受ける男女七八百人づつありて、是等は何れも二十五錢
づつ寄進し、又寄泊の寺よりは冥加金として三十圓、其
他信者より寄附する冥加金等夥しく、合せて一晝夜に凡
三百圓計りの額となるべし、又佐波郡徳地村などには
日野師の入浴せし湯を拜領して飲みし者幾千人、少し後
れて參りし者は大勢が飲み干したる跡なれば、一滴だに
頂戴しえざりしとて、愚痴をこぼしながら空しく歸るも
ありし趣、誠にハヤおあり難いとや申したいがこんな湯
をガブ／＼呑んで思ひもよらぬ極樂往生をせねばいゝが
しかし夫れも本望かも知れんと(一一、九、一〇)

位牌を拾ふ

世に御幣擔といふ一種特別の人物がある、中でも南佐
久間町七丁目の吉井某は、所謂粹の粹なるもので、平生
途中で葬式にでも出會ふ時は、如何なる用事ありても直
ちに家に歸り、湯屋にて身を淨め、その衣類は賣拂ふ程
の先生なるが、一日いつもより早く起きて、門の前から
東に向ひ太陽を拜んでゐる時、往來を見ると紙幣包みの

やうな物が落ちてゐる、ついたらち早々縁起が／＼と拾ひ
とつて、包みをあけて見ると、新歸元照岩道節信士靈位、
明治十二年六月二十八日卒である。先生腰を脱かして立
てなくなり、もう此家には居られぬ、轉宅するまでもか
うしてはおけぬと、夫れより仕事師を頼んで疊を上げて
はたくやら、龍吐水で家のすみ／＼を洗ふやら、天地も
爲にひつくりかへる騒ぎをやつた。(一一、七、三)この男
まだ生きてゐるかも知れぬ。

とりかへ六尺

久保町邊の久といふ男、湯屋へ行くと、友達が自分の
古いのと久公の新らしいのと取かへて禪をめて行つた
のを知らずに家へ歸つた。ところが忽ち女房が見咎めて
『地／＼臭くて女房が鬼になり』の川柳どほりで親方のう
ちへ逃げて行つてしまつた。とそんな騒ぎがあつたらう
とは夢にも知らず、友達は仕事戻りに立寄つた、オレの
六尺のメ心はドウだと言ふと其一件からかゝあがかうだ
と聞いて仰天し、すぐに仲裁に入つて逐一わけを訊すと
鬼ももとのおたふくになつた(一〇、六、二四)

東西の脅嚇

これは宮城縣下仙臺の大珍聞。あるお醫者さん、豫て近所にかくしておいた美人と、山の神殿へは養生の爲だと唱へて、こつそり温泉へ遊んだものだ、二週り程たつて何喰はぬ顔で歸つたが、山の神殿はすでに探報を遂げてすべてを知つてゐたが、態と知らぬ顔で酒肴を調べて無事に歸つたお祝ひだからと快くもてなしたので、先生すつかり安心して酔つぱらつて倒れてしまつた。山の神殿は仕すましたりと、薬局から發胞膏を持出して来て、手早に内股にはりつけた。先生は温泉がへりの疲れにぐつすり眠つたが、かゆいので目をさまして、のぞいて見るとこはそも如何に、恐ろしく腫れあがつてゐる。よくよく調べると膏藥が貼つてあるのだ。それから、犬も喰はぬ大戦争を初めたさうですが、どうなりましたか(一〇、七)

黄金佛

本願寺の法主が北國地方巡回中の事。隨行の近江の覺

城上人、ある夜雪隠へ行かうとすると、閉がつてゐる。さすがの大徳も黄金佛の出世、すでに迫れるを如何ともする能はず、庭へ出て、恭々しく紙を鋪き、黄金佛を不二法門より放下し去つて、紙の四すみを摺み後の田圃へ捨て、凡夫に踪跡を示すまいとしたら、一發すこしく方向を過つて、彼の黄金佛は高く庭上の椿の枝に垂れかかり玉うた。上人吃驚して、覺えず『南無阿彌陀佛』

枕元の響

下谷廣徳寺前に住む某の細君、四日の夜摩利支天へ參詣して九時頃歸ると、某は餘り怠屈だから先へ寢たと床に入つてゐた。處が見ると枕頭に響がある。細君は取り上げて顔色を變へ、是はといふと、お前にやらうと思つて小間物屋から取り寄せたのだと答へたが承知する所か人をばかにすると火焰を口から噴いて、食ひつくやら引掻くやら大騒動のうちに、夜があけた。小間物屋の小僧が飛込んで来て、昨夜御注文になりましたお響がお氣に召ましたかといふを聞いて、細君大しよげ。旦那どんは喰つかれ損。

一月三圓

赤坂表町邊の或料理屋の親仁、去年の八月から十九になる雇女のりうを給金の外一月三圓づゝ増す約束で、よけいな用事をさせてゐたが、客の無い時は晝間でも何度と無く呼びつける、りうも大いに閉口し、度々兼官を免ぜられたき旨辭表を出したけれど許可されず益々煩務なので、斷りなしに逃げ出した。親仁は血眼で探し歩いた結果、此度から月給制度を廢して、一度用を頼むと二十錢づゝ呉れるといふ約定で再び雇入れた。一月ばかり経つて決算してみると、豫算に超過する事五六圓、全額十二三圓となつた。これまで我慢してゐた山の神殿がおこり出して金貨濫出して國家の不利益だと責めるし、りうにも小つびどく當つたので、りうは又候逃げ出した、親仁は狂氣のやうになつて探したが見つからず、據なくりうの人相書を添へて其筋へ願ひ出た(一二、五)

石地藏のくやしき

羽後國秋田郡保戸野鐵砲町佐藤長太郎の息子末吉は芝

居好きが通りすぎて役者好きとなり、とうとう疊の上の乞食眉毛なしの仲間入と出かけ、先月十九日大阪寺町の芝居で累殺し土橋の場で石地藏の役に當りましたが、其石地藏のよく出来た事、縦から見ても横から見ても正銘まがひなしの石地藏と見えるので、與右衛門より累より石地藏の出来がいいと、數百人の見物人一同が手を打ちやんやん／＼の聲鳴りも止まず。この褒め言葉に氣が乗つていよ／＼手際を見せてやらうと呼吸を詰め目ばたきもせずにあた、が、どういふ張合か、思はず知らずハハハツクションとくしやみを四五度續けて、其拍子に鼻汁まで垂らしたので、土間も棧敷も一面に翻天倒地のやうな騒ぎ。あまりの可笑しさに舞臺樂屋まで貰ひ泣き、ホイ貰ひ笑ひ、とうとうソレデおじやんになりました(一〇、六、七)

一人兩名

神田佐柄木町に住む或る寺の坊さんが、淺草田原町邊の何某の妹を女房に貰はうとしたら、其家では抹香くさい名の人はいやだと云ふので、坊さんは直に何田何七と

改名してやつと其妹を買った。が一人兩名では折々差支が出来て困つてゐると、横濱から来てゐた食客が死んだ幸ひ無籍者なので、何田何七が病死した事に届て、やうやう一人一名になつて先づは安心したが、女房が表向後家になつて天下晴ての夫婦とは言へなくなつたから、兄は引取つて他へ縁づけようと言出した。坊さんは大きな聲でおれの女房だとも言はれぬ始末で大こまり。兄はきかずに妹取戻しの訴訟をおこした。後家と坊さんの喰付いたのは世間に随分あるが、これはちつと毛色が變つてゐる(一〇、四、二六)

二夫に嫁す

遠州榛原郡萩間村の絹村五平といふ四十男、妻のかくと二人で子も無く暮したが、かくは明治十一年五月の末に亡くなつた、後は獨りで月日を過ごしたが、飯炊き裁縫は言ふも更、萬事につけて不自由なので、後妻を迎へたいと同村の布村伊平に頼むと、伊平は懇意な牛淵の齋藤万吉の妹みわが三十五で他から離縁になり其後定まる縁のないのを仲人して、四月六日に連れて來る事に極め

た。所がここに同じ萩間の杉浦太吉四十五といふやもめ男が、みわとはとうより夫婦約束をしてゐるのに、友達の五平のところへ縁づくつと聞いて残念でたまらず、どうかして己れの妻にしたいものであると掛合つてみると、五平は既に期日まで定めてあるのだから今更破談もならぬといふ。仲人の伊平にぶつかると、伊平は困り切つてゐたが、はつたと手を拍つて、お前さんもなあ、當人同志で夫婦約束したのなら、西洋の祝儀ともちと違ふけれど、今から二人相持ちとして、上十五日は五平殿とし、下十五日は太吉殿として、子供が生れたら、どちらでも其顔の似た方を父として、若しまたみわ殿に似たら二人で養育するとしたらどうかといふ天晴れな名案を出す太吉も五平も承知して、六日には五平が目出度く三々九度の盃を重ねた。太吉も其席に列んで酔つて家へ歸つたが、五平はあとでよく／＼考へてみると、最初自分の方へ娶つたのはよけれど、大の月には太吉の方が一日多くなる、これでは損だと思ひついて、居ても立ても落付かず、其の夜二時頃、太吉の家へかけて行つて、どん／＼雨戸を叩いて太吉さん太吉さん、半月代りの約束は破談

だ、破談だと怒鳴つた、何故だと聞くと、大の月は一日多からな。」

これに似た途方も無い話がある。長野縣信濃國坂本驛の旅籠屋何某の妻、ことし三十五になるが近所の男と一緒に隨德寺と出かけた、あとで二人の子供が母親を慕つて朝晩泣き暮し目も當られぬので、親類が寄つて相談して亭主に二人は憎からうけれど、子供があんまり不びんだから、兎も角も呼び戻して、晝間は貴公の細君、夜は彼の男の女房にして、暫らく我慢してはどうだと説いたさうだ。どう定つたかそれまでは書いてゐない(一〇、四、一一)

身代限の札

昔は破産の宣告を受けると、身代限の札といふを掛けたものらしい。これは札のかけ處に困つた話。

佐藤庄藏は元八丁堀中町三番地に住んでゐた時に、家屋を増田屋といふそば屋に賣渡した上二重三重に書入れて金を借り、ニツチもサツチもならぬ様になり、自分で訴へ出て身代限りになりましたが、居宅もなければ身代

限りの札をかけることもできぬ處から、元の差配人に相談すると成程身代限りの札を首にかけるも不都合だから、元住つてゐた今の増田屋の宅へかけさせて貰ふより外に仕やうはあるまいといふに付、増田屋へ行つてむりむたいに頼み込みしゆゑ、増田屋も迷惑乍ら據なく承知して身代限の札をかける、夫れからお客がちつとも來ない、そつと外して置くと、庄藏はこれを見てびつくりして増田屋へは何ともいはず、警視方面第三署へ身代限りの札を盗まれた趣を訴へ出たと申すが、何ンと不都合だらけな咄ではありませんか(九、五、二三)

漫畫

高知縣下にて、去月四日は招魂社の大祭なりとて立志社より晝夜烽火を揚ぐる處なりしに、其日は朝より暴雨ふりしかば漸く十四發にて打止めし故例年ほど賑やかならざれど、夜に入り稻荷新地の濱べに數十の提灯をかけ列ねたり、其繪は奇々妙々の思ひ付にて其一二をいへば勤王の土が足利氏の木像の首を切つて三條河原に曝したる處にて、足利兄弟の首を三條に梟すと書いてあり、又

年の頃二八許りの別嬪が呉服店へ買物に来てドウカ二丈九尺九寸切つてお呉れといふのを、番頭がお負に三丈切つて上げませうといふ處、チャールズ第一世がスカツポルトに於て首を切らるる處、又三條の大橋を浪士と思しき者が數十人にて手毎に大袖或は手斧等を携へ愉快に之を打崩す處、其橋の東に當つて岩の如く堅固に造りし倉庫を數人取圍み打破る處、其又脇に一匹の大熊が千兩箱を擔ぎ一生懸命に逃去る處、又數十人の男が、是も手毎に鎗或は刀を持ち一本の大木を切倒し思ひ／＼に切るやら突くやらする所、其脇に餘り蔓りすぎて草木の生長を妨害すると書いて有り、其他大禮服に似よりたる物を着したる人が大層逃げるやら殺されるやら、狐狸の爲に喰はれる體など、種々様々の繪ありて中には長々しき題言もあり、其翌日巡查二名該社に來り右の筆者の姓名を一聞糺して歸りたり(九、八、二)三條、岩倉、大隈等のにくまれた時代の反影である。

ある親仁

静岡縣下阿部郡にて村名と人名とは知れませんが、或

老爺は平生酒が極好きなれど自宅では隠して少しも吞まざ、近所の酒屋で飲むことに極めて居ましたが、或日老爺の留守に酒屋より代金を取りに來た故、息子の嫁が立替へて拂つて置いたれど、老爺はちつとも知らずに居たるを、八年何ヶ月とかになる孫が其請取を見て、お祖父さんが前の月に飲んだ酒代はこれ／＼あると云はれ、老爺は驚くまいことか大變驚いたが、翌日學校へ出かけ、少し不平な顔色にて、私の孫は是まで御厄介になりましたが最う今日切でお斷り申す、一體私の家柄は難有い事に是まで五代といふものは連綿と滞りなく無學で村役を勤め來つて居りますが、アンナ不了見な孫が出來ましては兩親や此爺まで馬鹿にみえ、しまひには家を潰すかも知れませず、後々が心配でなりませんから、學問の事は平にお斷り申升と述べ立つるに教師も呆れ果てられたといふ、老學校もちと設けたいもので御座りますコソな老爺さんの爲に(九、三、二四)

これと似た話がある。

先頃甲府新聞にもよく似た事がござりました、花川戸町二十八番地のうら店のかみさんが無筆で受取りが讀め

ぬのを、子供がおかしがつていくらいくらムムだと云つたを、かみさんは恐ろしく腹を立つて、無けなしの錢を出して學校へ出し其おかげで餓鬼に馬鹿にされてつまる物か、モウ學校へは出しはしないとわめき立てるを、町内行事の老人が其子をひどく叱つて、夫れからおふくろへも「害を説きやつと騒動が納りました、かみさんも馬鹿だが、子供も字を覚えて鼻にかけ兩親をさげすむはよくない事だ(一〇、一、九)

配偶者募集の條件

京都祇園新地の貸座敷江戸直の女將が提出した旦那募集の條件に曰く、一、年齢四十歳以上五十歳以下の男子二、商工者又は特別の力ある人、三、本妻ありて自分を妾としたことを本妻に披露し得る人、四、手當金はいらぬが萬端の相談に預りくる人、五、相場や花を好まぬ人、六、お客の前で旦那顔をせぬ人、七、今の商賣を続けさせてくれる人、八、少くとも二三合の酒は呑めて端唄位うたへる人。これはあまり難かしい條件でもないからすぐ見つかつたらうが、長崎の道幸春雨といふ繪かきの

嫁とり條件は、二三十乃至四十二三歳の婦人で無限の財産ある者、精神の快樂を主として肉體の慾望なく、終生同衾せざることを、神佛に祈らぬこと、結婚式は酒二合干鯛二尾ですることといふのだから、天下廣しと雖應ずる者はあるまいとの事。

鼻まがり

茨城縣香澄村駐在所の石川巡查尻を放つたことまで目くじら立ててやたらに拘引するけれど、處刑された者殆ど無し。一夜駐在所近くの東榮橋の欄干に貼札したる者あり曰く「石川巡查は南部の鮭よ捕るのも捕るのも鼻まがり」

手切金月賦

栃木縣の土木官吏某請負師の世話で獅子倉某の娘を娶つた處が、これまでの下宿屋の娘がおしかけて手切金を要求し十圓を十ヶ月の月賦にして受取ることにした、滞納二ヶ月に及ぶと娘は某を自宅へ連れて來て了ひ、滞納處分だといつて妻と二ヶ月の同棲を禁じた。

百足
甲府に彷徨せるあめ屋夫婦、其妻の首筋から血の垂るるを亭主に注意され怪しみながら隣へ行つたら又垂れてゐた。見て貰ふと番の中に五寸程の百足が十分に血を吸つて動けずに居た。

泥棒が巡査を番する

北海道の巡査某泥棒を護送する途中、白馬を呑みすぎで道端へ寝てしまつた。泥棒は迷惑ながら覚めるまで附いてゐた。泥棒が巡査の番をするのは前代未聞だ。

鳴らぬ鐘

大垣の某寺で梵鐘を鑄たところが撞いてもコンともカシとも鳴らない、賣卜者曰く亡者が鐘に取つてゐるのだと、めんよふな。

詫證文

『わたくし事毎日夫とけんか致しごきんじよをさわがせ

中人にあづかりおそれ入まらせ候以後はけつして夫のきんとり申すまじく』と書いた詫證は前に書いた『茶器の中に小便をなし雛菊に吞ませたる儀發覺し誠に恐入候本人若し小便を吞みたる爲に病氣相發し候節は拙者引受加養致させべく』と誤つたのは加茂驛の男だ。どちらも彌次喜太の子孫であらう。北海道岩見澤の勘太といふ中年男は、北村某の女に通つたことが知れてねぢこまれ私事妻も子もある身分柄貴殿の娘千代殿を見染め風呂場にて契りそめ其後時々嬉しきお目もじ致し候處實正也今日談判にお出下され候段實に申譯無之候依て離縁狀件如』

女房を繋いでおく男

『あたし事正若さんにはれ候其上たつた一度いたし候處お目にとまりおしかりを受け大きに／＼あやまり入後悔いたし候いごは正若さんとは出あひ申すまじく候しばもけつして／＼見物いたすまじく候』と書いた女もある位だから信用出来ぬと思つたのだらう、福島には女房のからだに封印した官吏があつた、遠州池田村には猿を飼つとくやうに鎖で繋いでおく男がある。

がしてしまつた。

難題

下野赤津村の神山文次、石川某にくれた犬が犬殺しに殺されたと聞き其不注意を責めて、『冬は寒中に單衣一枚にて足袋を穿いてはならぬ、夏は炎天に綿入を着て笠を冠るな』といふ。石川はあんまりな要求なので返事をせず居ると、然らば途中で逢つた時横つらをつづつ撲るが、いゝかとして、とうとう其通りになる、何かわけでもあるのだらう。

獨りで嫁入

岐阜坂井某の女千代(二十餘里を隔つる有知村西部某に嫁ることゝなり結納もすみて日取協議申逃亡して行く所を知らず、一家青くなつて搜索にかゝつてゐると聲方より手紙が来て、娘御には四五日前お獨りにて參られ、此方にて何なりとも仕事のお手傳へ申さんとて新夫婦仲よく毎日機を織り兩親とも大喜びにて候。

十年無家賃

詫證文の話ばかりするやうだが、兵庫の富田善兵衛といふ男、十五年前から隣家岸本寅造の妻を働んでゐた事がばれて、妻と三人の子を引取つた上『一途中にて出逢ひたる時は必ず善兵衛より先に禮を爲し恰も主従の如き動作を爲すこと、二村内會議諸講にて會する時善兵衛は寅造より上座に席を設けず必ず下座に着座すること、且寅造の意見に反對することあるまじきこと』といふ證文をとられた。下野見川町の増口十三は妻の奇策を用ひて家主に十ヶ年間無家賃たるべしとの證文を取つた。

飛んだ仲人

福井市の木口某、人は一生に一度は仲人をするものと云はれて、隣の着物屋がまだ獨身であるので、何日何時には嫁を連れて來ると約束した。約束はしたが宛は無かつた。そこで知合の亭主ある女を頼んで嫁に仕立て、連れて行き、三々九度の盃をすまして床入れとなると、ごね出して喧嘩を吹きかけ、どさくさまぎれに花嫁を逃

片々(補遺)

證文の額

備中の成金渡邊覺平、數年前三宅茂造から玄米十俵を借りたが茂造が死んだのをいい事にして、米は返した、證文は取戻すのを忘れたのだと云ひ張つて返さぬ。茂造の相續人は其證文を立派な額に仕立て自家の上り口に掲げ來る人來る人に仔細を語るの、大いに閉口し、俄に返濟を申込んだが、平三郎は頑として應じない。

男女顛倒

大和國大西某の女トウ(一〇)岩崎覺次(三三)に眷戀し、數次落花流水の情を示せども、覺次は木石の如くトウの情を解する色もないので、トウは一夜覺次を村社境内に誘拐して、若し我戀を遂げさせなければ喰ひ殺すと脅迫して、終に望みを達したが覺次の親爺かくと聞いて、悴を疵物にされたと以ての外に怒り出した。

娘を裸にす

野州氏家町に一夜五人の男を忍びこませたるを怒つて娘をはだかにして外に立たせ、通行人に向つてこれが浮

氣女のよい手本ですと説明したこと若衆連の知る所となり、神聖なる淑女を汚辱する不法の父母なりとて、おしにかけて大談判をはじめた。

寢顔見

丹波龜岡の近藤竹松は、毎日晝のうちに美しい女のある家を見ておいて、夜になると寢所に忍びこみ、寢顔を見ては他愛なくよろこぶので、掴まつては突出され、追はれては撲られ、家宅侵入罪に問はるゝことすでに十四回。

—了—



定價貳圓五拾錢
郵送料拾貳錢

明治初年の世相

昭和二年十二月五日印刷
昭和二年十二月十六日發行

編纂者 横瀬夜雨
發行者 佐藤義亮

東京市牛込區矢來町

發行所 新潮社

電話牛込
長一八八八八
一八八八八
二〇〇〇〇
四九八七六
番番番番番
振替東京 一七四二番

刷印社會式株刷印士富 町川戶江西區川石小京東

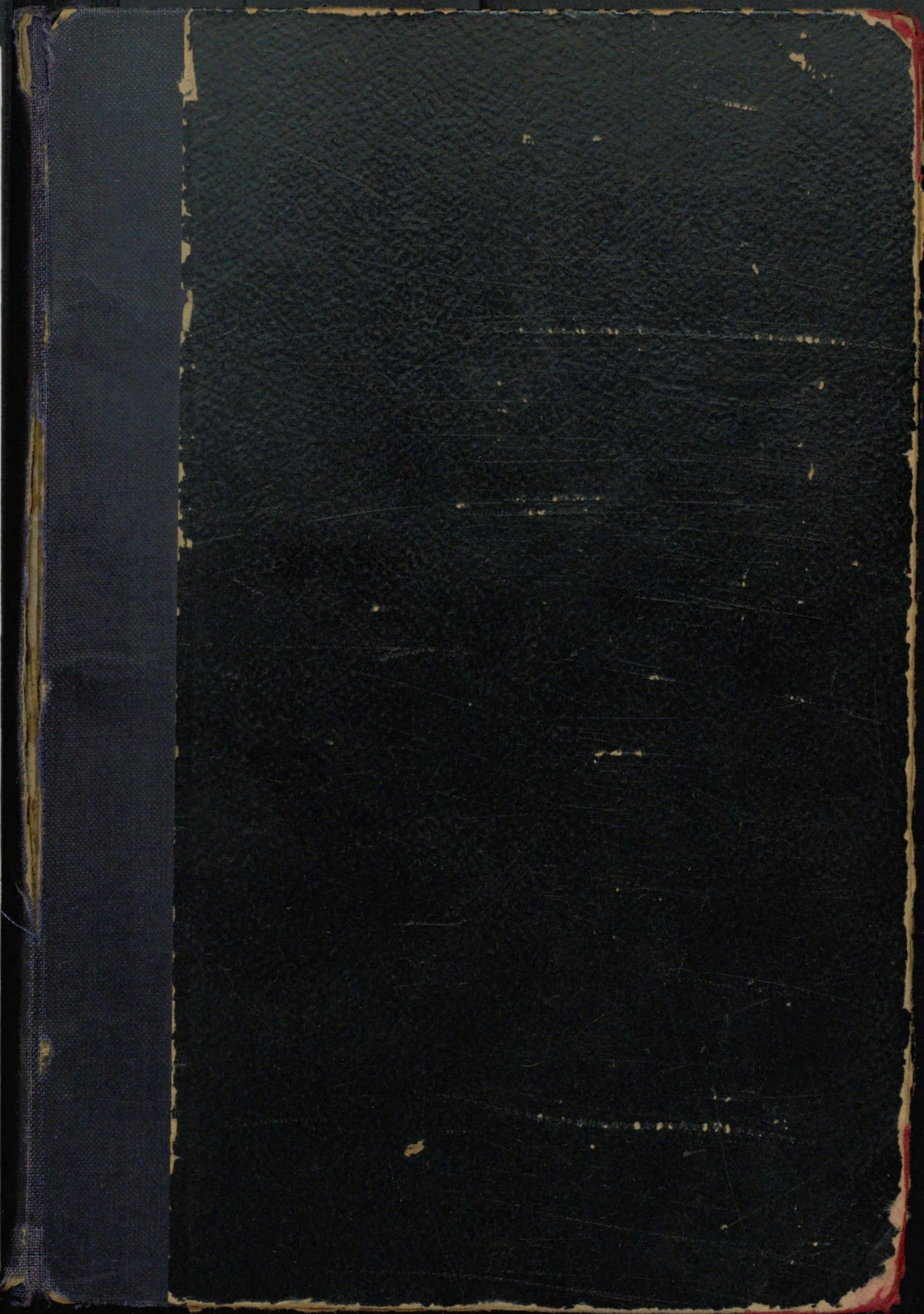
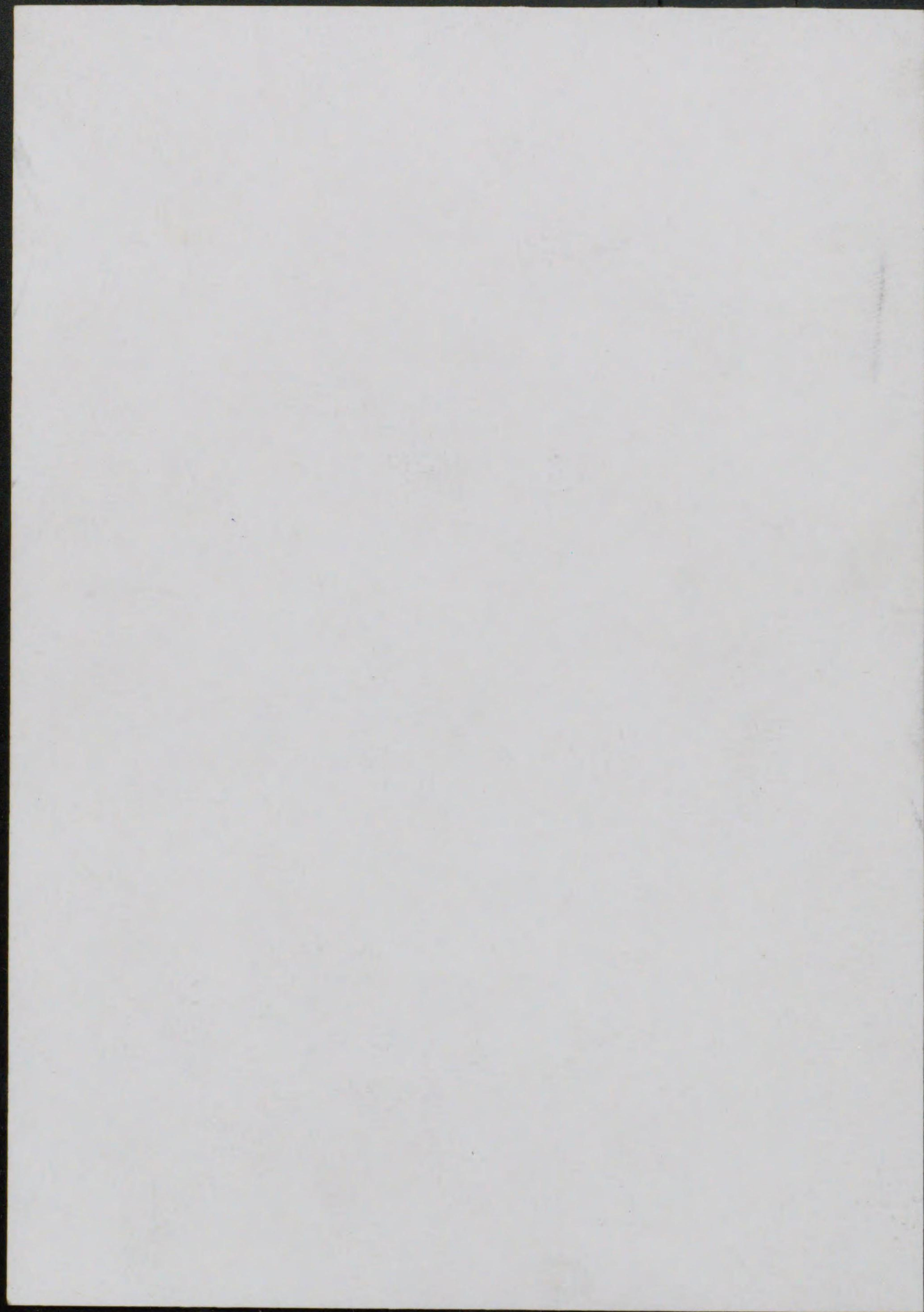
代表的名作選集

明治大正に互れる傑作中の眞傑作集

羽二重表紙特製
定價五拾五錢
郵送料各六錢

第一 牛肉と馬鈴薯 國木田獨歩	第二 坊っちゃん 夏目漱石	第三 蒲團 田山花袋	第四 透谷選集 北村透谷	第五 春 (全二冊) 島崎藤村	第六 春 (全二冊) 島崎藤村	第七 わが袖の記 樋口一葉	第八 爛れ 徳田秋聲	第九 平 凡二葉亭四迷	第十 高野聖泉 鏡花	第十一 何處へ 正宗白鳥	第十二 今戸心中 廣津柳浪	第十三 耽溺 岩野泡鳴	第十四 明治詩歌選 詩壇六名家	第十五 戀ざめ 小栗風葉
十六 別れた妻 近松秋江	十七 はっ 姿小杉天外	十八 お艶殺し 谷崎潤一郎	十九 俳諧 師高濱虛子	二十 煤煙 (全二冊) 森田草平	廿一 煤煙 (全二冊) 森田草平	廿二 花枕 正岡子規	廿三 その妹 武者小路實篤	廿四 旅役者 長田幹彦	廿五 物言はぬ顔 小川未明	廿六 ふところ日記 川上眉山	廿七 鱧の皮 上小劍	廿八 女作者 田村俊子	廿九 南小泉村 眞山青果	三十 少年行 中村星湖
卅一 啄木選集 石川啄木	卅二 運命の丘 島村抱月	卅三 和解 志賀直哉	卅四 末枯 久保田万太郎	卅五 善心惡心 里見淳	卅六 俊寛 菊池寛	卅七 將軍 軍芥川龍之介	卅八 涓滴 森林太郎	卅九 泉谷 集有島武郎	四十 蝙蝠の如く 有島生馬	四一 子をつれて 葛西善藏	四二 白秋詩歌選 北原白秋	四三 佗しすぎる 佐藤春夫	四四 苦の世界 宇野浩二	

570
77

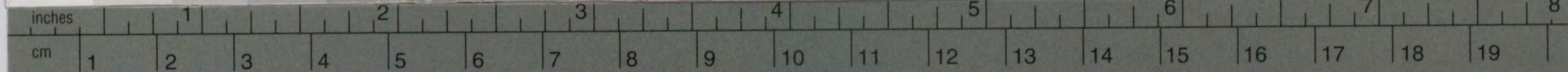


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

